

第 4 期
平成 21～23 年度
(2009～2011 年度)

練馬区
高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画

平成 21 年 (2009 年) 3 月



練 馬 区

はじめに

わが国の高齢者人口は今後、いわゆる「団塊の世代」が65歳に到達する平成24年(2012年)には3,000万人を超え、平成25年(2013年)には4人に1人が高齢者という超高齢社会の到来が予測されています。本区でも、確実に高齢化の波は押し寄せており、平成26年(2014年)には高齢化率が20%に達し、区民の5人に1人が高齢者になると予測しています。

また、こうした高齢化のさらなる進展に伴い、要介護認定者や認知症高齢者をはじめ、様々な理由により社会的支援を必要とする高齢者の一層の増加が予測されています。

このような高齢社会にあっては、高齢者の豊かな知識や経験を地域社会の発展に活かせる環境づくりを進めるとともに、介護が必要になっても、住み慣れた地域で尊厳を保ちながらいきいきと暮らし続けることができる地域づくりが一層重要になってきます。

一方、高齢者の介護を社会全体で支える社会保障制度として、平成12年(2000年)4月から始まった介護保険制度は、導入後9年が経過し、サービス利用者も着実に増え、老後の安心を支えるしくみとして区民に定着しつつあります。しかし、持続可能な制度の構築に向けて行われた、平成18年度の介護保険法改正以後も、介護予防の普及や介護給付の適正化など、課題が少なくありません。

区では、こうした高齢者を取り巻く様々な課題に的確に対応するため、このたび、平成21年度から23年度までの3年間を計画期間とする、第4期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しました。

本計画では、第3期計画の基本理念等を継承しつつ、相談支援体制の充実や介護人材の確保など、本計画期間中に取り組みべき9つの重点課題を新たに設けるとともに、第3期計画の総括を踏まえ、基本目標である「高齢者が暮らしやすいまちをつくる」の実現に向けて、必要な見直しを行いました。

今後は、行政はもとより、区民の皆様や関係団体・機関との連携により、本計画の着実な推進を図り、高齢者の方が安全・安心で、いきいきと暮らせる地域社会の実現に努めてまいります。

最後に、計画の策定にあたり、「高齢者保健福祉懇談会」および「介護保険運営協議会」において熱心にご審議を重ねていただきました委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた区民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成21年(2009年)3月

練馬区長 志村 豊志郎

【 目 次 】

総 論

第 1 章	計画策定の主旨等	1
第 1 節	計画策定の主旨	1
第 2 節	計画の位置付け	1
(1)	法的位置付け	1
(2)	他の計画等との関係	1
第 3 節	計画期間	2
第 4 節	計画策定までの経過	2
(1)	区民等の意見反映	2
(2)	区庁内組織による検討	2
第 5 節	計画の推進・点検	3
(1)	計画の推進	3
(2)	計画の点検	3
第 6 節	日常生活圏域	4
第 2 章	高齢者を取り巻く現状	5
第 1 節	練馬区の高齢者の現状(練馬区高齢者基礎調査より)	5
(1)	世帯構成	6
(2)	社会参加への意欲	7
(3)	健康への意識	9
(4)	介護予防への取組状況	10
(5)	地域包括支援センターの認知度	11
(6)	認知症高齢者の介護	12
(7)	介護人材の確保	13
(8)	在宅介護・医療に関する意見	14
(9)	住まいの現状	15
第 2 節	練馬区の介護保険事業の現状	16
(1)	第 1 号被保険者の状況	16
(2)	要介護認定者の状況	17
(3)	介護給付・予防給付の状況	20
(4)	介護サービスの基盤整備状況	27

第3章	第3期計画の総括	31
第1節	第3期高齢者保健福祉計画の施策評価	31
(1)	多様な社会参加の促進	31
(2)	健康の保持増進	31
(3)	特定高齢者等への支援	31
(4)	要支援・要介護高齢者への支援	32
(5)	住まいの支援と医療・保健・福祉の基盤整備	32
(6)	地域で支える仕組みづくり	32
第2節	第3期介護保険事業計画の評価	33
(1)	第1号被保険者数および要介護認定者数の計画値と実績値の比較	33
(2)	予防給付、居宅、施設および地域密着型サービス量の計画値と実績値の比較	35
(3)	予防給付、居宅、施設および地域密着型サービス事業費の計画値と実績値の比較	39
(4)	地域支援事業の状況	43
(5)	介護保険料の賦課・収納状況	48
第4章	第4期計画期間における高齢者人口等の推計	51
第1節	練馬区の人口推計	51
第2節	第1号被保険者数の見込	51
第3節	要介護認定者数の見込	52
第4節	介護保険施設および介護専用型居住系施設の利用者数の目標	53
第5節	介護保険施設利用者の内訳の目標	54
第5章	計画の基本理念等と重点課題	55
第1節	基本理念	55
第2節	基本目標	55
第3節	基本施策と重点課題	56
(1)	6つの基本施策	56
(2)	9つの重点課題	56
(3)	計画における施策等の体系図	57

第4節	重点課題各論	58
(1)	地域貢献につながる社会参加の促進	58
(2)	「活動的な85歳」を目指した健康づくりの促進	60
(3)	主体的に取り組む介護予防の推進	61
(4)	地域包括支援センターを中心とする相談支援体制の充実	62
(5)	認知症になっても安心して暮らせる地域づくり	64
(6)	介護人材の確保	66
(7)	適切な介護保険制度の運営	68
(8)	高齢期の住まいづくり、住まい方の支援	69
(9)	介護保険施設および地域密着型サービス拠点の整備促進	71

各論

第1章	施策・個別事業の展開	73
基本施策	多様な社会参加の促進	73
	施策1 多様な社会参加の支援	74
	施策2 高齢者の力を地域で活かす環境づくり	76
	施策3 働く機会の充実	79
	健康の保持増進	81
	施策1 健康づくりの支援	83
	施策2 健康診査の充実	91
	施策3 介護予防普及・啓発の充実	92
	施策4 長寿(後期高齢者)医療制度の周知	96
	特定高齢者等への支援	97
	施策1 特定高齢者の把握	98
	施策2 介護予防事業の充実	99
	施策3 自立支援事業の推進	101
	要支援・要介護高齢者への支援	103
	施策1 地域包括支援センターによる支援	105
	施策2 介護人材の確保・育成への支援	106
	施策3 介護保険制度の適切な運営に向けての取組	107
	施策4 要支援・要介護高齢者等への生活支援	109
	施策5 認知症高齢者のケアの充実	112

住まいの支援と医療・保健・福祉の基盤整備	115
施策 1 住まいづくり・住まい方の支援	117
施策 2 医療供給体制の充実	119
施策 3 介護保険施設等の整備	120
施策 4 地域密着型サービス拠点の整備	122
施策 5 福祉のまちづくりの推進	123
地域で支える仕組みづくり	129
施策 1 地域団体等との連携体制づくり	130
施策 2 参加と協働による地域福祉活動の推進	131
施策 3 地域における支え合いの推進	132
施策 4 高齢者の地域生活支援	133
施策 5 権利擁護と利用者保護の仕組みづくり	134
第 2 章 介護保険事業の展開	136
第 1 節 介護保険サービスの利用量見込等	136
(1) 予防給付サービスの利用量見込および確保のための方策	136
(2) 介護給付 居宅サービスの利用量見込および確保のための方策	138
(3) 介護保険施設サービスの利用量見込および確保のための方策	140
(4) 地域密着型サービスの利用量見込および確保のための方策	141
(5) 地域密着型サービス拠点の整備量見込	142
第 2 節 地域支援事業の利用量見込および確保のための方策	144
(1) 地域支援事業の費用額等見込	144
(2) 介護予防事業の見込量	146
(3) 包括的支援事業の見込量	147
(4) 任意事業の見込量	147
第 3 節 第 4 期計画期間における介護保険料	148
(1) 第 4 期計画期間に要する介護給付等の見込	148
(2) 第 4 期計画期間における第 1 号被保険者の負担割合	149
(3) 第 4 期計画期間における第 1 号被保険者の保険料で賄うべき額	149
(4) 第 4 期計画期間における介護保険料	150

資料

1 区民等の意見の反映	153
(1) 高齢者保健福祉懇談会	153
(2) 介護保険運営協議会	156
(3) 区民意見反映制度に基づく区民の意見の募集等	160
2 区庁内組織による検討	161
(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会	161
(2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会・分科会	163

總論

第1章 計画策定の主旨等

第1節 計画策定の主旨

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、高齢化が急速に進行する中、高齢者を取り巻く様々な課題に的確に対応し、高齢者が安全・安心で、いきいきと暮らせる社会を実現するため、区が目指すべき基本的な目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにすることを目的として策定しています。

第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（計画期間：平成18～20年度）では、団塊の世代がすべて65歳以上となる平成27年（2015年）の練馬区において目指すべき高齢社会を念頭に長期的な視野に立ち、最初の3年間に取り組むべき施策を示しました。

第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、第3期計画の基本理念等を継承しつつ、これまでの施策の実施状況や新たな課題などを踏まえ、平成27年に至る中間の3年間（平成21～23年度）に取り組むべき施策を明らかにしています。

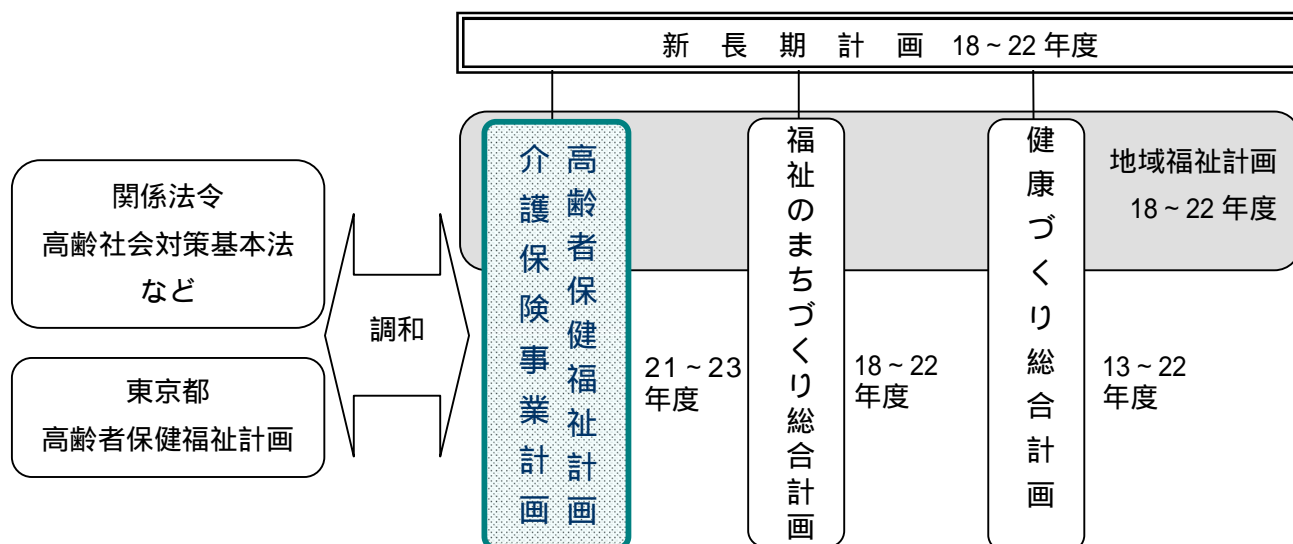
第2節 計画の位置付け

（1）法的位置付け

高齢者保健福祉計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定する計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条の規定に基づき策定する計画です。区では、高齢者の保健福祉施策の総合的な推進を図るため、両計画を一体的な計画として策定しました。

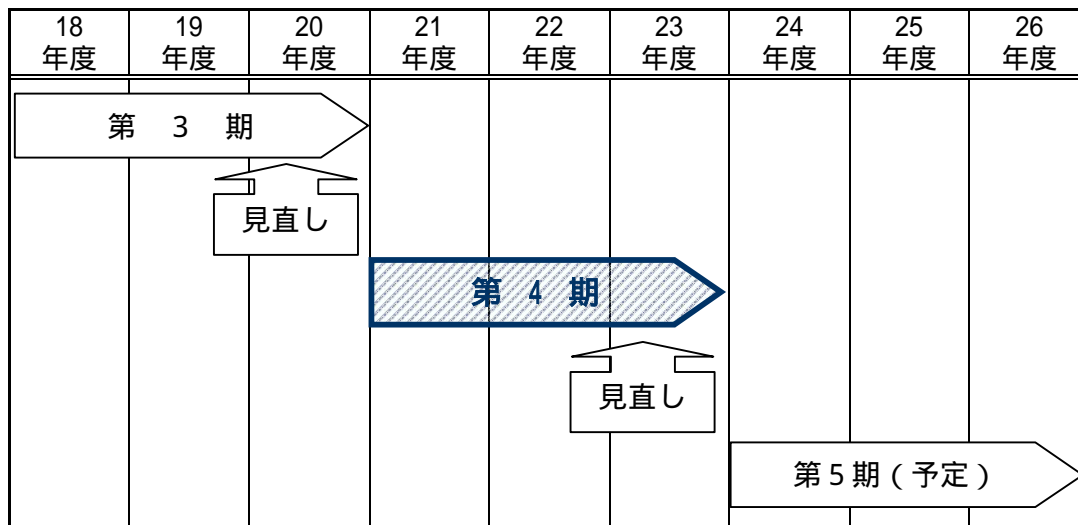
（2）他の計画等との関係

本計画は、区の長期的・総合的な計画である新長期計画（計画期間：平成18～22年度）の高齢者保健福祉に関する部門別計画として位置付けられるとともに、つぎの関連計画との整合性を保っています。また、高齢社会対策基本法等の関係法令の趣旨や、東京都高齢者保健福祉計画と調和を図りながら策定しています。



第3節 計画期間

計画期間は、平成21年度から23年度までの3か年です。計画の最終年度の平成23年度に見直しを行い、平成24年度を計画の始期とする第5期計画を策定する予定です。



第4節 計画策定までの経過

(1) 区民等の意見反映

区民や学識経験者等から構成される高齢者保健福祉懇談会および介護保険運営協議会における検討結果を踏まえ、計画を策定しています。また、区民意見反映（パブリックコメント）制度に基づき、計画素案の段階で区民から意見を募集し、計画への反映に努めました。

(2) 区庁内組織による検討

区職員から構成される第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会を設置し、計画を策定しました。

計画策定の経過については、資料(153～164ページ参照)もあわせてご覧ください。

第5節 計画の推進・点検

(1) 計画の推進

本計画の着実な推進を図るためには、区民・関係機関・行政がそれぞれの役割を認識し、相互に連携するとともに、目標を共有しながら協働で進めていくことが必要です。そのため、本計画について、区民をはじめとして、関係機関に広く周知し、施策の円滑な実施に向け、理解と協力が得られるよう努めます。

また、保健・福祉・医療の連携はもとより、文化、スポーツ、まちづくりなど様々な分野との連携も強化し、総合的な取組を推進していきます。

さらに、施策の効果的な展開を図るために必要な制度改正や財源確保については、他の自治体とも連携を図りながら、国や都に要望してまいります。

(2) 計画の点検

各論に掲載している個別事業の達成度については、毎年度、区が実施している「行政評価制度」を活用することにより、その把握につとめ、次年度以降の見直し等につなげていきます。

また、個別事業のうち介護保険に係るものについては、「介護保険運営協議会」等においても、進捗状況の点検、評価を行ってまいります。

第6節 日常生活圏域

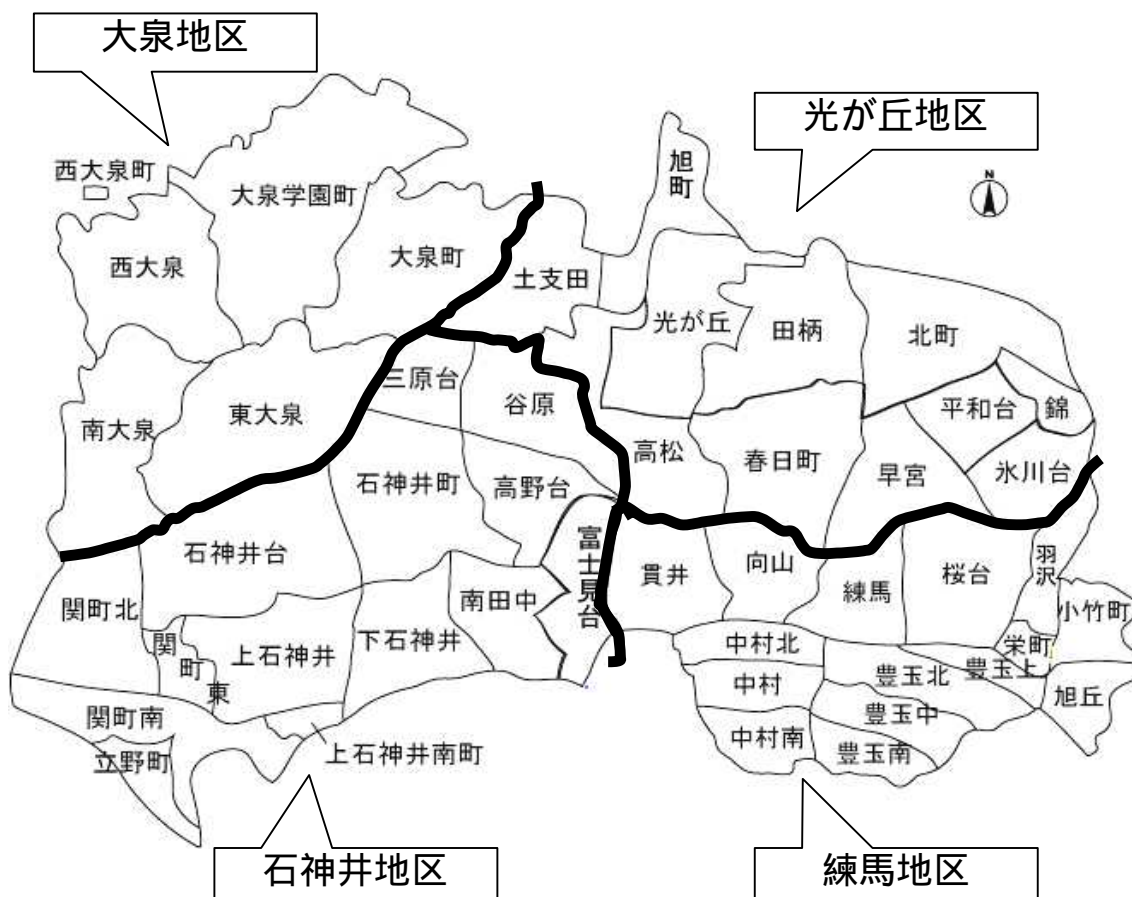
第3期計画から新たに、高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるよう、練馬区を4地域に区分した「日常生活圏域」を設定しています。

この日常生活圏域は練馬区における地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件を総合的に勘案したもので、介護サービスを提供するための施設の整備計画等は、この圏域ごとに定めています。

練馬区では従来から、福祉施策を効果的に推進するため、区内に4か所の福祉事務所を設置し、総合福祉事務所体制をとっていることを踏まえ、総合福祉事務所の管轄区域と、日常生活圏域を同一としています。

そこで、第4期計画においても、現行の日常生活圏域の設定を継続し、地域包括支援センターの設置、地域密着型サービス拠点の整備を進めていきます。

日常生活圏域の区分図



第2章 高齢者を取り巻く現状

第1節 練馬区の高齢者の現状（練馬区高齢者基礎調査より）

【練馬区高齢者基礎調査について】

区では、第4期計画策定にあたっての基礎資料とするため、平成19年12月に下記のとおり練馬区高齢者基礎調査を実施しました。

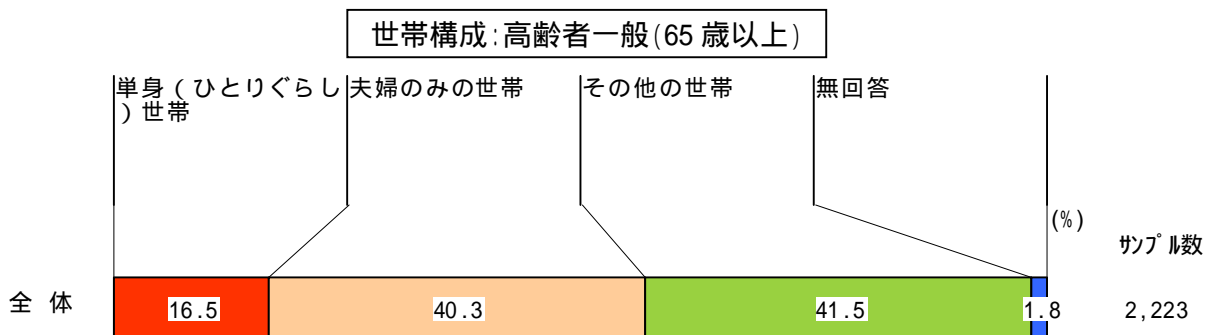
5つの調査の結果を一部抜粋し、高齢者を取り巻く現状等を紹介します。

<p>高齢者一般調査 【高齢者一般】 【特定高齢者（利用）】 【特定高齢者（未利用）】 「特定高齢者」とは、65歳以上の方を対象とする「生活機能評価」の結果、要支援・要介護になるおそれがあると判定された方を指します。</p>	<p>【高齢者一般】住民基本台帳から介護保険の認定を受けている方を含む65歳以上の方から無作為に（ただし、【特定高齢者（利用・未利用）】調査および調査の該当者を除く）3,000人抽出しました。 〔有効回収数 2,223 有効回収率 74.1%〕 【特定高齢者（利用）】特定高齢者の認定を受けており、かつ平成19年4～11月までに介護予防事業を利用した135人を対象としました。 〔有効回収数 119 有効回収率 88.1%〕 【特定高齢者（未利用）】特定高齢者の認定を受けており、かつ介護予防事業を利用していない方から無作為に200人を抽出しました。 〔有効回収数 154 有効回収率 77.0%〕</p>
<p>これから高齢期を迎える方の調査 【これから高齢期一般】 【介護サービス利用者】</p>	<p>【これから高齢期一般】住民基本台帳から介護保険の認定を受けていない55～64歳の方から無作為に1,000人を抽出しました。 〔有効回収数 552 有効回収率 55.2%〕 【介護サービス利用者】介護保険の認定を受けており、かつ介護サービスを利用している55～64歳の方から無作為に200人を抽出しました。 〔有効回収数 99 有効回収率 49.5%〕</p>
<p>介護サービス利用者調査</p>	<p>介護保険の認定を受けており、かつ介護サービスを利用している65歳以上の方から無作為に3,000人を抽出しました。（ただし、調査の該当者を除く。） 〔有効回収数 1,694 有効回収率 56.5%〕</p>
<p>介護サービス未利用者調査 （要介護認定者調査）</p>	<p>介護保険の認定を受けているが、介護サービスを利用していない65歳以上の方から無作為に1,500人を抽出しました。（ただし、調査の該当者を除く。） 〔有効回収数 892 有効回収率 59.5%〕</p>
<p>介護サービス事業所調査</p>	<p>介護サービスを提供している区内の459事業者を対象としました。 〔有効回収数 275 有効回収率 59.9%〕</p>

総論第2章 高齢者を取り巻く現状

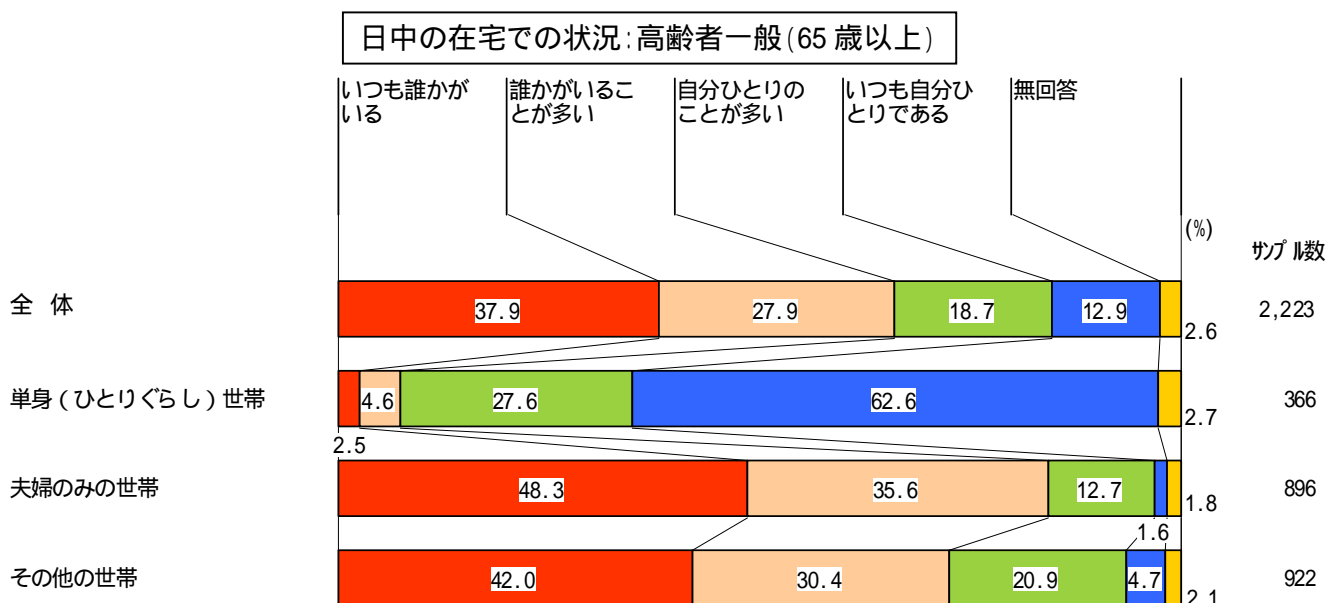
(1) 世帯構成

高齢者の増加に伴い、ひとりぐらしや夫婦のみの世帯が増加しています。高齢者一般調査（65歳以上）では、ひとりぐらし世帯の割合は16.5%と前回（平成16年）の結果（15.9%）よりも増加しています。夫婦のみの世帯の割合は40.3%で、前回（平成16年）の結果（40.4%）とほぼ同じです。



ひとりぐらし世帯でなくても、同居家族が働いている、学校に通っているなど、日中はひとりで過ごしているという方（日中独居者）もいます。

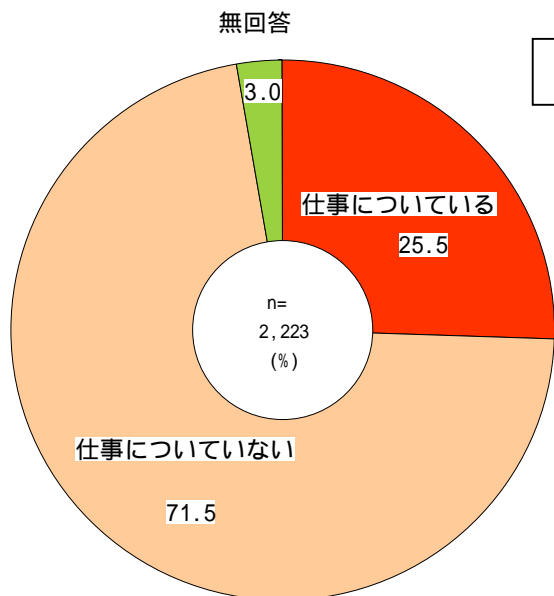
高齢者一般調査（65歳以上）では、「その他の世帯」のうち25.6%は、日中の自宅では「自分ひとりのことが多い」(20.9%)、「いつも自分ひとりである」(4.7%)と回答しています。



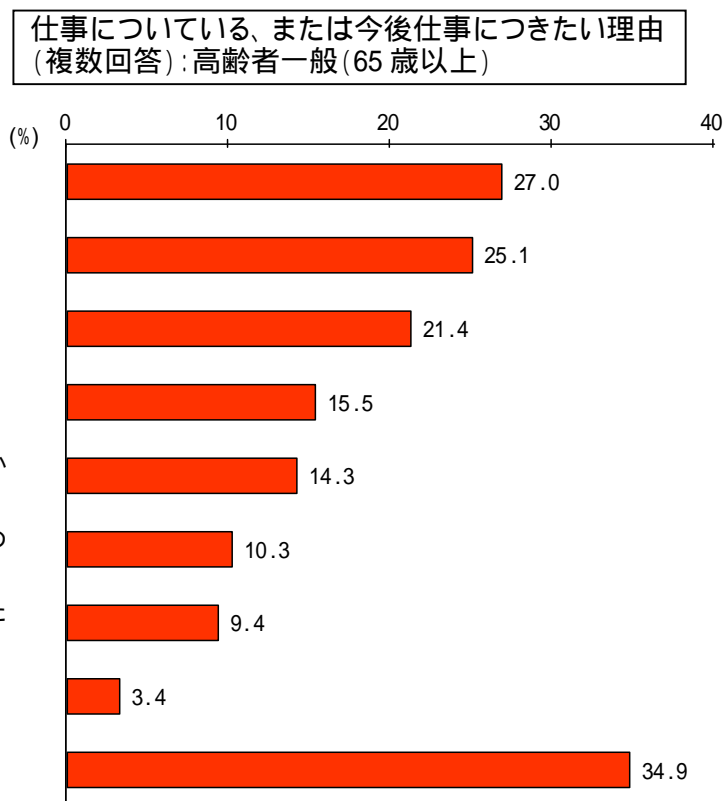
(2) 社会参加への意欲

高齢者一般調査(65歳以上)では、25.5%が「仕事についている」という結果であり、前回(平成16年)の結果(26.0%)とほぼ同様です。

また、就労理由(今後の就労意向のある者も含む)では、「健康のため」が27.0%と最も高く、次いで「生きがいを得るため」が25.1%という結果となっています。



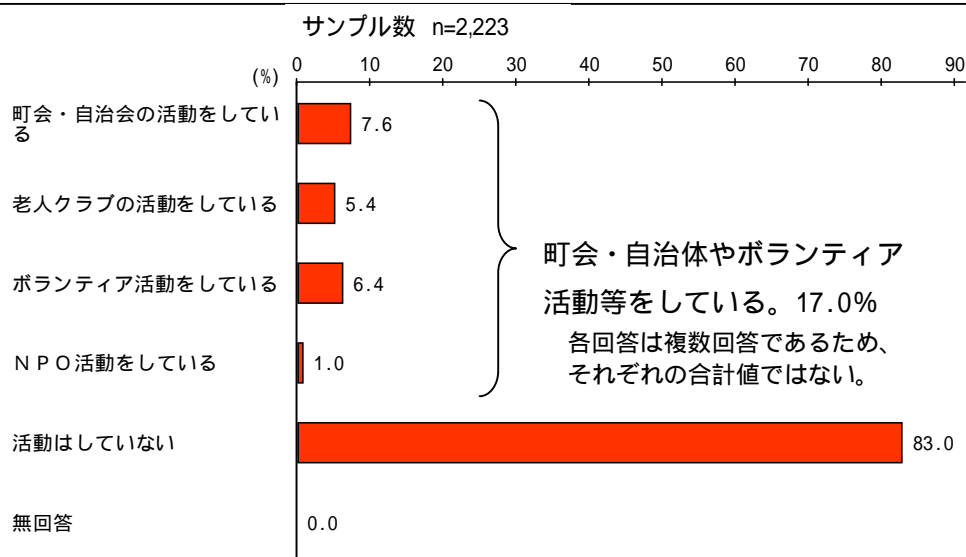
サンプル数 n=2,223



総論第2章 高齢者を取り巻く現状

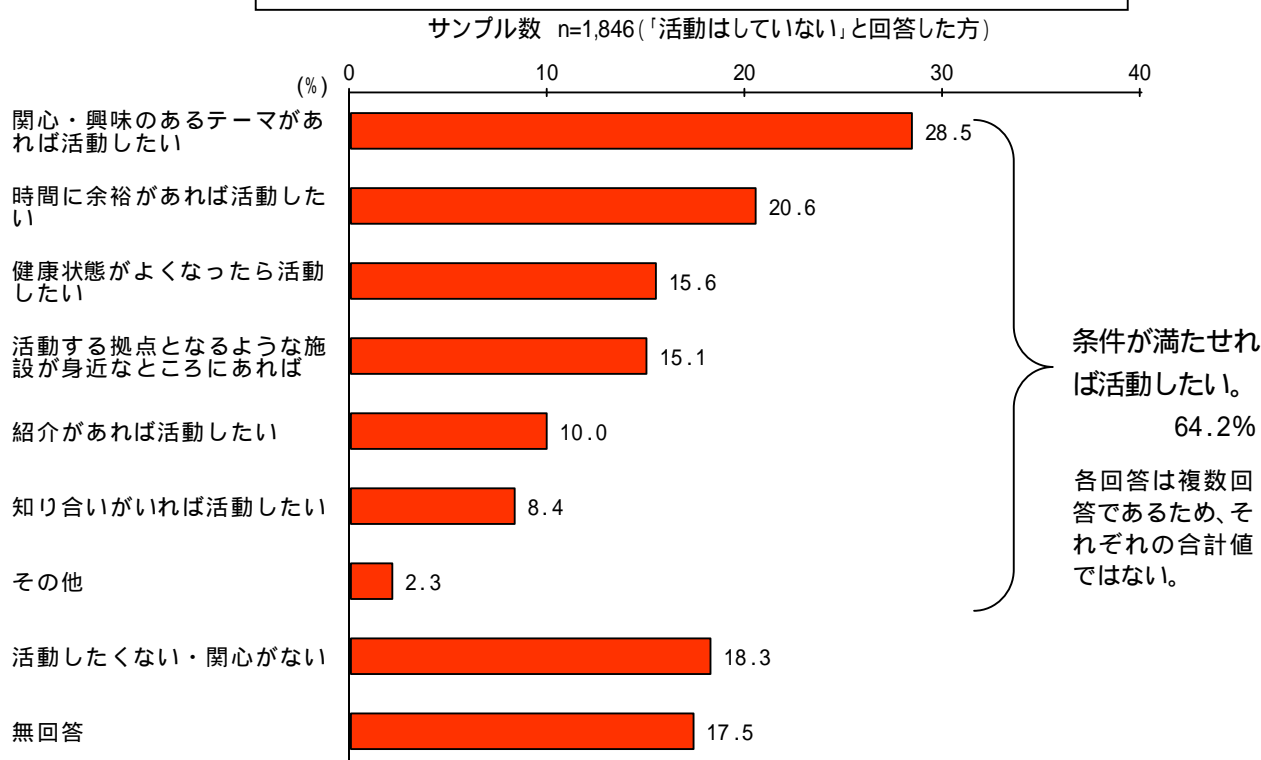
地域活動への参加については、現在、町会・自治会やボランティア活動など何らかの形で地域活動に参加しているという回答は17.0%であり、前回(平成16年度)の15.5%を若干上回っています。

町会・自治会やボランティア・NPO活動への参加状況(複数回答):高齢者一般(65歳以上)



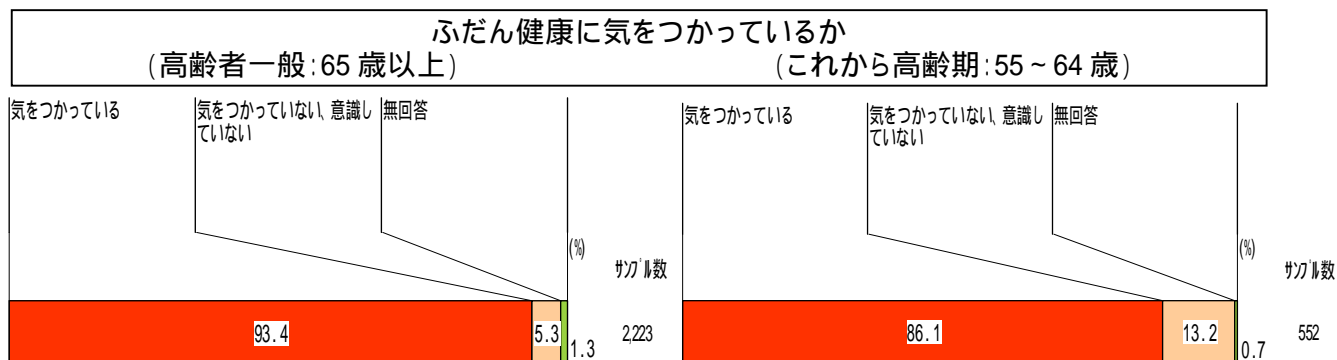
一方、現在「活動はしていない」と回答した方のうちでも、28.5%は「関心・興味のあるテーマがあれば活動したい」、20.6%は「時間に余裕があれば活動したい」など、64.2%の方が、活動のための条件が満たされれば活動したいと考えています。

活動に必要な条件やきっかけ(複数回答):高齢者一般(65歳以上)

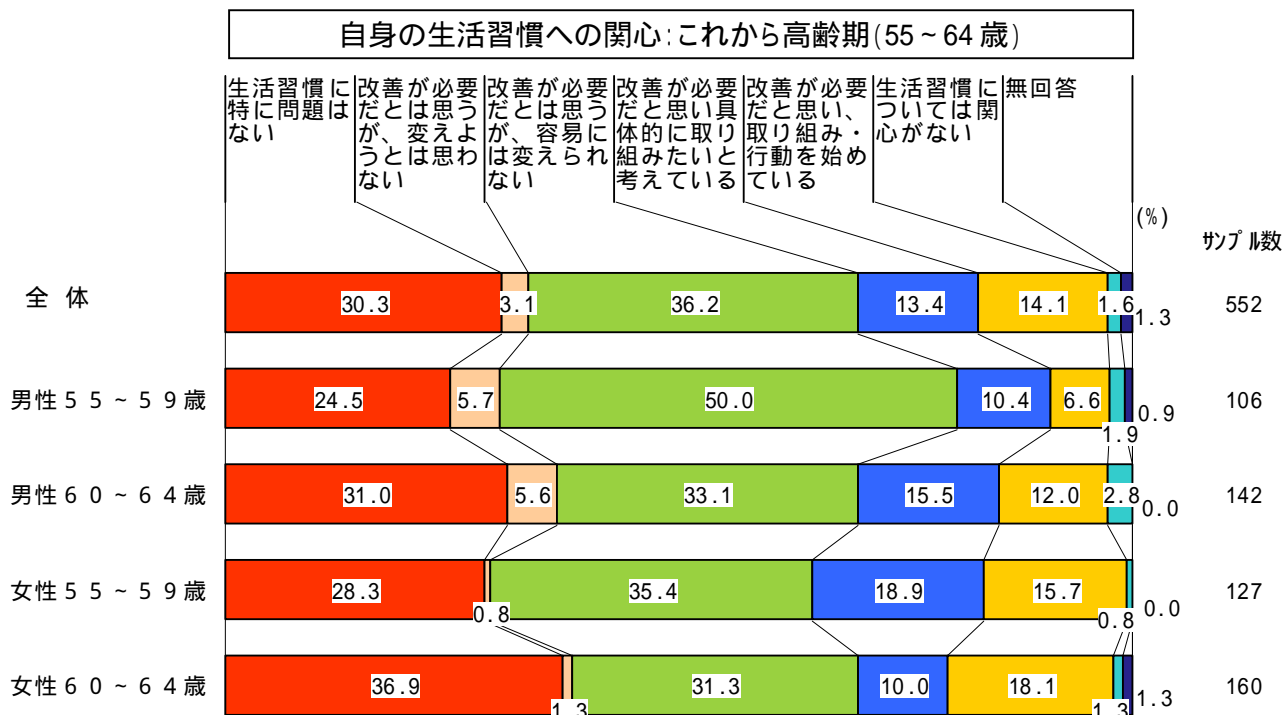


(3) 健康への意識

高齢者一般調査(65歳以上)では、「ふだん健康に気が付いている」と回答した方が93.4%と大多数を占めています。



しかし一方で、これから高齢期を迎える方への調査(55~64歳)では、自身の生活習慣への関心については、「改善が必要だとは思いますが、容易には変えられない」という回答が多く、特に男性の55~59歳では50.0%を占める結果となっています。

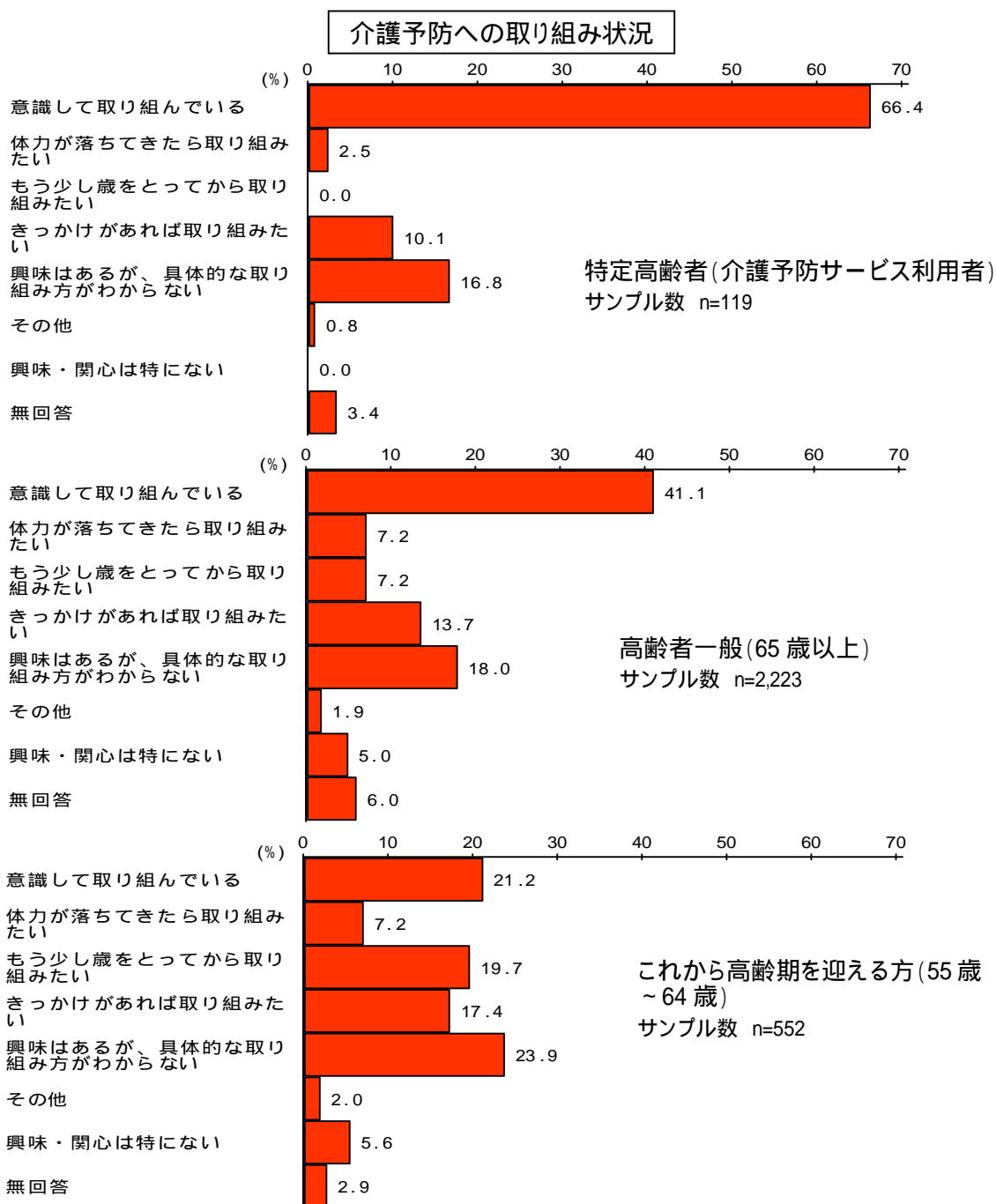


総論第2章 高齢者を取り巻く現状

(4) 介護予防への取組状況

高齢者ができるかぎり介護を必要とせずに、自立した生活を送れるよう、日ごろから介護予防に取り組むことが必要です。

介護予防への取組方をみると、特定高齢者(5、43、98 ページ参照)の介護予防サービス利用者では、「意識して取り組んでいる」が66.4%であるのに対し、高齢者一般(65歳以上)では41.1%、これから高齢期を迎える方(55歳~64歳)では21.2%と、介護予防の重要性への理解は、十分に浸透していない状況です。

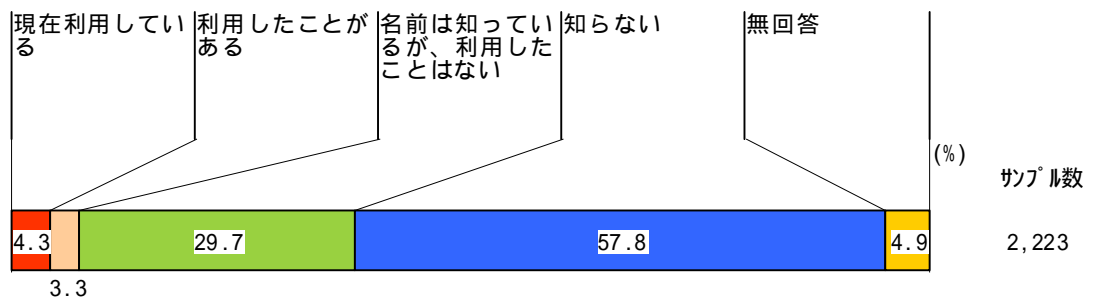


(5) 地域包括支援センターの認知度

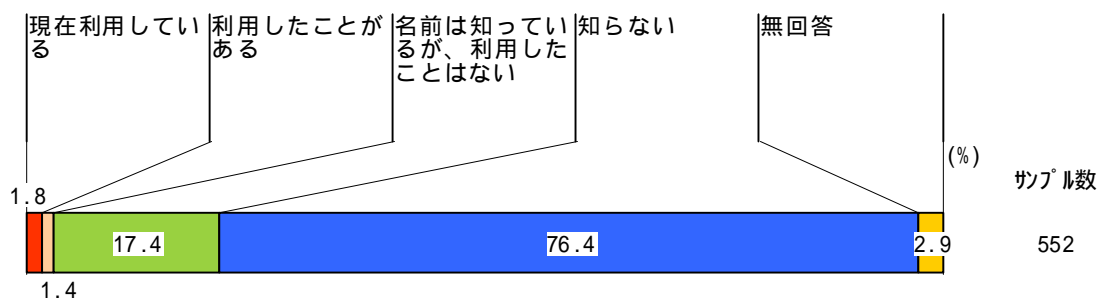
高齢者一般調査(65歳以上)、これから高齢期を迎える方への調査(55~64歳)では、地域包括支援センターを「知らない」という回答がそれぞれ57.8%、76.4%と、現時点では十分には認知されていない状況です。

地域包括支援センター認知状況

高齢者一般(65歳以上)



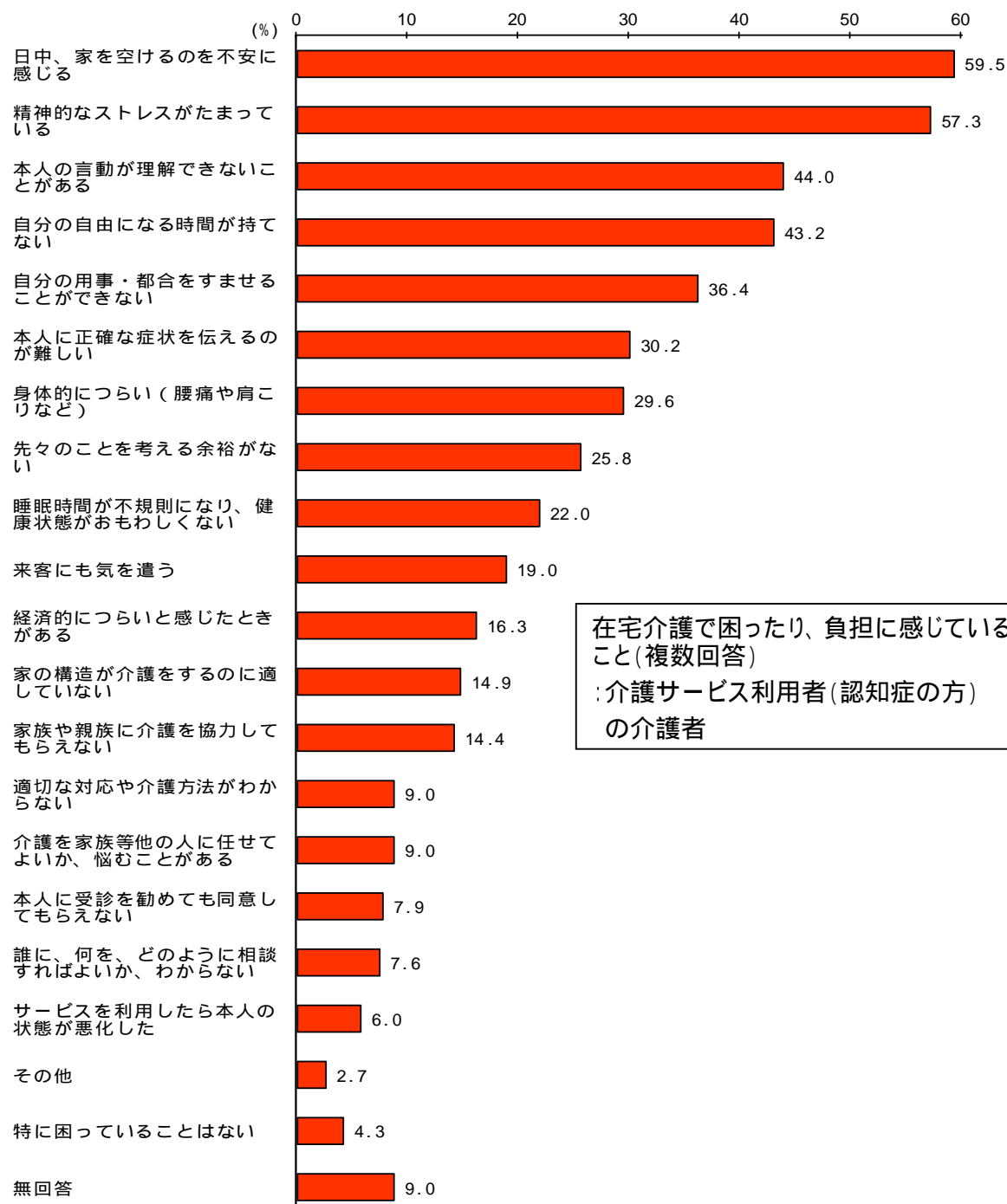
これから高齢期を迎える方(55~64歳)



総論第2章 高齢者を取り巻く現状

(6) 認知症高齢者の介護

介護サービス利用者調査（認知症の方）によると、認知症高齢者の介護者が、在宅介護で困ったり、負担に感じていることは、「日中、家を空けるのを不安に感じる」が59.5%、「精神的なストレスがたまっている」が57.3%という結果となっています。また、「本人の言動が理解できないことがある」が44.0%、「本人に正確な症状を伝えるのが難しい」が30.2%と、介護者が要介護者とのコミュニケーションを図ることに困難を感じる割合が高くなっています。



(7) 介護人材の確保

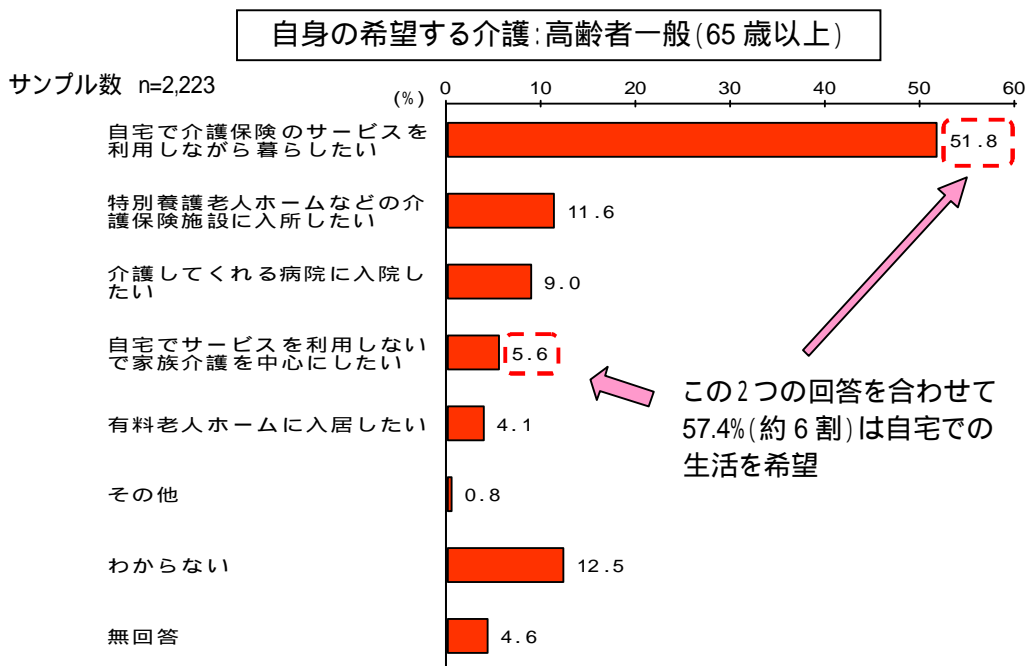
介護サービス事業所調査では、事業運営上の課題として、「介護報酬が低い」が59.6%と最も高く、次に「スタッフの確保」が47.3%、「スタッフの人材育成」が32.4%、「設備・スタッフ等が不足し量的にニーズに応えられない」が29.5%と、人材確保に関する課題が多くあげられています。



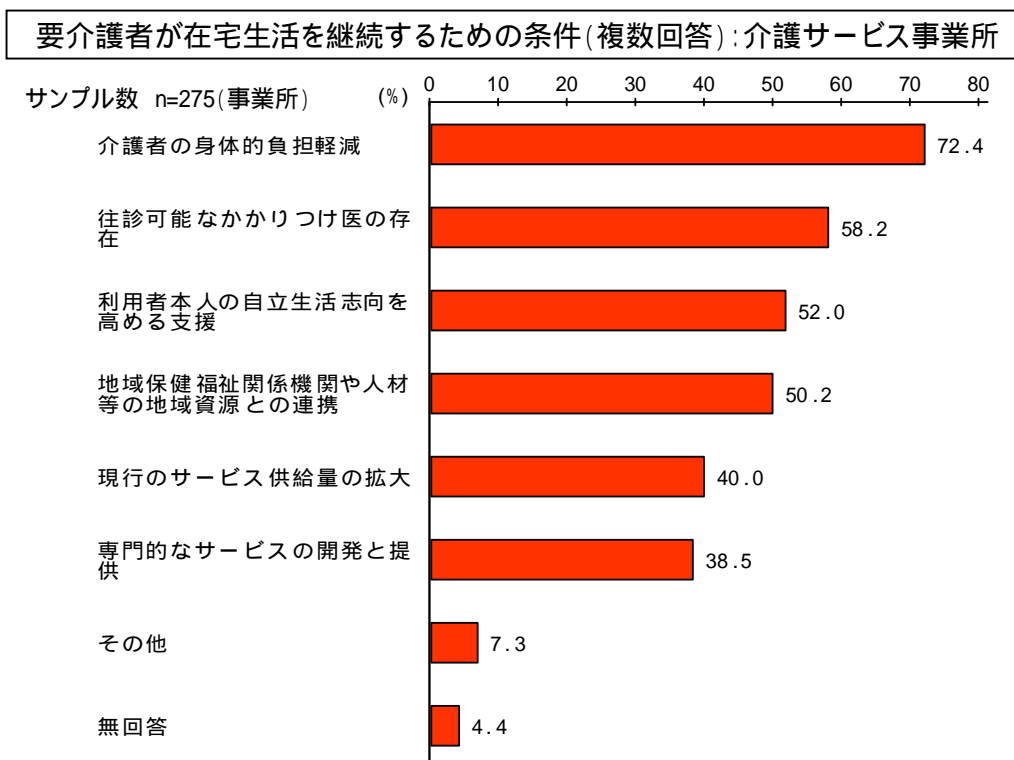
総論第2章 高齢者を取り巻く現状

(8) 在宅介護・医療に関する意見

高齢者一般調査(65歳以上)では、自分自身が日常生活をおくる上で介護が必要となった場合に、約6割の方が、自宅での生活を希望すると回答しています。

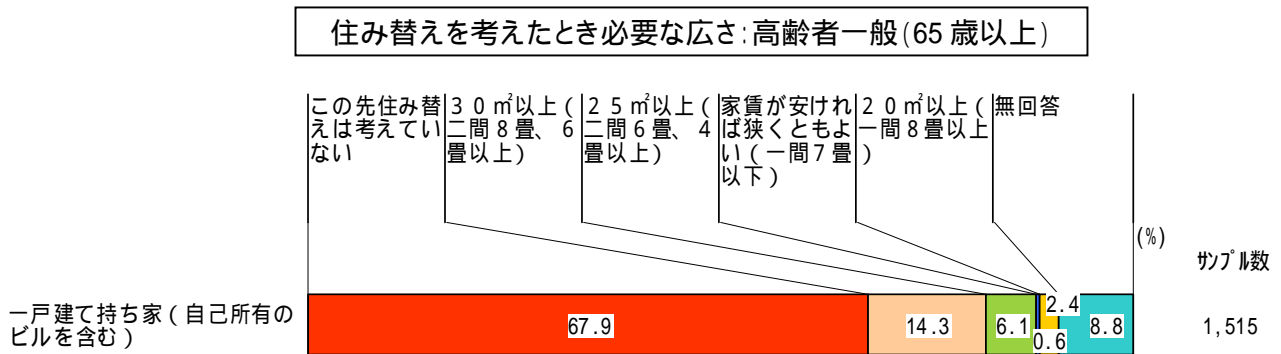
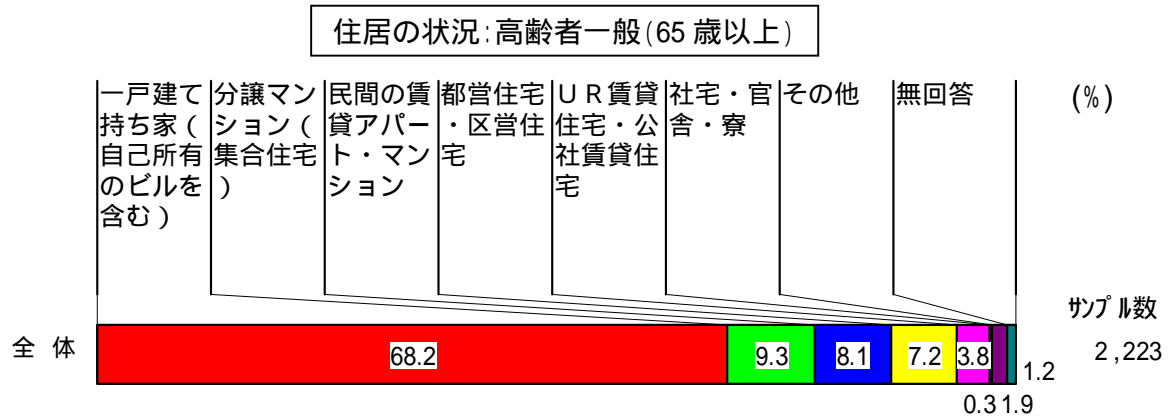


一方、介護サービス事業所調査では、要介護者が在宅生活を継続するための条件として、「介護者の身体的負担の軽減」という回答が72.4%と最も高く、次に「往診可能なかかりつけ医の存在」が58.2%という結果となっています。



(9) 住まいの現状

高齢者一般調査(65歳以上)では、約7割の方が一戸建ての持ち家に住んでいると回答しています。また、現在一戸建ての持ち家に住んでいると回答した方のうち67.9%は、「この先住み替えは考えていない」と回答しています。



第2節 練馬区の介護保険事業の現状

(1) 第1号被保険者の状況

第1号被保険者数

平成20年における総人口に占める第1号被保険者数の割合は18.7%となっています。18年から20年にかけて、8,056人、0.9ポイントの増となっています。

平成20年における第1号被保険者の内訳は、前期高齢者(65～74歳)が55.3%、後期高齢者(75歳以上)が44.7%を占めています。18年から20年にかけて、後期高齢者が2.4ポイントの増となっており、前期高齢者と後期高齢者の比率が急速に変化しています。

第1号被保険者数 (単位:人)

区分		年次	平成18年	平成19年	平成20年
総人口	総人口		687,726	692,899	699,403
	前年比			0.75%	0.94%
第1号被保険者	被保険者数		122,625	127,133	130,681
	総人口比		17.8%	18.3%	18.7%
	前年比			3.68%	2.79%
前期高齢者 (65～74歳)	被保険者数		70,743	71,913	72,245
	第1号比		57.7%	56.6%	55.3%
	前年比			1.65%	0.46%
後期高齢者 (75歳以上)	被保険者数		51,882	55,220	58,436
	第1号比		42.3%	43.4%	44.7%
	前年比			6.43%	5.82%

各年4月1日現在。(資料:「練馬の介護保険」)

(2) 要介護認定者の状況

第1号被保険者の要介護認定者数の推移

平成20年度末における要介護認定者数は20,863人で、18年度から20年度にかけて、1,487人の増となっています。

介護保険法改正直後の平成18年度は、要介護1以下の軽度者が36.8%を占めていましたが、20年度には33.2%まで減少しました。

要介護2の認定者は、3.0ポイント増加しています。

第1号被保険者の要介護認定者数 (単位:人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成18年度	1,087	2,320	3,722	4,010	3,017	2,976	2,244	19,376
	5.6%	12.0%	19.2%	20.7%	15.6%	15.4%	11.6%	100.0%
平成19年度	957	2,430	3,324	4,838	3,364	2,882	2,357	20,152
	4.7%	12.1%	16.5%	24.0%	16.7%	14.3%	11.7%	100.0%
平成20年度	1,040	2,490	3,439	4,936	3,544	3,003	2,411	20,863
	4.9%	11.9%	16.4%	23.7%	16.9%	14.4%	11.6%	100.0%

各年度末現在、ただし平成20年度は見込値です。(資料:「練馬の介護保険」)

第2号被保険者の要介護認定者数の推移

平成20年度末における要介護認定者数は647人で、18年度から20年度にかけて、ほぼ横ばいとなっています。

平成20年度末における内訳は、要介護2が全体の27.0%、要介護3が18.9%を占め、全体の約46%を占めています。

第2号被保険者の要介護認定者数 (単位:人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成18年度	12	58	74	163	111	104	96	618
	1.9%	9.4%	12.0%	26.4%	18.0%	16.8%	15.5%	100.0%
平成19年度	4	54	67	178	139	115	87	644
	0.6%	8.4%	10.4%	27.6%	21.6%	17.9%	13.5%	100.0%
平成20年度	9	53	71	175	122	121	96	647
	14.0%	8.2%	11.0%	27.0%	18.9%	18.7%	14.8%	100.0%

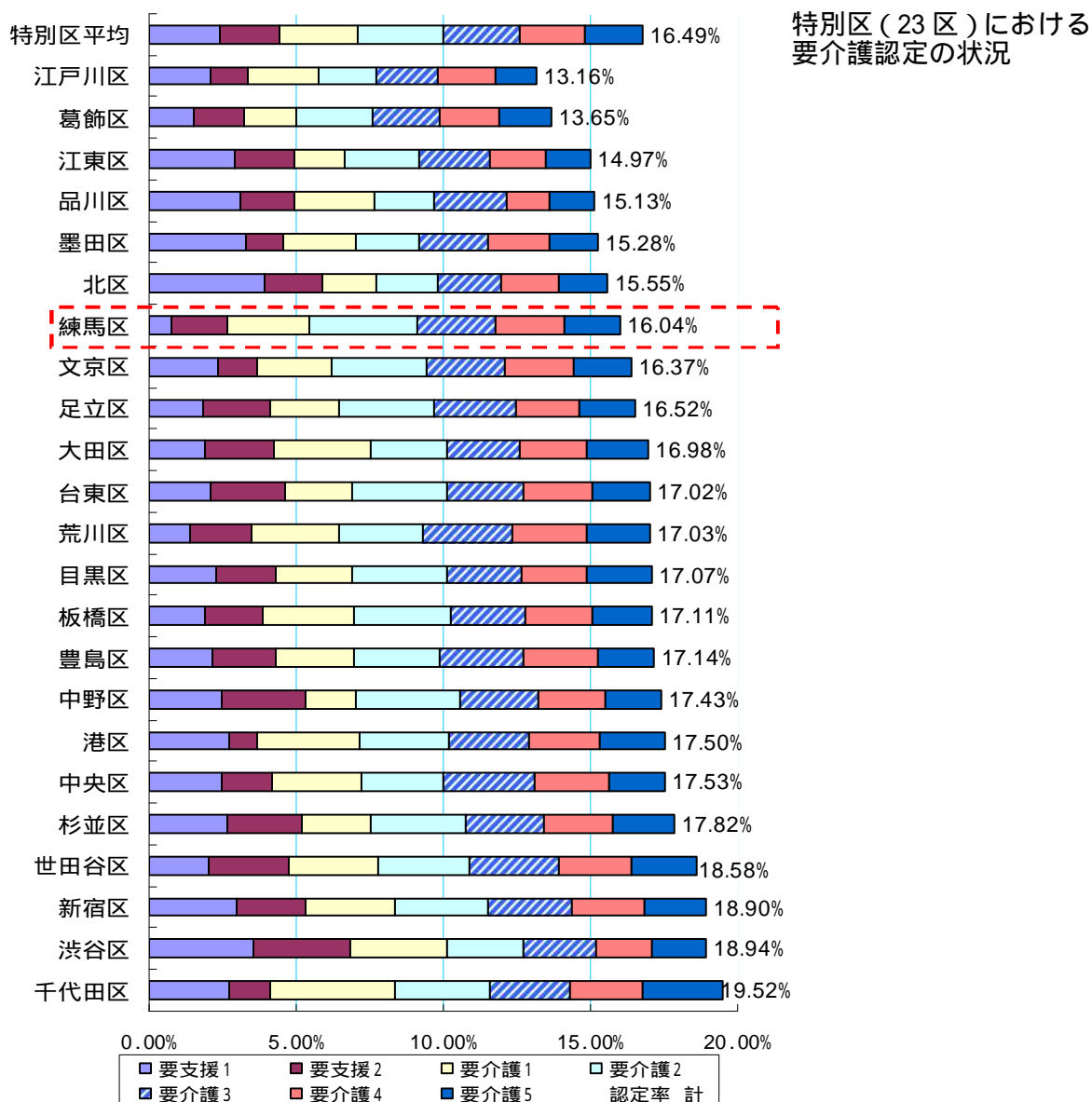
各年度末現在、ただし平成20年度は見込値です。(資料:「練馬の介護保険」)

総論第2章 高齢者を取り巻く現状

要介護認定者状況の特別区(23区)比較

平成19年11月における練馬区の第1号被保険者の要介護認定率(第1号被保険者に占める要介護認定者の割合)を特別区(23区)において比較すると、23区平均より0.45ポイント低く、23区中7番目に低い要介護認定率となっています。

要介護度別の内訳を23区平均と比較してみると、要支援1が23区平均より1.63ポイント低く、要介護2が23区平均より0.82ポイント高くなっています。



	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定率計
特別区平均	2.39%	2.02%	2.68%	2.88%	2.61%	2.22%	1.94%	16.49%
練馬区	0.76%	1.93%	2.76%	3.70%	2.63%	2.37%	1.90%	16.04%

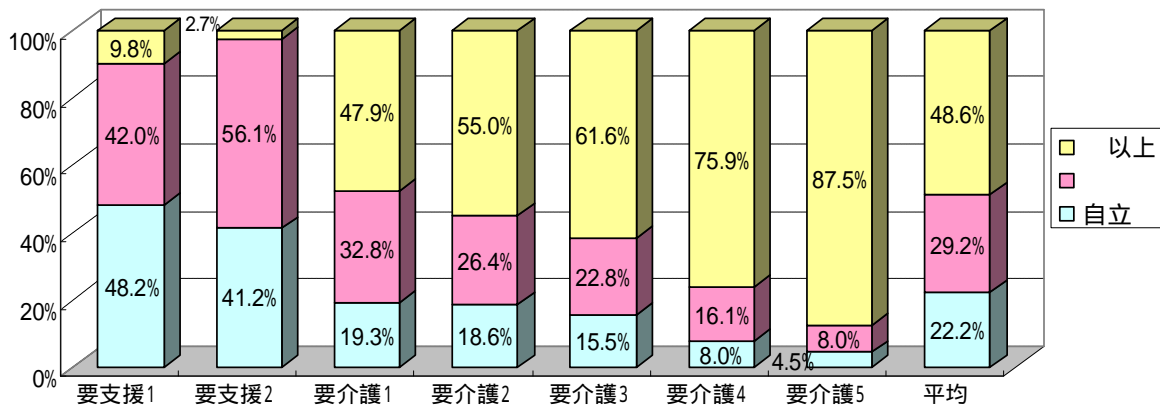
平成19年11月末現在。(資料:「介護政策評価支援システム」より練馬区にて作成)

認知症の症状がある要介護認定者の状況

平成20年3月審査データによると要介護認定者(第1号・第2号被保険者計)のうち77.8%に何らかの認知症の症状があり、48.6%が見守りなどの日常生活上の介護の支援を必要とする状況です。

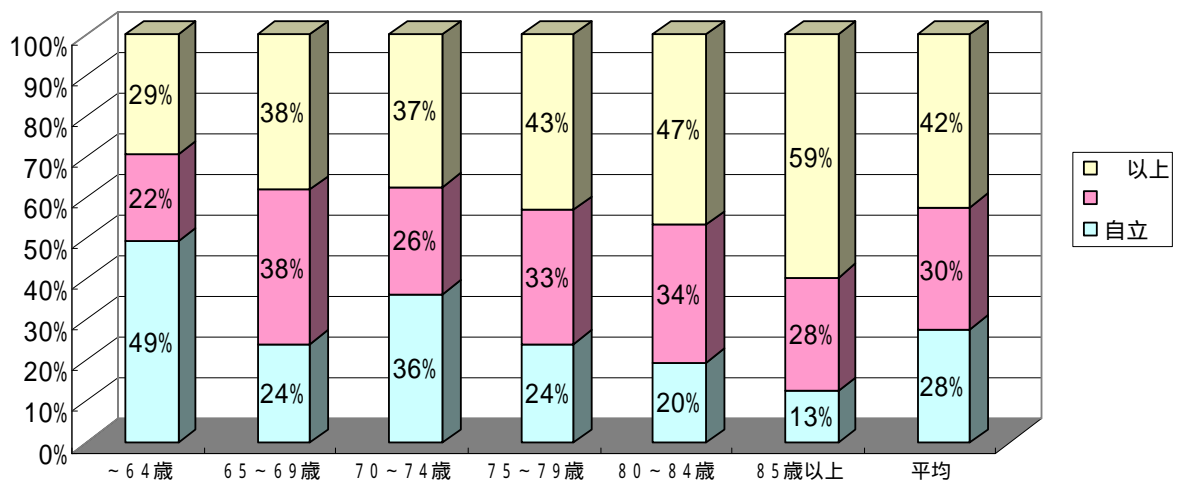
要介護度が重くなるにつれ、介護を必要とする認知症の割合も増加しています。また、後期高齢者になるとその割合が増え、85歳以上では59%になっています。

要介護認定者に占める認知症の症状がある者の割合(要介護度別)



平成20年3月要支援・要介護認定審査分。

要介護認定者に占める認知症の症状がある者の割合(年代別)



平成20年3月要支援・要介護認定審査分。

日常生活自立度(寝たきり度)は、 以上は何らかの認知症の症状がある方、 以上の方は見守り等の何らかの介護の支援が必要な方であることを示しています。

総論第2章 高齢者を取り巻く現状

(3) 介護給付・予防給付の状況

介護保険サービスの利用状況

各サービスを合わせた介護保険サービスの利用者数を各年度の月平均利用者数で見ると、平成20年度月平均利用者見込みは17,516人であり、平成18年度の月平均利用者数(15,914人)に比べて約1.1倍、1,602人の増加となっています。内訳では居宅サービスのうちの予防給付が約1.8倍になっています。

要介護認定者の増加に伴い、居宅サービスの利用者が増加傾向にあります。平成20年度における居宅サービス利用者は全体の79.0%、施設サービス利用者は全体の16.8%、地域密着型サービス利用者は全体の4.2%になります。

また、要介護度が重い方ほど施設サービスの利用者割合が高くなり、平成20年度見込みでは、要介護5の認定者の45.0%が施設サービスを利用しています。

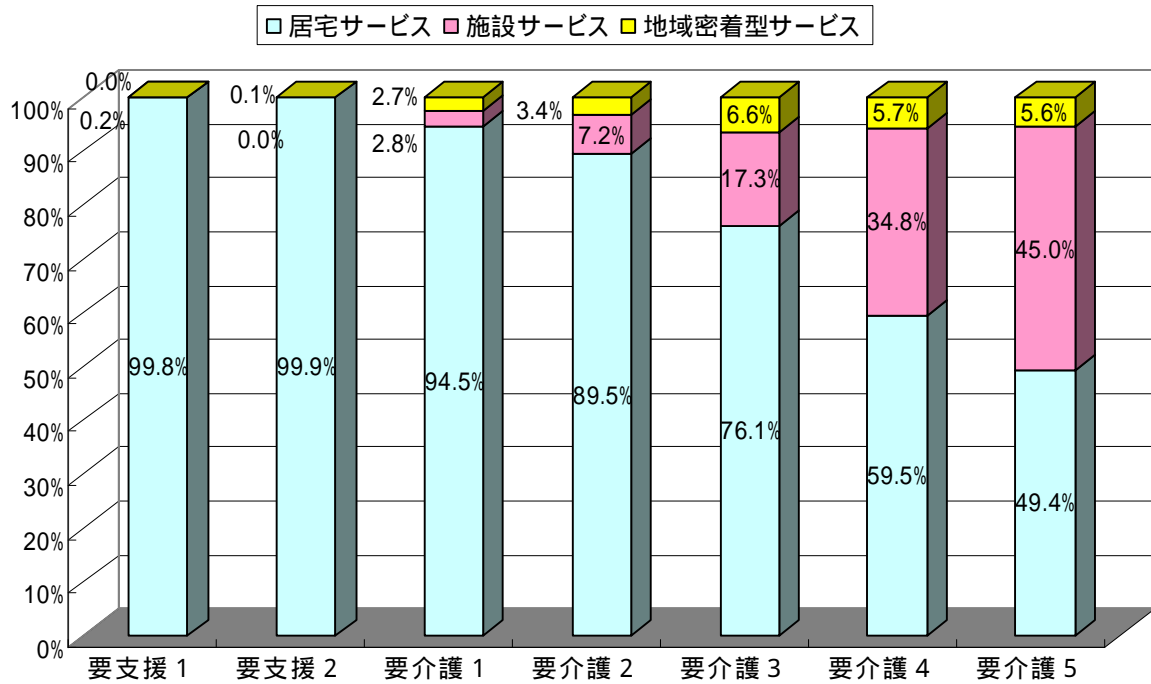
一方、要介護認定を受けながら介護保険サービスを利用していないサービス未利用者は、平成20年度では要介護認定者の17.8%を占めています。未利用者数と未利用者率は、平成18~20年度にかけて、共に微減しています。

介護サービスの月平均利用者数 (単位:人)

	18年度	19年度	20年度
居宅サービス(介護給付)	11,491	11,172	11,767
居宅サービス(予防給付)	1,170	1,945	2,075
施設サービス	2,732	2,903	2,945
地域密着型サービス	521	650	729
計	15,914	16,670	17,516

各年度別に各月審査分給付実績を月平均値として記載しています。ただし、平成20年度は見込値です。(資料:「練馬の介護保険」)

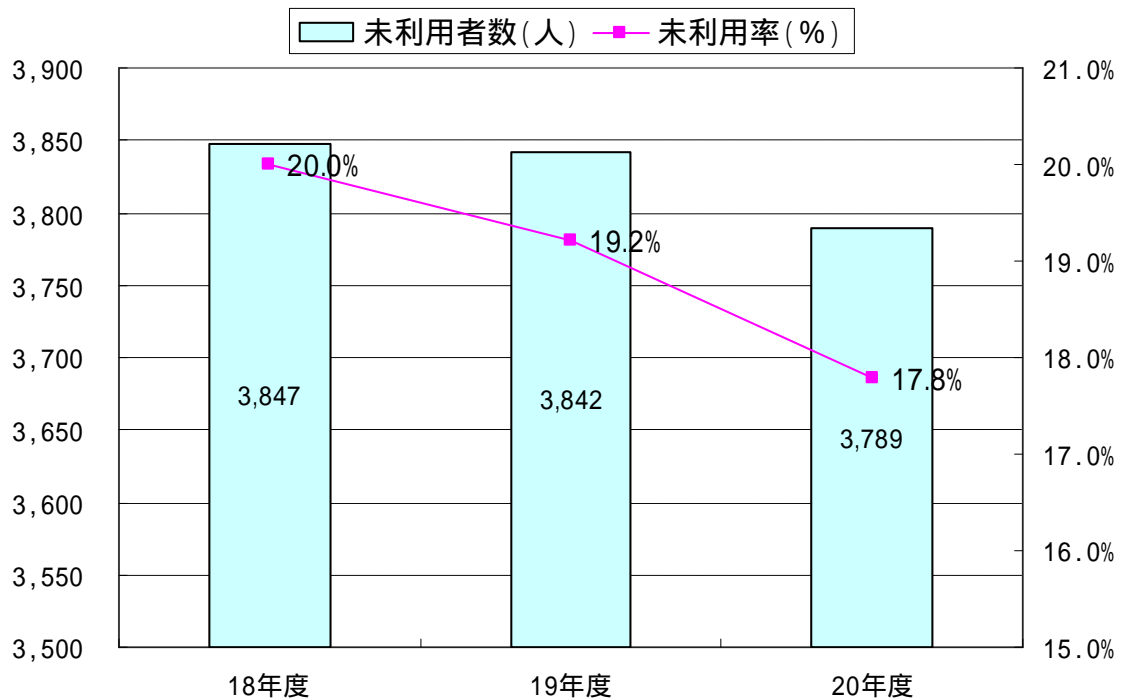
介護保険サービスの要介護認定別利用者数の比率（平成20年度見込値）



（資料：「練馬の介護保険」）

介護保険サービスの月平均未利用者数

（単位：人）



平成20年度は見込値です。（資料：「練馬の介護保険」）

総論第2章 高齢者を取り巻く現状

居宅サービスの利用状況

平成20年度の介護給付と予防給付を含めた居宅サービス利用者見込は13,856人で、平成18年度(12,660人)と比較すると1.1倍、1,196人の増となっています。要介護度別の内訳をみると、要介護2が29.2%(4,045人)を占めています。平成18年度(2,782人)と比べても1.45倍と年々占める割合が高くなっています。

居宅サービスに占める要介護度別の割合は、軽度の方(要支援～要介護1)では、訪問介護サービスが70%以上を占めており、要支援1では80%を超えています。

平成20年度におけるサービス種類別の利用者をみると、全体の92.8%の人が居宅介護支援・介護予防支援サービスを利用し、58.2%が訪問介護、44.3%が福祉用具の貸与、34.7%が通所介護サービスを利用しています。

サービス種類別の平成20年度と平成18年度における月平均利用者数を比較してみると、訪問リハビリテーションサービスがほぼ倍増と大きく増加しています。

居宅サービスの要介護度別・月平均受給者数

(単位:人)

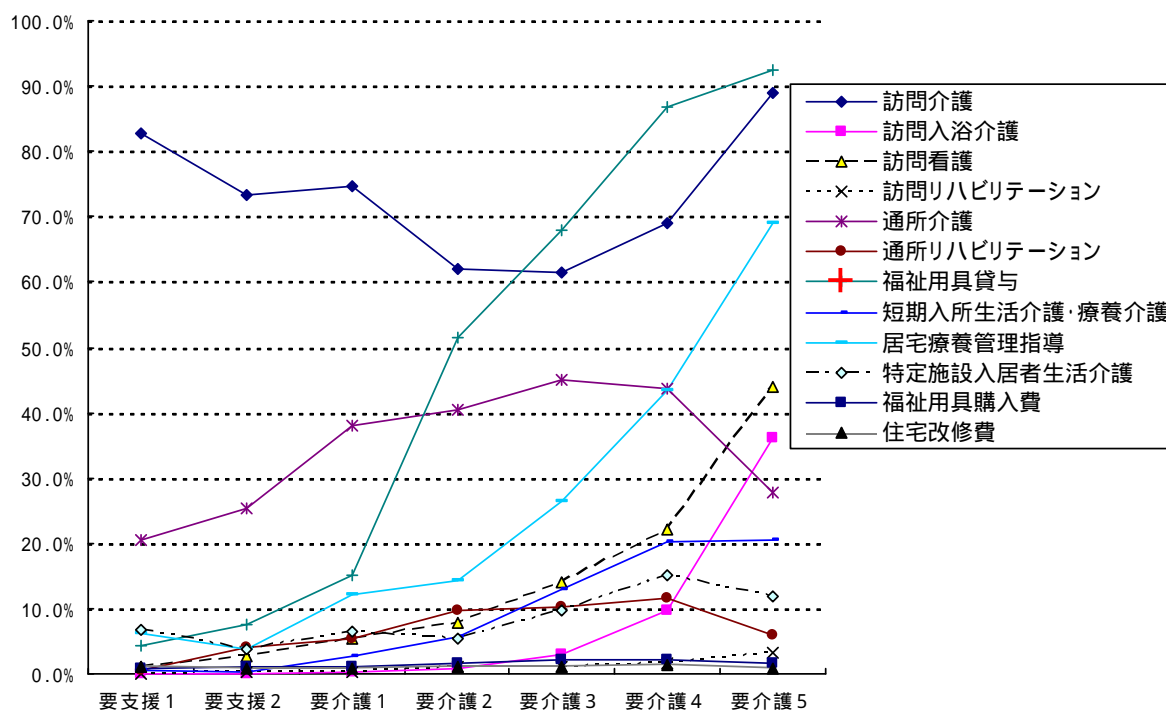
	要支援	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総数
平成18年度	103	320	747	509	3,758	2,782	1,953	1,526	962	12,660
	0.8%	2.5%	5.9%	4.0%	29.7%	22.0%	15.4%	12.1%	7.6%	100.0%
平成19年度		508	1,437	1	2,613	3,509	2,338	1,679	1,031	13,116
		3.9%	11.0%	0.0	19.9%	26.8%	17.8%	12.8%	7.9%	100.0%
平成20年度		518	1,558		2,459	4,045	2,538	1,693	1,045	13,856
		3.7%	11.2%		17.7%	29.2%	18.3%	12.2%	7.5%	100.0%

各年度別に各月審査分給付実績合計を月平均値として記載しています。

ただし、平成20年度は見込値です。(資料:「練馬の介護保険」)

上段は要介護度別の受給者数、下段は年度受給者総数に占める割合を示しています。

居宅サービス計画に占める居宅サービス別利用者数の割合 (単位: %)



	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
訪問介護	82.7%	73.4%	74.6%	62.0%	61.5%	69.1%	89.1%
訪問入浴介護	0.0%	0.0%	0.2%	0.8%	3.0%	9.8%	36.0%
訪問看護	1.2%	2.7%	5.4%	7.8%	14.1%	22.2%	44.0%
訪問リハビリテーション	0.1%	0.2%	0.3%	1.0%	0.9%	1.7%	3.2%
通所介護	20.5%	25.4%	38.1%	40.4%	44.9%	43.8%	27.6%
通所リハビリテーション	0.7%	4.2%	5.3%	9.6%	10.1%	11.5%	6.0%
福祉用具貸与	4.3%	7.7%	15.1%	51.5%	68.0%	86.9%	92.5%
短期入所生活介護・療養介護	0.4%	0.3%	2.7%	5.5%	13.0%	20.2%	20.5%
居宅療養管理指導	6.2%	3.9%	12.0%	14.2%	26.4%	43.4%	69.0%
特定施設入居者生活介護	6.7%	3.7%	6.4%	5.5%	9.7%	15.1%	11.8%
福祉用具購入費	0.7%	1.0%	1.1%	1.5%	2.1%	2.3%	1.7%
住宅改修費	1.2%	0.9%	0.9%	1.0%	1.2%	1.2%	0.8%

(資料: 東京都国民健康保険団体連合会「東京都介護給付実績分析システム」)
居宅サービス別利用者数の割合は、平成19年度実績数値です。

総論第2章 高齢者を取り巻く現状

居宅サービス（介護給付・予防給付の合算）種類別・月平均利用者数

(単位:人)

サービスの種類	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
訪問介護	7,674	60.6%	7,675	58.5%	8,069	58.2%
訪問入浴介護	560	4.4%	549	4.2%	564	4.1%
訪問看護	1,405	11.1%	1,390	10.6%	1,449	10.5%
訪問リハビリテーション	82	0.6%	118	0.9%	161	1.2%
通所介護	3,773	29.8%	4,241	32.3%	4,808	34.7%
通所リハビリテーション	966	7.6%	923	7.0%	1,072	7.7%
福祉用具の貸与	5,297	41.8%	5,207	39.7%	6,132	44.3%
短期入所生活介護・療養介護	862	6.8%	972	7.4%	1,002	7.2%
居宅療養管理指導	1,706	13.5%	1,908	14.5%	2,196	15.8%
特定施設入居者生活介護	758	6.0%	948	7.2%	1,103	8.0%
居宅介護支援・介護予防支援	11,575	91.4%	11,864	90.5%	12,858	92.8%
福祉用具購入費	176	1.4%	189	1.4%	193	1.4%
住宅改修費	125	1.0%	126	1.0%	131	0.9%
居宅サービス受給者数	12,660		13,116		13,856	

各年度別に各月審査給付実績を月平均値として記載しています。

ただし、平成 20 年度は見込値です。

(資料:「東京都国保連給付分析システム」および「練馬の介護保険」)

%は、居宅サービス受給者数に占める当該サービスの利用者の割合を示しています。

施設サービスの利用状況

平成 20 年度の施設サービスの月平均受給者数見込は 2,941 人で、18 年度と比較すると 1.1 倍、211 人の増となっています。要介護度別の内訳は、要介護 4・5 の重度の方が 67.8%を占め、年々重度者の占める割合が高くなっています。これは、平成 15 年度から介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所基準の変更を行い、施設サービスを必要としている基準の高い方を優先的に入所できるようにしたことによるものです。

平成 20 年度における施設サービスの種類別の月平均利用者数(見込み)をみると、全体の 54.7%の人が介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)を利用し、26.8%が介護老人保健施設、18.5%が介護療養型医療施設を利用しています。

平成 20 年度と平成 18 年度における施設サービスの種類別の月平均利用者数を比較してみると、介護老人福祉施設、介護老人保健施設では 1.1 倍の増が見込まれています。

施設サービスの要介護度別・月平均受給者数

(単位:人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総数
平成18年度	1 0.0%	1 0.0%	125 4.6%	283 10.4%	465 17.0%	1,009 37.0%	846 31.0%	2,730 100.0%
平成19年度	1 0.0%	1 0.0%	97 3.3%	300 10.3%	524 18.1%	1,021 35.2%	959 33.1%	2,903 100.0%
平成20年度	1 0.0%	0 0.0%	96 3.3%	303 10.3%	546 18.6%	1,019 34.6%	976 33.2%	2,941 100.0%

各年度別に各月審査分給付実績合計を月平均値として記載しています。

ただし、平成20年度は見込値です。(資料:「練馬の介護保険」)

上段は要介護度別の受給者数、下段は年度受給者総数に占める割合を示しています。

施設サービス種類別の月平均利用者数

(単位:人)

	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	総計
平成18年度	1,437 52.6%	739 27.1%	554 20.3%	2,730
平成19年度	1,547 53.3%	759 26.1%	597 20.6%	2,903
平成20年度	1,610 54.7%	787 26.8%	544 18.5%	2,941

各年度別に各月審査分給付実績合計を月平均値として記載しています。

ただし、平成20年度は見込値です。(資料:「練馬の介護保険」)

上段は施設ごとの受給者数、下段は構成比を示しています。

施設サービス種類別・要介護度別の月平均利用者数(平成20年度)

(単位:人)

サービスの種類	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
介護老人 福祉施設	1 0.1%	0 0.0%	47 2.9%	143 8.9%	272 16.9%	577 35.8%	570 35.4%	1,610
介護老人 保健施設	0 0.0%	0 0.0%	44 5.6%	141 17.9%	230 29.2%	265 33.7%	107 13.6%	787
介護療養型 医療施設	0 0.0%	0 0.0%	5 0.9%	19 3.5%	44 8.1%	177 32.5%	299 55.0%	544

(資料:「練馬の介護保険」)

上段は要介護度別の利用者数、下段は構成比を示しています。

総論第2章 高齢者を取り巻く現状

地域密着型サービスの利用状況

平成18年度の介護保険法改正により、新たなサービスとして導入された地域密着型サービスは、従来からの認知症対応型共同生活介護をはじめ、増加傾向にあります。

夜間対応型訪問介護と小規模多機能型居宅介護については、平成18年度利用者数はごくわずかでしたが、サービス提供拠点の整備に伴い着実に伸びてきており、今後ともサービスの周知と参入促進が必要です。

地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、経営の困難等の理由から、全国的に整備が進んでおらず、練馬区においても未整備の状況です。

地域密着型サービス種類別の月平均利用者数 (単位:人)

サービスの種類	夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	合計
平成18年度	2	272	6	241	0	0	521
平成19年度	27	315	35	273	0	0	650
平成20年度	79	343	47	283	0	0	752

各年度別の給付実績合計を実績月数の平均値として記載しています。

ただし、平成20年度は見込値です。

(資料:東京都国民健康保険団体連合会「東京都介護給付実績分析システム」)

(4) 介護サービスの基盤整備状況

居宅サービスの整備状況

平成20年における練馬区に所在地を有している居宅サービス事業者数は551事業所であり、平成18年と比較すると23事業者の増であり、増加率は鈍化しています。通所介護事業者と特定施設入居者生活介護事業者等は増加していますが、訪問介護事業者が減少しています。

特に、短期入所生活介護事業者や短期入所療養介護事業者のように、併設施設の整備に伴い増加するサービスは、併設施設の整備に左右されるため増えにくい状況です。

福祉用具の貸与事業者は、区内に所在していなくても広範囲での事業が可能のため、他地域からの出入りが激しく、区内での事業所設置は横ばい状況です。

また、法人格を所有していない状況等から基準該当サービス事業者として、登録によるサービス提供を行う事業者は、ほぼ横ばい状況が続いています。

練馬区内に所在する居宅サービス事業者数

サービスの種類	平成18年	平成19年	平成20年
居宅介護支援	161	155	156
訪問介護	163	160	150
訪問入浴介護	5	5	5
訪問看護	31	34	33
訪問リハビリテーション	3	3	6
通所介護	66	74	82
通所リハビリテーション	11	10	10
短期入所生活介護	17	20	21
短期入所療養介護	11	10	11
特定施設入居者生活介護	14	21	27
福祉用具貸与	26	26	26
特定福祉用具販売	20	26	24
合計	528	544	551

練馬区内に所在する居宅サービス事業者を掲載しています。
各年4月1日現在。(資料:「練馬の介護保険」)

練馬区登録の基準該当サービス事業者数

サービスの種類	平成18年	平成19年	平成20年
居宅介護支援	0	0	0
訪問介護	1	1	1
通所介護	1	0	1
短期入所生活介護	0	1	2
合計	2	2	4

各年4月1日現在。(資料:「練馬の介護保険」)

総論第2章 高齢者を取り巻く現状

施設サービスの整備状況

平成20年における介護保険施設の整備状況は、29箇所、2,171床(定員数)となっています。サービスの種類別に定員数の内訳でみると、58.6%が介護老人福祉施設、次いで28.6%が介護老人保健施設となっています。

平成20年と平成18年を比較してみると2箇所、定員132床の増で、増加率はいずれも鈍化しています。

練馬区内の介護保険施設の整備状況

サービスの種類	平成18年			平成19年			平成20年		
	箇所	定員	構成比%	箇所	定員	構成比%	箇所	定員	構成比%
介護老人福祉施設	16	1,140	55.9%	17	1,210	60.2%	18	1,272	58.6%
介護老人保健施設	6	620	30.4%	5	520	25.9%	6	620	28.6%
介護療養型医療施設	5	279	13.7%	5	279	13.9%	5	279	12.9%
合計	27	2,039		27	2,009		29	2,171	

各年の左欄は施設箇所数、中央欄は整備床数(定員数)、右欄は整備床数の全体に占める割合を示しています。

各年4月1日現在。(資料:「練馬の介護保険」)

地域密着型サービスの整備状況

平成20年における地域密着型サービス事業者は、36事業者となっています。

平成20年と平成18年を比較してみると9事業者の増で、特に認知症対応型共同生活介護事業者が1.5倍に増加しています。

地域密着型サービス事業者数

サービスの種類	平成18年		平成19年		平成20年	
	箇所	構成比%	箇所	構成比%	箇所	構成比%
夜間対応型訪問介護	0		1	2.9%	1	2.8%
認知症対応型通所介護	17	63.0%	17	50.0%	17	47.2%
小規模多機能型居宅介護	0		2	5.9%	3	8.3%
認知症対応型共同生活介護	10	37.0%	14	41.2%	15	41.7%
地域密着型特定施設 入居者生活介護	0		0		0	
地域密着型介護老人福祉 施設入居者生活介護	0		0		0	
合計	27		34		36	

各年の左欄は施設箇所数、右欄は整備数の全体に占める割合を示しています。

各年4月1日現在。(資料:「練馬の介護保険」)

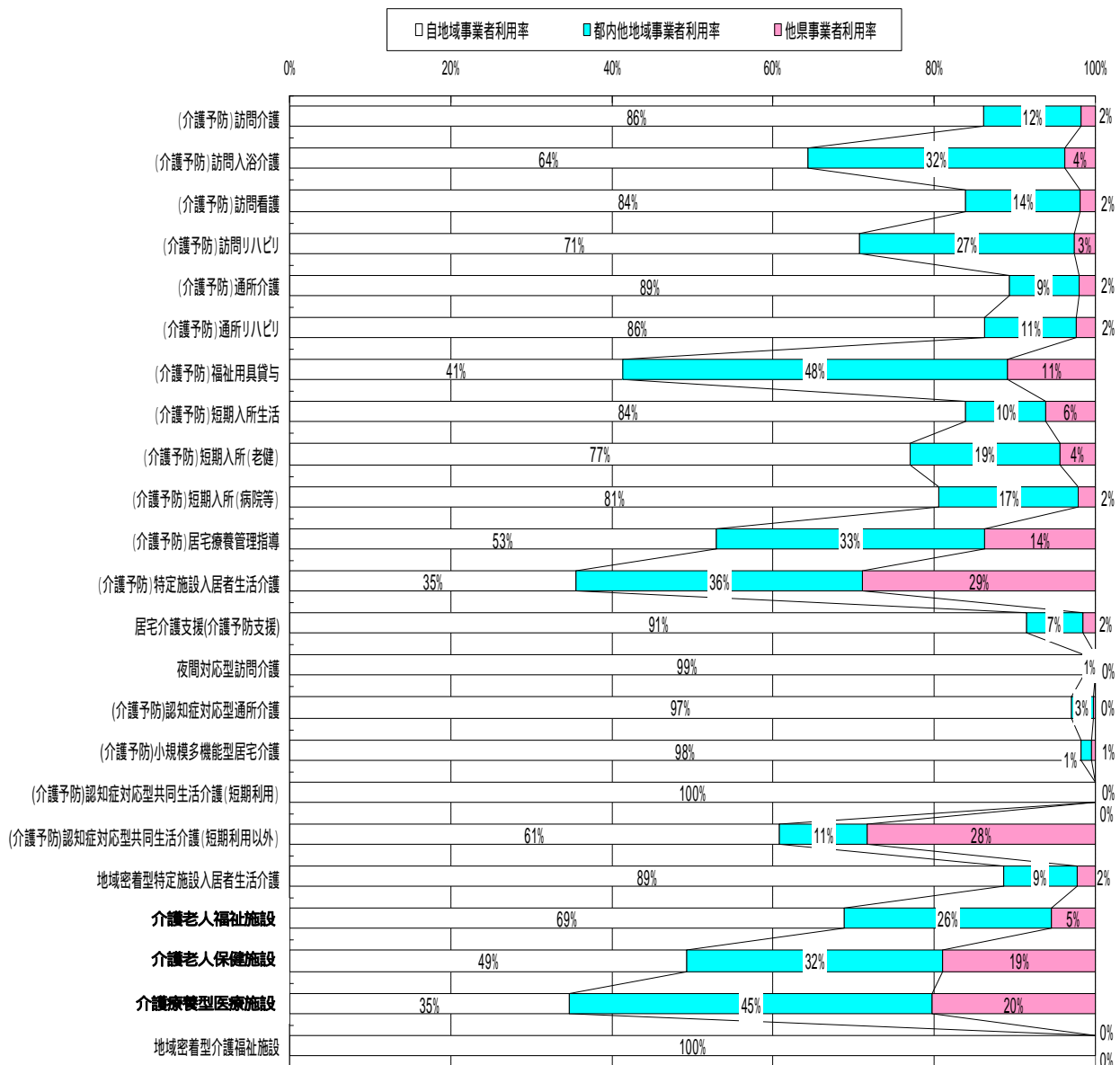
居宅サービスおよび施設サービスの区内事業者利用の状況

平成20年3月のサービス種別・地域別事業者供給状況を見ると、利用者が通うことによりサービス提供が行われる通所介護・通所リハビリ等の通所系サービスは、約9割が区内事業者を利用しています。

また、居宅サービスの中では、福祉用具貸与が41%、訪問入浴介護が64%と、区内の事業者を利用する率が低い状況です。

入院・入所をしてサービス提供が行われる施設系サービスの中では、(介護予防)特定施設入居者生活介護が35%、介護療養型医療施設も35%、介護老人保健施設が49%と、区内の事業者を利用する率が低い状況です。

サービス種別の地域別事業者供給状況（練馬区）



平成20年3月集計分。

(資料：東京都国民健康保険団体連合会「東京都介護給付実績分析システム」)

総論第2章 高齢者を取り巻く現状

介護老人福祉施設の待機者の状況

平成20年6月末時点における区内の介護老人福祉施設への入所待機者は2,405人(実人員)です。待機者実人員は、平成18年度以降増加傾向にあります。

平成20年度における1人当たり申し込み数は平均4.16箇所となっています。

練馬区内介護老人福祉施設の入所待機者の状況

(単位:人)

	待機者 実人員	第1号 被保険者数比	待機者 延べ人員	1人当たり の平均申込数	区内施 設床数	第1号 被保険者数
平成18年度	2,375	1.87%	9,493	4.00	1,240	127,133
平成19年度	2,385	1.83%	9,906	4.15	1,302	130,681
平成20年度	2,405	1.83%	10,014	4.16	1,302	131,306

各年度末現在。ただし、20年度は6月末現在の数値です。

第3章 第3期計画の総括

第1節 第3期高齢者保健福祉計画の施策評価

第3期計画（平成18～20年度）で取り組んだ施策・事業の結果を評価・分析し、今後3年間（平成21～23年度）に区が取り組むべき課題を整理します。

（1）多様な社会参加の促進

第3期計画策定の基礎資料とするため実施した「練馬区高齢者基礎調査（平成16年11月実施）」によると、高齢者の約8割は元気な高齢者であり、就労の継続を希望する高齢者が過半数を占める等、社会参加への意欲が高いことがわかりました。

これを踏まえ、これまでの人生で培ってきた様々な知識・経験・技術等を活かす機会・場所を充実させ、多様な社会参加が促進されるよう支援を行ってきました。

その一方で、身近な地域社会での活動となると、関わりが無いという方が多く、今後の少子高齢化の進展により地域社会の活力低下が懸念される中、支援のあり方として、生活に密着した地域での社会参加の促進が課題となっています。

また、高齢者センター・敬老館・敬老室といった元気な高齢者の活動拠点は、その位置付けを明確にし、新たな利用者を増やす取組を進める必要があります。

（2）健康の保持増進

病気をもちながらもなお活動的でいきがいに満ちた生活を送っている、新しい高齢者像として「活動的な85歳」を掲げ、様々な健康づくり事業を展開してきました。

しかし、健康の保持増進は本来、個人の日常的な生活習慣の改善や、老化予防の積み重ねであり、自主的に取り組むことが必要であるにもかかわらず、介護予防の重要性への理解は不十分な状況です。

生活習慣病や老化の予防のための取組を効果的なものにするためにも、個人の意識付けとなる、健康づくりに役立つ情報を提供し、普及させることが課題となっています。

また、早期から継続的に取り組みやすくするために、身近な地域で活動できる機会・場所の充実が求められています。

（3）特定高齢者等への支援

平成18年度の介護保険法改正に伴い、介護予防が体系化され地域支援事業が創設されました。これにより、要支援・要介護となる可能性の高いとされる特定高齢者への支援施策を実施してきました。

しかし、その重要性にもかかわらず、特定高齢者と判定された高齢者の介護予防事業への参加率は低く推移しています。

区民への周知不足等、原因を分析し、効果的な啓発を行うとともに、通い慣れた場所や、自宅等で気軽に取り組める、魅力ある内容となるよう工夫が必要です。

(4) 要支援・要介護高齢者への支援

介護サービスが利用しやすいものとなるよう、きめ細やかな運用を心がけ、介護保険制度を高齢者の暮らしを支える仕組みとして一層の定着化を図ってきました。

しかしながら、平成18年度の介護保険法改正で制度化された、要支援高齢者を対象とする介護予防給付もサービス利用者は当初の見込みほど伸びていない状況です。地域包括支援センターによるケアプラン作成など、要介護高齢者向けサービスとは利用手続きが異なる点が理解されていないためと考えられます。

また、介護サービスに従事する人材不足の顕在化や、介護サービスの給付範囲をめぐる不適切なサービス提供の事例等、保険者としての責任を果たすべき様々な課題が発生しました。

第4期計画においても、介護療養病床の廃止等、対応すべき多くの課題が残されている状況です。多くの高齢者ができるだけ長く住み慣れた地域で生活し続けられるよう、高齢者の総合相談窓口の役割を持つ地域包括支援センターを中心に、在宅生活を支えるきめ細やかなサービスをさらに充実させる必要があります。

(5) 住まいの支援と医療・保健・福祉の基盤整備

高齢者が自立し、安全で快適な生活が送れるよう、高齢者の心身の特性に配慮した高齢者向けの住まい・施設等の充実に努めてきました。

住まいについては、様々な住居形態や、周辺環境に対応した情報の発信が課題であり、情報が適切に周知される仕組みづくりが重要です。また、高齢者であることを理由に、住まいに困窮することのないよう、高齢者集合住宅のあり方の見直しや高齢者向けの居室提供事業等の支援に取り組む必要があります。

一方、特別養護老人ホームの入所待機者は依然として2,000人を超える状況が続いている中で、介護療養病床の廃止が決まるなど、介護を要する高齢者のための施設等の整備はますます重要な課題となっています。整備促進のため、様々な方策を打ち出す必要があります。

(6) 地域で支える仕組みづくり

高齢者のいきいきとした暮らしを支えるには、医療と福祉のサービスが一体的かつ連続して提供される必要があります。そのような複合的なニーズに適切に対応するためには、様々な活動を行っている機関・団体等の地域資源との効果的な連携が重要と考え、ネットワークづくりに取り組んできました。

一方、急速な上昇を続ける高齢化率に比例し今後も、ひとり暮らし、高齢者のみの世帯や日中独居者といった、社会と接点の少ない高齢者の増加が見込まれる状況です。このような中では、地域全体で協働・連携する仕組みを更に強化し、高齢者の暮らしを支え合うことが必要であり、区は調整役として、様々な地域資源の結び付けに積極的に取り組む必要があります。

第2節 第3期介護保険事業計画の評価

(1) 第1号被保険者数および要介護認定者数の計画値と実績値の比較

第3期計画期間における第1号被保険者数は、計画数値と実績数値はほぼ見込み通りの結果となっています。

また、要介護認定者数は計画数値ほど実績数値が伸びておらず、平成20年度における計画比は95.1%です。要介護度別の内訳では、要支援1、要支援2、要介護2の計画数値と実績数値とに乖離がみられ、特に要支援1と要支援2は計画比の50%にも達していないのに比べ、逆に要介護2が計画数値のほぼ1.5倍になっています。

要介護認定者数の内第1号被保険者は、計画数値をやや下回る実績値となっています。

第1号被保険者数の計画値と実績値の比較

(単位：人)

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1号被保険者	計画数値	124,963	128,886	132,660
	実績数値	124,179	128,233	131,882
	計画比	99.4%	99.5%	99.4%
前期高齢者 (65～74歳)	計画数値	71,470	72,201	72,880
	実績数値	71,263	72,053	72,515
	計画比	99.7%	99.8%	99.5%
後期高齢者 (75歳以上)	計画数値	53,493	56,685	59,780
	実績数値	52,916	56,180	59,367
	計画比	98.9%	99.1%	99.3%

第1号被保険者数は年度の平均値。ただし、平成20年度は見込値です。
(資料：「第3期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」)

要介護認定者数の計画値と実績値の比較

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	
要介護認定者数	計画数値	20,693	22,089	22,089	
	実績数値	19,878	20,652	21,306	
	計 画 比	96.10%	93.50%	95.10%	
	要支援 1	計画数値	2,142	2,303	2,378
		実績数値	1,656	985	1,033
		計 画 比	77.30%	42.80%	43.40%
	要支援 2	計画数値	3,561	4,420	5,145
		実績数値	1,493	2,451	2,520
		計 画 比	41.90%	55.50%	49.00%
	要介護 1	計画数値	3,560	3,558	3,403
		実績数値	4,904	3,691	3,478
		計 画 比	137.80%	103.70%	102.20%
	要介護 2	計画数値	3,372	3,290	3,384
		実績数値	3,731	4,661	5,068
		計 画 比	110.70%	141.70%	149.80%
要介護 3	計画数値	2,848	2,975	3,175	
	実績数値	2,833	3,330	3,632	
	計 画 比	99.50%	111.90%	114.40%	
要介護 4	計画数値	2,743	2,888	3,060	
	実績数値	2,996	3,090	3,093	
	計 画 比	109.20%	107.00%	101.10%	
要介護 5	計画数値	2,467	2,655	2,854	
	実績数値	2,265	2,444	2,482	
	計 画 比	91.80%	92.10%	87.00%	
内第 1 号被保険者	計画数値	20,103	21,494	21,802	
	実績数値	19,235	19,998	20,662	
	計 画 比	95.70%	93.00%	95.60%	
要介護認定率	計画数値	16.10%	16.70%	16.40%	
	実績数値	15.50%	15.60%	15.70%	
内第 2 号被保険者	計画数値	590	595	607	
	実績数値	643	654	644	

要介護認定者数には第1号被保険者と第2号被保険者数を含んでいます。数値は年間平均値です。ただし、20年度は見込値です。

要介護認定率は、内第1号被保険者数/第1号被保険者数。

(資料：「第3期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」)

(2) 予防給付、居宅、施設および地域密着型サービス量の計画値と実績値の比較

第3期計画期間における予防給付サービスは、介護予防特定施設入居者生活介護以外のどのサービス種別についても、計画値に対し、実績数値が伸びていません。

第3期計画期間における居宅サービスをサービスの種類別にみると、平成20年度で訪問リハビリテーションサービスが計画比206.5%、通所介護が計画比131.4%と大きく計画数値を超えています。一方、短期入所療養介護は計画比72.3%、訪問入浴介護は計画比75.1%と計画数値を大きく下回っています。

施設サービス受給者数は、平成20年度をみると、計画比96.0%となっており、計画数値には達していない状況です。サービスの種類別にみると、介護療養型医療施設が計画比87.2%となり、他のサービスの種類以上に計画数値を下回っています。

地域密着型サービスのうち、平成18年度から新たなサービスとして始まった夜間対応型訪問介護と小規模多機能型居宅介護については、平成18、19年度は計画値を大きく下回っていますが、サービスの周知の進展に伴い、徐々に利用者が増加しています。

予防給付サービス量の計画値と実績値の比較

サービスの種類(単位)		平成18年度	平成19年度	平成20年度
介護予防訪問介護 (人/1月あたり)	計画数値	2,948	3,481	4,041
	実績数値	826	1,413	1,379
	計画比	28.0%	40.6%	34.1%
介護予防訪問入浴介護 (回/1月あたり)	計画数値	24	31	37
	実績数値	0	0	0
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%
介護予防訪問看護 (回/1月あたり)	計画数値	691	859	1,019
	実績数値	82	156	99
	計画比	11.9%	18.2%	9.7%
介護予防訪問リハビリテーション (回/1月あたり)	計画数値	26	33	40
	実績数値	6	12	12
	計画比	23.1%	36.4%	30.0%
介護予防居宅療養管理指導 (人/1月あたり)	計画数値	187	233	276
	実績数値	29	62	71
	計画比	15.5%	26.6%	25.7%
介護予防通所介護 (人/1月あたり)	計画数値	1,147	1,880	2,559
	実績数値	241	454	473
	計画比	21.0%	24.1%	18.5%
介護予防通所リハビリテーション (人/1月あたり)	計画数値	208	259	307
	実績数値	45	60	55
	計画比	21.6%	23.2%	17.9%

総論第3章 第3期計画の総括

サービスの種類(単位)		平成18年度	平成19年度	平成20年度
介護予防短期入所生活介護 (日/1月あたり)	計画数値	290	368	440
	実績数値	17	28	75
	計画比	5.9%	7.6%	17.0%
介護予防短期入所療養介護 (日/1月あたり)	計画数値	54	66	77
	実績数値	2	0	4
	計画比	3.7%	0.0%	5.2%
介護予防特定施設入居者生活介護 (人/1月あたり)	計画数値	98	99	99
	実績数値	41	84	106
	計画比	41.8%	84.8%	107.0%
介護予防福祉用具の貸与 (人/1月あたり)	計画数値	413	491	571
	実績数値	130	125	132
	計画比	31.5%	25.5%	23.1%
福祉用具購入費 (人/1月あたり)	計画数値	45	53	62
	実績数値	10	18	18
	計画比	22.2%	34.0%	29.0%
住宅改修費の支給 (人/1月あたり)	計画数値	52	61	71
	実績数値	13	20	22
	計画比	25.0%	32.8%	31.0%
介護予防支援 (人/1月あたり)	計画数値	4,078	4,850	5,648
	実績数値	1,110	1,848	1,872
	計画比	27.2%	38.1%	33.1%

計画数値・実績数値とも年間平均値です。ただし、平成20年度は見込値です。
(資料:「第3期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」)

居宅サービス量の計画値と実績値の比較

サービスの種類(単位)		平成18年度	平成19年度	平成20年度
訪問介護 (人/1月あたり)	計画数値	5,434	5,484	5,664
	実績数値	6,848	6,262	6,025
	計画比	126.0%	114.2%	106.4%
訪問入浴介護 (回/1月あたり)	計画数値	2,696	2,887	3,154
	実績数値	2,498	2,446	2,368
	計画比	92.7%	84.7%	75.1%
訪問看護 (回/1月あたり)	計画数値	7,194	7,469	7,991
	実績数値	6,983	6,986	6,932
	計画比	97.1%	93.5%	86.7%
訪問リハビリテーション (回/1月あたり)	計画数値	234	244	261
	実績数値	272	440	539
	計画比	116.2%	180.3%	206.5%
居宅療養管理指導 (人/1月あたり)	計画数値	1,439	1,493	1,592
	実績数値	1,677	1,845	2,089
	計画比	116.5%	123.6%	131.2%
通所介護 (人/1月あたり)	計画数値	2,984	3,012	3,133
	実績数値	3,532	3,787	4,116
	計画比	118.4%	125.7%	131.4%
通所リハビリテーション (人/1月あたり)	計画数値	841	848	884
	実績数値	921	863	992
	計画比	109.5%	101.8%	112.2%
短期入所生活介護 (日/1月あたり)	計画数値	5,706	5,911	6,331
	実績数値	5,502	6,358	7,429
	計画比	96.4%	107.6%	117.3%
短期入所療養介護 (日/1月あたり)	計画数値	1,104	1,146	1,229
	実績数値	895	867	888
	計画比	81.1%	75.7%	72.3%
特定施設入居者生活介護 (人/1月あたり)	計画数値	731	774	809
	実績数値	718	864	1,022
	計画比	98.2%	111.6%	126.3%
福祉用具の貸与 (人/1月あたり)	計画数値	4,728	4,817	5,052
	実績数値	5,167	5,082	5,367
	計画比	109.3%	105.5%	106.2%
福祉用具購入費 (人/1月あたり)	計画数値	158	160	166
	実績数値	167	172	174
	計画比	105.7%	107.5%	104.8%
住宅改修費の支給 (人/1月あたり)	計画数値	111	112	115
	実績数値	112	106	109
	計画比	100.9%	94.6%	94.8%
居宅介護支援 (人/1月あたり)	計画数値	8,725	8,814	9,118
	実績数値	10,465	10,015	10,274
	計画比	119.9%	113.6%	112.7%

計画数値・実績数値とも年間平均値です。ただし、平成20年度は見込値です。
(資料:「第3期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」)

施設サービス量の計画値と実績値の比較

サービスの種類（単位）		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
介護老人福祉施設 （人/1月あたり）	計画数値	1,493	1,579	1,632
	実績数値	1,436	1,547	1,605
	計画比	96.2%	98.0%	98.3%
介護老人保健施設 （人/1月あたり）	計画数値	746	819	826
	実績数値	740	760	804
	計画比	99.2%	92.8%	97.3%
介護療養型医療施設 （人/1月あたり）	計画数値	587	587	587
	実績数値	555	597	512
	計画比	94.5%	101.7%	87.2%
施設サービス受給者数 （人/1月あたり）	計画数値	2,826	2,985	3,045
	実績数値	2,732	2,903	2,922
	計画比	96.7%	97.3%	96.0%

計画数値・実績数値とも年間平均値です。ただし、平成20年度は見込値です。
（資料：「第3期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」）

地域密着型サービス（予防給付含む）量の計画値と実績値の比較

サービスの種類（単位）		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
夜間対応型訪問介護 （人/1月あたり）	計画数値	56	60	65
	実績数値	2	27	64
	計画比	3.6%	45.0%	98.5%
認知症対応型通所介護 （人/1月あたり）	計画数値	2,712	2,712	3,015
	実績数値	2,436	3,087	3,185
	計画比	89.8%	113.8%	105.6%
小規模多機能型居宅介護 （人/1月あたり）	計画数値	60	175	279
	実績数値	6	35	54
	計画比	10.0%	20.0%	19.4%
認知症対応型共同生活介護 （人/1月あたり）	計画数値	346	398	426
	実績数値	241	273	292
	計画比	69.7%	68.6%	68.5%
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護 （人/1月あたり）	計画数値			27
	実績数値			0
	計画比			0.0%

計画数値・実績数値とも年間平均値です。ただし、平成20年度は見込値です。
（資料：「第3期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」）

(3) 予防給付、居宅、施設および地域密着型サービス事業費の計画値と実績値の比較

第3期計画期間における予防給付サービス事業費全体は、平成20年度をみると計画比19.4%となっており、計画を大きく下回っています。

第3期計画期間における居宅サービス事業費全体は、各年度とも計画値を上回っています。

第3期計画期間における施設サービス事業費は、平成20年度をみると計画比91.6%となっており、計画を若干下回っています。

第3期計画期間における地域密着型サービス事業費では、認知症対応型通所介護サービスが計画比127.3%と計画数値を超えている一方、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護および夜間対応型訪問介護が、計画比それぞれ0%、19.5%と計画数値を大きく下回っています。

予防給付サービスの計画値と実績値の比較 (単位：百万円)

サービスの種類		平成18年度	平成19年度	平成20年度
介護予防訪問介護	計画数値	1,211	1,473	1,732
	実績数値	183	295	288
	計画比	15.1%	20.0%	16.6%
介護予防訪問入浴介護	計画数値	3	4	5
	実績数値	0	0	0
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%
介護予防訪問看護	計画数値	57	71	85
	実績数値	7	12	8
	計画比	12.3%	16.9%	9.4%
介護予防訪問リハビリテーション	計画数値	2	2	2
	実績数値	0	1	1
	計画比	0.0%	50.0%	50.0%
介護予防居宅療養管理指導	計画数値	22	27	32
	実績数値	3	7	8
	計画比	13.6%	25.9%	25.0%
介護予防通所介護	計画数値	626	1,035	1,403
	実績数値	115	218	233
	計画比	18.4%	21.1%	16.6%
介護予防通所リハビリテーション	計画数値	107	134	160
	実績数値	25	34	31
	計画比	23.4%	25.4%	19.4%
介護予防短期入所生活介護	計画数値	23	29	35
	実績数値	1	2	5
	計画比	4.3%	6.9%	14.3%

総論第3章 第3期計画の総括

サービスの種類		平成18年度	平成19年度	平成20年度
介護予防短期入所療養介護	計画数値	5	6	7
	実績数値	0	0	0
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%
介護予防特定施設 入居者生活介護	計画数値	146	148	148
	実績数値	51	110	139
	計画比	34.9%	74.3%	93.9%
介護予防福祉用具の貸与	計画数値	56	67	78
	実績数値	15	9	9
	計画比	26.8%	13.4%	11.5%
福祉用具購入費	計画数値	15	18	21
	実績数値	3	5	5
	計画比	20.0%	27.8%	23.8%
住宅改修費の支給	計画数値	71	84	97
	実績数値	16	28	32
	計画比	22.5%	33.3%	33.0%
介護予防支援	計画数値	453	539	628
	実績数値	70	99	100
	計画比	15.5%	18.4%	15.9%
予防給付サービス費合計	計画数値	2,796	3,638	4,433
	実績数値	490	820	860
	計画比	17.5%	22.5%	19.4%

平成20年度は見込値です。なお、百万円単位で端数処理しているため、合計数値が合わない場合があります。

(資料:「第3期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」および「練馬の介護保険」)

居宅サービス事業費の計画値と実績値の比較

(単位:百万円)

サービスの種類		平成18年度	平成19年度	平成20年度
訪問介護	計画数値	5,195	5,330	5,623
	実績数値	5,199	4,928	4,741
	計画比	100.1%	92.5%	84.3%
訪問入浴介護	計画数値	383	410	448
	実績数値	359	353	342
	計画比	93.7%	86.1%	76.3%
訪問看護	計画数値	653	678	726
	実績数値	655	658	652
	計画比	100.3%	97.1%	89.8%
訪問リハビリテーション	計画数値	15	16	17
	実績数値	16	26	32
	計画比	106.7%	162.5%	188.2%
居宅療養管理指導	計画数値	174	180	192
	実績数値	208	231	261
	計画比	119.5%	128.3%	135.9%

サービスの種類		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
通所介護	計画数値	2,768	2,818	2,965
	実績数値	2,828	3,120	3,391
	計画比	102.2%	110.7%	114.4%
通所リハビリテーション	計画数値	593	600	630
	実績数値	642	646	743
	計画比	108.3%	107.7%	117.9%
短期入所生活介護	計画数値	560	583	626
	実績数値	556	635	742
	計画比	99.3%	108.9%	118.5%
短期入所療養介護	計画数値	125	130	139
	実績数値	102	101	104
	計画比	81.6%	77.7%	74.8%
特定施設入居者生活介護	計画数値	1,710	1,809	1,891
	実績数値	1,607	1,998	2,362
	計画比	94.0%	110.4%	124.9%
福祉用具の貸与	計画数値	877	901	952
	実績数値	928	912	963
	計画比	105.8%	101.2%	101.2%
福祉用具購入費	計画数値	60	60	63
	実績数値	57	56	57
	計画比	95.0%	93.3%	90.5%
住宅改修費の支給	計画数値	151	152	157
	実績数値	138	132	135
	計画比	91.4%	86.8%	86.0%
居宅介護支援	計画数値	990	1,001	1,036
	実績数値	1,453	1,431	1,468
	計画比	146.8%	143.0%	141.7%
介護給付サービス費合計	計画数値	14,253	14,667	15,464
	実績数値	14,748	15,226	15,994
	計画比	103.5%	103.8%	103.4%

平成 20 年度は見込値です。なお、百万円単位で端数処理しているため、合計数値が合わない場合があります。

(資料：「第3期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」および「練馬の介護保険」)

総論第3章 第3期計画の総括

施設サービス事業費の計画値と実績値の比較

(単位：百万円)

サービスの種類		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
介護老人福祉施設	計画数値	4,623	4,901	5,075
	実績数値	4,285	4,612	4,787
	計画比	92.7%	94.1%	94.3%
介護老人保健施設	計画数値	2,312	2,541	2,565
	実績数値	2,211	2,272	2,407
	計画比	95.6%	89.4%	93.8%
介護療養型医療施設	計画数値	2,643	2,645	2,646
	実績数値	2,400	2,602	2,231
	計画比	90.8%	98.4%	84.3%
施設サービス給付費合計	計画数値	9,579	10,087	10,287
	実績数値	8,897	9,487	9,425
	計画比	92.9%	94.1%	91.6%

平成 20 年度は見込値です。なお、百万円単位で端数処理しているため、合計数値が合わない場合があります。

(資料：「第3期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」および「練馬の介護保険」)

地域密着型サービス事業費の計画値と実績値の比較

(単位：百万円)

サービスの種類		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
夜間対応型訪問介護	計画数値	70	75	82
	実績数値	0	7	16
	計画比	0.0%	9.3%	19.5%
認知症対応型通所介護	計画数値	296	298	333
	実績数値	333	411	424
	計画比	112.5%	137.9%	127.3%
小規模多機能型居宅介護	計画数値	132	265	397
	実績数値	14	80	121
	計画比	10.6%	30.2%	30.5%
認知症対応型共同生活介護	計画数値	1,044	1,201	1,285
	実績数値	721	808	864
	計画比	69.1%	67.3%	67.2%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	計画数値			81
	実績数値			0
	計画比			0.0%
地域密着型サービス給付費合計	計画数値	1,542	1,838	2,179
	実績数値	1,068	1,306	1,425
	計画比	69.3%	71.1%	65.4%

平成 20 年度は見込値です。なお、百万円単位で端数処理しているため、合計数値が合わない場合があります。

(資料：「第3期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」および「練馬の介護保険」)

(4) 地域支援事業の状況

平成18年度の介護保険法改正により、要支援・要介護となるおそれのある高齢者を特定高齢者と位置づけ、介護予防事業を実施しています。

介護予防事業の対象となる、特定高齢者(5、98ページ参照)は、平成18年度は1,432人と少なかったため、平成19年度に国が基準見直しを行いました。その結果、平成20年度には、7,183人(高齢者人口の5.4%)まで増加しています。

特定高齢者向け介護予防事業の参加者数は、平成19年度実績で、255人(特定高齢者の3.6%)と、普及が進んでいない状況です。特定高齢者が事業に参加しやすい環境を整備する等、工夫が必要です。

地域での包括的なケア体制の推進のため、地域包括支援センター運営協議会を設置するなど、地域との協働を進めています。

特定高齢者の状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
生活機能評価受診者数	74,481人	74,830人	72,000人
特定高齢者決定者数	1,432人	7,050人	7,183人
特定高齢者向け 介護予防事業参加者数	141人	255人	530人
参加率	9.8%	3.6%	7.4%

各年度末時点、ただし平成20年度は見込値です。

平成20年度の特定高齢者決定者数は、平成21年1月1日現在の高齢者人口推計値の5.4%(平成19年度実績)と見込んでいます。

参加率 = 特定高齢者向け介護予防事業参加者数 / 特定高齢者決定者数

介護予防事業（介護予防特定高齢者施策）実施状況

サービスの種類（単位）		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
介護予防のための生活機能評価 （件／年）	計画数値	78,000	81,000	85,000
	実績数値	74,481	74,830	62,000
	計画比	95.50%	92.4%	72.9%
筋力向上トレーニング （回／年）	計画数値	500	500	500
	実績数値	400	418	500
	計画比	80.0%	83.6%	100.0%
転倒予防のための体力づくり教室 （回／年）	計画数値	288	288	384
	実績数値	172	143	144
	計画比	59.7%	49.7%	37.5%
栄養改善事業 （回／年）	計画数値	48	240	300
	実績数値	12	30	40
	計画比	25.0%	12.5%	13.3%
口腔機能向上事業 （回／年）	計画数値	24	120	150
	実績数値	12	30	299
	計画比	50.0%	25.0%	199.3%
食事サービス（配食サービス） （回／年）	計画数値	65,576	78,015	87,991
	実績数値	任意事業で 実施	任意事業で 実施	任意事業で 実施
	計画比			
特定高齢者評価事業 （回／年）	計画数値	4	15	15
	実績数値	2	2	2
	計画比	50.0%	13.3%	13.3%

介護予防事業（介護予防一般高齢者施策）実施状況

サービスの種類（単位）		平成18年度	平成19年度	平成20年度
介護予防 小冊子作成 （冊／年）	計画数値	120,000	6,000	6,000
	実績数値	手帳 2,000 小冊子 1,500	手帳 7,500 小冊子 1,400	手帳 10,000 小冊子 1,400
	計画比	2.9%	148.3%	190.0%
講演会実施、健康教育 教室、健康相談 （回／年）	計画数値	265	313	313
	実績数値	103	172	169
	計画比	38.8%	54.9%	54.0%
よりあいひろば事業 （回／年）	計画数値	342	342	342
	実績数値	395	367	367
	計画比	115.5%	107.3%	107.3%

包括的支援事業実施状況

サービスの種類（単位）		平成18年度	平成19年度	平成20年度
介護予防 ケアマネジメント事業 （件／年）	計画数値	2,492	4,154	6,486
	実績数値	156	350	400
	計画比	6.30%	8.40%	6.20%
高齢者戸別訪問 （件／年）	計画数値	13,450	13,450	13,450
	実績数値	未実施	未実施	未実施
	計画比			
地域包括支援センター 本所・支所の運営 （箇所）	計画数値	本所 4	本所 4	本所 4
	実績数値	本所 4	本所 4・支所 19	本所 4・支所 19
	計画比	100.0%		

任意事業（介護給付等費用適正化事業）実施状況

サービスの種類（単位）		平成18年度	平成19年度	平成20年度
給付費明細書通知 （通／年）	計画数値	未実施	16,580	20,260
	実績数値	未実施	15,526	16,164
	計画比		93.6%	79.8%
ケアプランチェック 作業（件／年）	計画数値	720	1,610	1,730
	実績数値	153	47	100
	計画比			

「ケアプランチェック事業」は、サンプリング調査により行っています。そのため、計画数値との比較はできません。

総論第3章 第3期計画の総括

任意事業（家族介護支援事業）実施状況

サービスの種類（単位）		平成18年度	平成19年度	平成20年度
家族介護者教室 （回／年）	計画数値	132	136	140
	実績数値	118	120	124
	計画比	89.4%	88.2%	88.6%
認知症高齢者徘徊探索 サービス （件／年）	計画数値	55	60	65
	実績数値	480	341	350
	計画比	872.7%	568.3%	538.5%
認知症高齢者 見守りサービス （件／年）	計画数値	未実施	65	65
	実績数値	未実施	未実施	未実施
	計画比			
家族介護慰労事業 （件／年）	計画数値	20	20	20
	実績数値	10	8	10
	計画比	50.0%	40.0%	50.0%
紙おむつなどの支給 （件／年）	計画数値	28,600	28,600	28,600
	実績数値	29,806	32,596	39,402
	計画比	104.2%	114.0%	137.8%

任意事業（その他の事業）実施状況

サービスの種類（単位）		平成18年度	平成19年度	平成20年度
住宅改修理由書 作成業務補助 （件／年）	計画数値	300	300	300
	実績数値	251	66	324
	計画比	83.7%	22.0%	108.0%
食事サービス （配食サービス） （食／年）	計画数値	166,557	203,123	223,334
	実績数値	106,560	103,964	114,000
	計画比	64.9%	51.2%	51.0%
高齢者緊急保護事業 （件／年）	計画数値	15	15	15
	実績数値	13	18	18
	計画比	87.0%	120.0%	120.0%

地域支援事業費の計画値と実績値

(単位：万円)

サービスの種類		平成18年度	平成19年度	平成20年度
介護予防事業 A	計画数値	8,074	10,638	33,807
	実績数値	3,358	5,049	43,085
	計画比	41.6%	47.5%	127.4%
包括的支援事業 B	計画数値	32,691	32,990	37,562
	実績数値	31,985	45,335	60,800
	計画比	97.8%	137.4%	161.9%
任意事業 C	計画数値	26,059	27,874	30,051
	実績数値	23,031	24,887	30,116
	計画比	88.4%	89.3%	100.2%
B + C	計画数値	58,750	60,864	67,613
	実績数値	55,016	70,222	90,916
	計画比	93.6%	115.4%	134.5%
A + B + C	計画数値	66,824	71,502	101,420
	実績数値	58,374	75,271	194,801
	計画比	87.4%	105.3%	192.1%

総論第3章 第3期計画の総括

(5) 介護保険料の賦課・収納状況

第3期計画期間における介護保険料は、サービス利用者数の増加等を見込んで、基準月額を3,950円と定めるとともに、所得段階・保険料率の見直し、税制改正に伴う激変緩和措置の実施等を踏まえた上で、介護保険給付費準備基金から約10億6千万円を取り崩すこととしました。

第1号被保険者数は、平成18年度から20年度にかけて、増加を続けています。

介護保険料の収納状況については、平成18・19年度は第3期計画値を超えていますが、平成20年度は計画値を下回る見込みです。

保険料段階が第2・第3段階の人で、一定の条件に該当する生計困難な方の保険料を、第1段階の保険料額に減額しています。なお、財源は介護保険給付費準備基金を充てています。

これまでの事業計画期間の介護保険料の設定状況

(単位:円)

第1期	所得段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
		<ul style="list-style-type: none"> ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が非課税 ・生活保護受給者 	本人および世帯全員が非課税	本人非課税で世帯の中に課税者がいる	本人課税で合計所得金額が250万円未満	本人課税で合計所得金額が250万円以上
		基準額×0.5	基準額×0.75	基準額(3,100)	基準額×1.25	基準額×1.5
	12年度	4,600	7,000	9,300	11,600	14,000
	13年度	13,900	20,900	27,900	34,900	41,900
	14年度	18,600	27,900	37,200	46,500	55,800
第2期	所得段階	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が非課税 ・生活保護受給者 	本人および世帯全員が非課税	本人非課税で世帯の中に課税者がいる	本人課税で合計所得金額が200万円未満	本人課税で合計所得金額が200万円以上
			基準額×0.5	基準額×0.75	基準額(3,300)	基準額×1.25
	15～17年度	19,800	29,700	39,600	49,500	59,400
第2期と第1期の年額の増減		1,200	1,800	2,400	3,000	3,600
(基準額6.5%増)						

第3期（18～20年度）の保険料

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階
	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税 ・生活保護受給者	本人および世帯全員が特別区民税非課税で本人の合計所得金額と課税対象年金額の合計が80万円以下	本人および世帯全員が特別区民税非課税で第2段階に該当しない	本人特別区民税非課税で世帯の中に特別区民税課税者がいる	本人特別区民税課税で合計所得金額が200万円未満	本人特別区民税課税で合計所得金額が200万円以上800万円未満	本人特別区民税課税で合計所得金額が800万円以上
月額	基準額×0.5	基準額×0.625	基準額×0.75	基準額(3,950円)	基準額×1.25	基準額×1.5	基準額×1.625
年額	23,700円	29,630円	35,550円	47,400円	59,250円	71,100円	77,030円

年額 = 月額 × 12 か月。

保険料段階別の第1号被保険者数の状況

(単位：人)

段階区分 年・構成		段階区分							合計
		1段階	2段階	3段階	4段階	5段階	6段階	7段階	
18	被保険者数	4,296	18,940	12,464	33,450	24,989	25,720	4,962	124,821
	構成比	3.4%	15.2%	10.0%	26.8%	20.0%	20.6%	4.0%	
19	被保険者数	4,477	19,464	13,621	34,088	26,059	26,107	5,061	128,877
	構成比	3.5%	15.1%	10.6%	26.5%	20.2%	20.3%	3.9%	
20	被保険者数	4,718	20,330	14,338	34,645	27,052	26,462	5,018	132,563
	構成比	3.6%	15.3%	10.8%	26.1%	20.4%	20.0%	3.8%	

各年9月末日現在。(資料：「練馬の介護保険」)

介護保険料の必要収納額状況

(単位:百万円)

	第3期計画での 収納予定額	保険料収納額実績	計画比
平成18年度	6,003	6,085	101.3%
平成19年度	6,262	6,341	101.3%
平成20年度	6,512	6,546	100.5%
計	18,777	18,972	101.0%

必要収納額は、第3期計画策定段階で見込んだ額です。

保険料収納額実績は、平成18～19年度は現年分の収納実績です。ただし、平成20年度は見込値です。(資料:「練馬の介護保険」)

生計困難な方の介護保険料の減額

	減額者数(人)	助成金額(円)
平成18年度	232	1,643,420
平成19年度	230	1,666,630
平成20年度	245	1,713,620

各年度末現在。ただし、平成20年度は見込値です。(資料:「練馬の介護保険」)

第4章 第4期計画期間における高齢者人口等の推計

第1節 練馬区の人口推計

区における平成20年1月1日現在の65歳以上の高齢者人口は、約13万人、区の人口に占める割合（高齢化率）は、18.5%です。今後さらに、高齢者人口の増加、高齢化率の上昇が見込まれています。

年齢3区分別人口の推移 (単位：人)

区分	平成20年 (2008年)	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成27年 (2015年)	平成30年 (2018年)	平成35年 (2023年)
総人口	697,174	702,163	707,027	711,069	724,869	733,699	746,442
年少人口 (0～14歳)	89,504 12.8%	90,115 12.8%	90,330 12.8%	90,792 12.8%	91,999 12.7%	92,896 12.7%	95,451 12.8%
生産年齢人口 (15～64歳)	478,593 68.6%	479,020 68.2%	480,729 68.0%	483,048 67.9%	481,572 66.4%	484,737 66.1%	493,277 66.1%
高齢者人口 (65歳以上)	129,077 18.5%	133,028 18.9%	135,968 19.2%	137,229 19.3%	151,298 20.9%	156,066 21.3%	157,714 21.1%
前期高齢者 (65～74歳)	72,152 10.3%	72,882 10.4%	73,073 10.3%	71,058 10.0%	76,081 10.5%	74,491 10.2%	70,347 9.4%
後期高齢者 (75歳以上)	56,925 8.2%	60,146 8.6%	62,895 8.9%	66,171 9.3%	75,217 10.4%	81,575 11.1%	87,367 11.7%

平成20年は1月1日現在（外国人登録者数を含む）の実数値、平成21年以降は当該年の1月1日の推計値です。（資料：練馬区年齢別人口推計表（平成20年10月））

第2節 第1号被保険者数の見込

総人口に占める介護保険の第1号被保険者の割合は、平成20年度は18.8%ですが、平成26年度には20.4%になり、5人に1人以上が第1号被保険者になるものと見込んでいます。

第1号被保険者に占める後期高齢者（75歳以上）の割合は、平成20年度では45.0%ですが、平成26年度には49.8%と、徐々にその割合が高くなると見込んでいます。

第1号被保険者数の見込み (単位：人)

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
総人口	702,377	705,811	710,059	714,030	717,626	720,924	724,085
第1号被保険者数	131,882	133,751	136,544	137,879	139,649	144,113	148,004
前期高齢者 (65～74歳)	72,515	73,263	73,420	71,332	70,327	71,949	74,292
後期高齢者 (75歳以上)	59,367	60,488	63,124	66,547	69,322	72,164	73,712
総人口に占める 割合	18.8%	18.9%	19.2%	19.3%	19.5%	20.0%	20.4%

平成20年度は10月1日現在の実数値、平成21年度以降は、区の人口推計をもとに算定した当該年度の平均の推計値です。

第3節 要介護認定者数の見込

平成20年度における第1号被保険者の要介護認定率は15.6%ですが、平成26年度には16.9%と見込んでいます。

第2号被保険者の要介護認定者数は、特定疾病が原因と限られているため微増の状況です。

第1号被保険者の要介護認定者数の見込み (単位：人)

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
要介護 認定者数	20,662	21,326	22,057	22,478	23,051	24,066	25,012
要支援1	1,024	1,067	1,124	1,155	1,192	1,249	1,312
要支援2	2,467	2,549	2,642	2,679	2,796	2,877	2,979
要介護1	3,407	3,516	3,633	3,712	3,810	3,924	4,084
要介護2	4,894	5,034	5,173	5,254	5,325	5,492	5,532
要介護3	3,510	3,623	3,757	3,819	3,887	4,099	4,297
要介護4	2,973	3,071	3,176	3,253	3,339	3,586	3,802
要介護5	2,387	2,466	2,552	2,606	2,702	2,839	3,006
要介護 認定率	15.6%	15.9%	16.2%	16.3%	16.5%	16.7%	16.9%

平成20年度は10月1日現在の実数値、平成21年度以降は当該年度の平均の推計値です。

第2号被保険者の要介護認定者数の見込み (単位：人)

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
要介護 認定者数	644	648	660	672	684	689	696
要支援1	9	9	9	9	9	9	10
要支援2	53	53	55	55	56	57	57
要介護1	71	71	73	74	76	76	77
要介護2	174	176	178	182	186	186	188
要介護3	122	123	125	127	129	131	131
要介護4	120	121	123	126	128	129	130
要介護5	95	95	97	99	100	101	103

平成20年度は10月1日現在の実数値、平成21年度以降は当該年度の平均の推計値です。

総論第4章 第4期計画期間における高齢者人口等の推計

第1号・第2号被保険者を合算した要介護認定者数の見込み (単位:人)

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
要介護 認定者数	21,306	21,974	22,717	23,150	23,735	24,755	25,708
要支援1	1,033	1,076	1,133	1,164	1,201	1,258	1,322
要支援2	2,520	2,602	2,697	2,734	2,852	2,934	3,036
要介護1	3,478	3,587	3,706	3,786	3,886	4,000	4,161
要介護2	5,068	5,210	5,351	5,436	5,511	5,678	5,720
要介護3	3,632	3,746	3,882	3,946	4,016	4,230	4,428
要介護4	3,093	3,192	3,299	3,379	3,467	3,715	3,932
要介護5	2,482	2,561	2,649	2,705	2,802	2,940	3,109

平成20年度は10月1日現在の実数値、平成21年度以降は当該年度の平均の推計値です。

第4節 介護保険施設および介護専用型居住系施設の利用者数の目標

平成23年度末に予定されている、介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換は、現在のところ各施設の意向が明らかになっていません。そのため、当該施設の利用者については、転換措置を行っていません。

これにより、一時的に介護保険施設の利用者総数が減少に転じることになりますが、施設整備の着実な進展により、平成25年度には23年度の利用者を超える見込みです。

要介護2～5に占める介護保険施設および介護専用型居住系施設の利用者数の見込み

(単位:人)

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護保険施設および 介護専用型居住系 サービス利用者	3,224	3,367	3,858	4,040	3,733	4,049	4,307
要介護2～5の 認定者数	14,275	14,709	15,181	15,466	15,796	16,563	17,189
要介護2～5に占める 介護保険施設、介護専 用型居住系サービス利 用者の割合	22.6%	22.9%	25.4%	26.1%	23.6%	24.4%	25.1%

平成20年度は見込値、平成21年度以降は推計値です。

総論第4章 第4期計画期間における高齢者人口等の推計

介護保険施設および介護専用型居住系施設の利用数の見込み (単位：人)

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護保険施設	2,941	2,978	3,315	3,425	3,018	3,238	3,398
介護老人福祉施設	1,610	1,627	1,687	1,717	1,777	1,897	1,957
介護老人保健施設	787	807	1,084	1,137	1,187	1,287	1,387
介護療養型医療施設	544	544	544	544			
地域密着型 介護老人福祉施設	0	0	0	27	54	54	54
介護専用型居住系施設	283	389	543	615	715	811	909
認知症対応型 共同生活介護	283	312	366	438	476	510	546
介護専用型特定施設	0	77	177	177	239	301	363
地域密着型特定施設	0	0	0	0	0	0	0
計	3,224	3,367	3,858	4,040	3,733	4,049	4,307

平成20年度は見込値、平成21年度以降は推計値です。

第5節 介護保険施設利用者の内訳の目標

介護保険施設については、国が示した目標値（利用者について、要介護4・5の割合を平成26年度に70%以上とする）を踏まえた施設整備とします。

そこで、介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設および地域密着型介護老人福祉施設)の利用者に占める要介護4～5の認定者の割合を、平成26年度には69.9%と見込みました。

これは、施設に入所する前提として、居宅サービスを利用しながら在宅生活を継続していくことが困難になったときに施設サービスを利用することになるとして、要介護4～5の方の利用割合の目標を定めたものです。

介護保険施設利用者数の内訳・見込 (単位：人)

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護保険施設利用者数	2,941	2,978	3,315	3,425	3,018	3,238	3,398
要介護4～5の利用者数	1,995	2,034	2,274	2,375	2,078	2,255	2,374
施設利用者に占める 要介護4～5の割合	67.8%	68.3%	68.6%	69.3%	68.9%	69.6%	69.9%

平成20年度は10月1日現在の実数値、平成21年度以降は当該年度の平均の推計値です。

第5章 計画の基本理念等と重点課題

第1節 基本理念

本計画は、第3期計画の基本的な方向性および内容を継承し策定するため、基本理念については、第3期計画を継承するものとし、つぎのとおり定めます。

- 1 高齢者の尊厳を大切にする
人間性が尊重され、高齢になっても、心身の機能が衰えても、要介護状態になっても、尊厳を保ち自分らしく生活できる社会を目指します。
- 2 高齢者の自立と自己決定を尊重する
自らの意思や能力に応じ自立した生活が可能であり、自らサービスを選択・決定できる社会を目指します。
- 3 高齢者の社会参加と地域の支え合いを促進する
地域社会の一員として活躍でき、地域の人々が連帯し、ともに支えあう社会を目指します。

第2節 基本目標

本計画は、区の長期的・総合的な計画である新長期計画の高齢者保健福祉に関する部門別計画として位置付けられています。従って、基本目標は、新長期計画の高齢者保健福祉部門の部門別目標に合わせ、つぎのとおり定めます。

高齢者が暮らしやすいまちをつくる

高齢者が社会の担い手として活躍できるように支援することや、生活機能の低下を補うサービスを提供することなどにより、一人ひとりの高齢者がいきいきと暮らすことができる状態を目指します。

第3節 基本施策と重点課題

第3期計画の総括を踏まえ、基本目標の実現に向けて、つぎの6つの基本施策を展開していきます。また、第4期計画期間中に、重点的に取り組む必要がある課題を、9つの重点課題とし、解決に向けた積極的な施策の展開を図っていきます。

(1) 6つの基本施策（詳細は、各論第1章を参照）

多様な社会参加の促進

高齢者の健康を保持増進するために、また、高齢者の元気な力を活かし活力あふれる地域社会を築くために、高齢者の社会参加が促進されるよう取り組みます。

健康の保持増進

健康で長生きするという「健康寿命」を延伸していくため、高齢者自身が生活習慣病予防や介護予防などを実践できるよう体制の整備に取り組みます。

特定高齢者等への支援

要支援・要介護になる前から介護予防を推進するため、地域支援事業（介護予防事業）の充実を図り、特定高齢者の自立支援に取り組みます。

要支援・要介護高齢者への支援

要支援・要介護の状態になった場合でも、できるだけ住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、介護保険サービスの充実とサービスを円滑に利用するための支援に取り組みます。

住まいの支援と医療・保健・福祉の基盤整備

高齢者が自立し安心して生活できるよう、住まいづくりの支援や特別養護老人ホームなどの介護保険施設の整備等を通じて、医療・保健・福祉の基盤整備の充実に取り組みます。

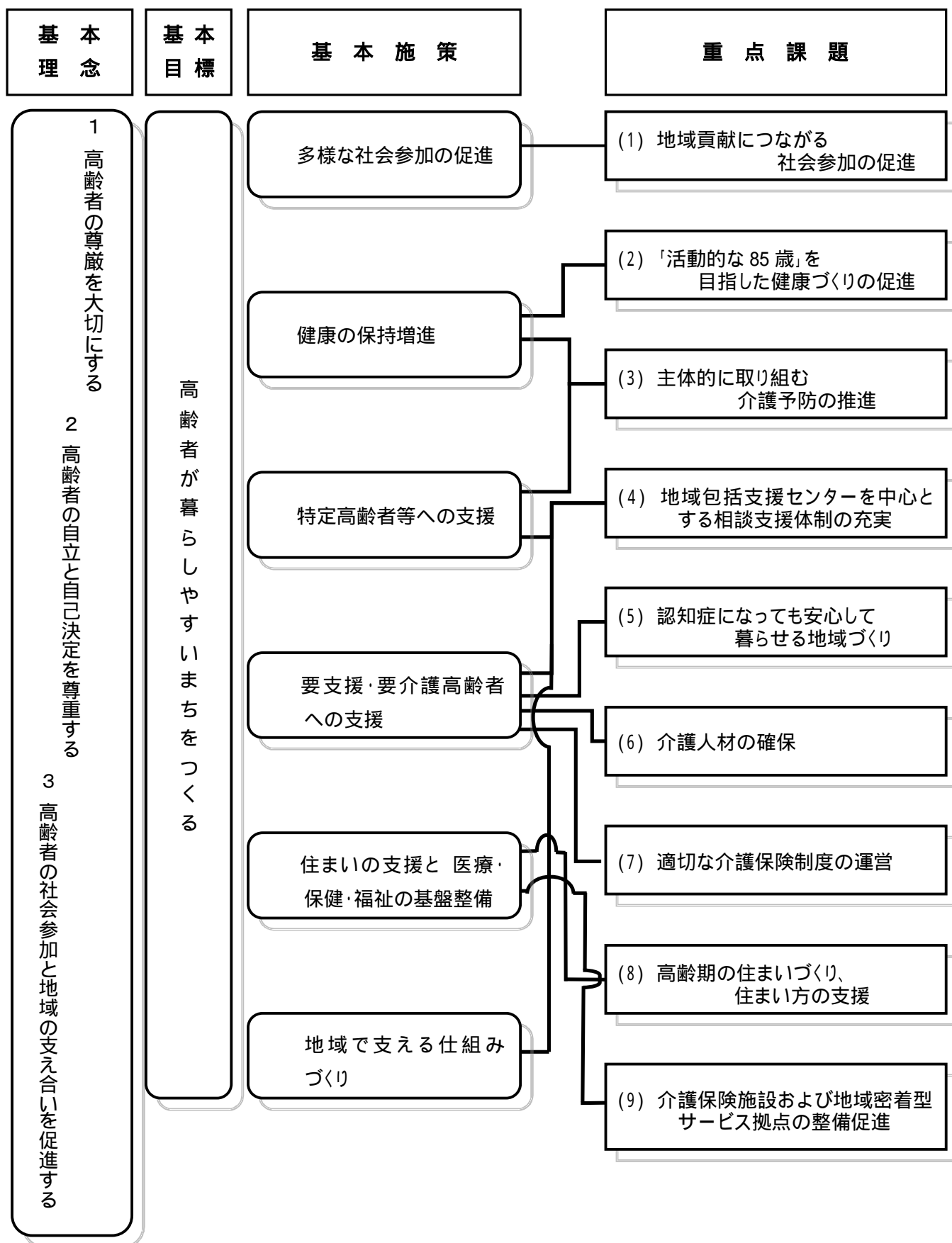
地域で支える仕組みづくり

地域の保健・医療・福祉の関係機関の連携のもと、必要なサービスの提供や、保健・医療・福祉に関する様々な相談に応じられる体制の整備に取り組みます。

(2) 9つの重点課題

- (1) 地域貢献につながる社会参加の促進
- (2) 「活動的な85歳」を目指した健康づくりの促進
- (3) 主体的に取り組む介護予防の推進
- (4) 地域包括支援センターを中心とする相談支援体制の充実
- (5) 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり
- (6) 介護人材の確保
- (7) 適切な介護保険制度の運営
- (8) 高齢期の住まいづくり、住まい方の支援
- (9) 介護保険施設および地域密着型サービス拠点の整備促進

(3) 計画における施策等の体系図



(1) 地域貢献につながる社会参加の促進

【目標】

高齢者が自らの希望や心身状況に応じ、知識や経験を活かして社会参加を進め、いきいきと暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

【現状と課題】

高齢者の約8割は、元気な高齢者です。また、高齢者はこれまでの人生で様々な知識、経験、技術を培っています。今後ますます進行する少子高齢化により、地域社会の活力低下が懸念される中、こうした元気な高齢者には、自らの知識、経験、技術を活かして、地域活動の担い手となり、地域社会の活力を維持していく役割が期待されています。

また、高齢者自身も多くの方が地域活動に参加する意欲を持っている状況がうかがえます。練馬区高齢者基礎調査によると、地域活動への参加状況について、「現在、何らかの地域活動に参加している」と回答した高齢者の割合は17.0%ですが、「現在活動していない」と回答した方の64.2%は、「参加に踏み出す条件が満たせば、地域で活動したい」と回答しています(8ページ参照)。

一方、高齢者が地域活動の一翼を担うことは、地域を誰にとっても住みやすい活力ある社会にするばかりでなく、高齢者自身のいきがいや健康づくりにも寄与するものとなります。

高齢期をいきがいを持っていきいきと暮らせるよう、多様な社会参加への支援をさらに充実させるとともに、5人に1人が高齢者となる前例のない高齢社会の到来に備え、高齢者が自らの知識、経験、技術を活かし、地域活動の担い手として、地域に貢献できる仕組みづくりを進める必要があります。

【施策の方向性と主な取組事業】

1 地域活動に携わる人材への支援

地域活動に参加意欲のある人材や豊富な知識、経験、技術を持っている人材が地域活動に円滑に取り組めるよう、人材育成や活動支援の充実を図ります。

「地域福祉パワーアップカレッジ」(77ページ参照)

2 地域活動の拠点整備

高齢者センターや敬老館を地域活動の拠点として位置づけ、多くの高齢者が利用できるよう魅力ある事業の展開を図ります。

「高齢者センター・敬老館の活用」(77ページ参照)

3 情報の発信

地域活動に積極的に参加するよう意識啓発を図るとともに、多様な社会参加の情報が高齢者にわかりやすく伝わる仕組みづくりを進めます。また、情報が届きにくいひとりぐらし高齢者、高齢者のみの世帯および日中独居高齢者には、より配慮した伝達手段、方法を検討していきます。

「地域参加ガイドブックの発行」(79 ページ参照)

「情報発信の仕組みづくり」(79 ページ参照)

(2) 「活動的な85歳」を目指した健康づくりの促進

【目標】

高齢者が健康づくりに自主的に取り組み、生涯にわたり元気で活動的に生活できる地域社会の実現を目指します。

【現状と課題】

平成19年度において、区民の死因となった疾病をみると、がん、心疾患および脳血管疾患の3つの疾病で全体の約6割を占めています。これら疾病の発症は、食事、運動、飲酒、喫煙などの生活習慣に起因しているといわれており、いわゆる生活習慣病の予防が健康づくりにおける大きな課題となっています。

生活習慣は、個人の自覚と行動によって改善することが可能であることから、健康づくりにおいては、一人ひとりが「自分の健康は自分で守り、つくる」という自覚を持ち、「生涯を通じた健康づくり」に自主的に取り組むことが重要です。

一方、練馬区高齢者基礎調査によると、これから高齢期を迎える方(55～64歳)の「生活習慣への関心」について、約4割が「(生活習慣の)改善が必要だとは思いますが、容易には変えられない」と回答しています(9ページ参照)。

健康づくりは、個人の健康観に基づき、一人ひとりが主体的に取り組む課題ですが、個人の力だけでは取組にも限界があります。家庭、職場、行政などを含めた地域社会全体が連携し、個人の取組を支援する体制づくりが必要です。

【施策の方向性と主な取組事業】

- 1 健康づくりに関する知識、関心を高め、自主的な取組を促進するため、健康づくりに関する情報をわかりやすく提供します。
「成人の健康づくり」(85ページ参照)
「女性の健康づくり」(85ページ参照)
- 2 高齢者が気軽に取り組める運動の普及や身近で運動できる場の提供を行います。
「練馬区健康いきいき体操の普及・啓発」(88ページ参照)
「ねりま お口すっきり体操の普及・啓発」(88ページ参照)
- 3 高齢期のみならず若い世代からの健康的な生活習慣の確立を支援するため、ライフステージに応じた事業を展開していきます。 「スポーツ教室」(87ページ参照)
- 4 地域社会における自主的な健康づくりを支援するため、リーダーや自主グループの育成を促進するとともに、協働して健康づくり事業を進めます。
「健康づくりサポーター育成事業」(87ページ参照)
- 5 食を通じて生きる力を育むことを基本理念とした食育を推進します。
「食に関連する事業の促進 ～ 」(89～90ページ参照)

(3) 主体的に取り組む介護予防の推進

【目標】

高齢者がいきいきと主体的に介護予防に取り組み、要支援・要介護状態になりにくい地域社会の実現を目指します。

【現状と課題】

第3期計画では、比較的軽度な要介護認定者の増加要因である老年症候群に対処するため、「予防重視型システム」の確立を目指してきました。

要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を特定高齢者と位置づけ、介護予防事業への参加を促してきました。また、要支援認定高齢者については、予防給付を通じて、重度要介護状態となることを未然に防ぐためのサービスが提供されています。

このうち、特定高齢者を対象とした介護予防事業については、平成19年度に、介護予防事業に参加した方の割合は、特定高齢者の5%未満、通所型介護予防事業の定員充足率は55%と低く、介護予防の重要性や有効性等について、区民に充分理解されていない状況です。

できるだけ早い時期から、高齢者が主体的に介護予防に取り組めるよう、介護予防の普及・啓発や介護予防施策の周知強化とともに、特定高齢者として判定された高齢者が、必要な介護予防事業へ円滑に参加できる体制づくりが求められています。

【施策の方向性と主な取組事業】

- 1 介護予防の普及・啓発を効果的に行うための取組として、介護予防の重要性をわかりやすく周知する「介護予防フェスティバル」等のイベントを開催し、楽しみながら介護予防に取り組むための意識付けを行います。
「介護予防キャンペーン事業」(93ページ参照)
- 2 既に積極的に介護予防に取り組んでいる高齢者の力を活かし、介護予防推進員、認知症予防推進員として育成するなど、区民と行政の協働により推進します。
「地域介護予防活動の支援」(94ページ参照)
「認知症予防推進員の育成」(95ページ参照)
- 3 様々な理由により外出が困難なため、既存の事業に参加しにくい環境にある者を対象とした新たな介護予防事業を実施します。また、特定高齢者介護予防事業を効率的に拡充します。
「訪問型介護予防事業」(100ページ参照)

(4) 地域包括支援センターを中心とする相談支援体制の充実

【目標】

地域包括支援センターの体制が強化され、相談支援体制が充実することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができる地域社会の実現を目指します。

【現状と課題】

平成18年度の介護保険法改正に伴い、4か所の総合福祉事務所に区直営で地域包括支援センター（本所）を設置しました。

平成19年4月からは、地域包括支援センターの一層の強化を図るため、従来の在宅介護支援センターに併設して、地域包括支援センター支所を19か所設置し、本所と支所が一体となって、区民に対する包括的かつ継続的な総合相談支援を行い、高齢者が要支援・要介護状態になった場合でも、本人の希望や生活実態に基づき、自立した日常生活を営むための仕組みの充実を図ってきたところです。

しかし、高齢化の急速な進展により、認知症高齢者やひとりぐらし高齢者が増加し、これに伴って、相談内容の多様化、解決困難な事例の増加など地域包括支援センターの役割はますます重要になっています。

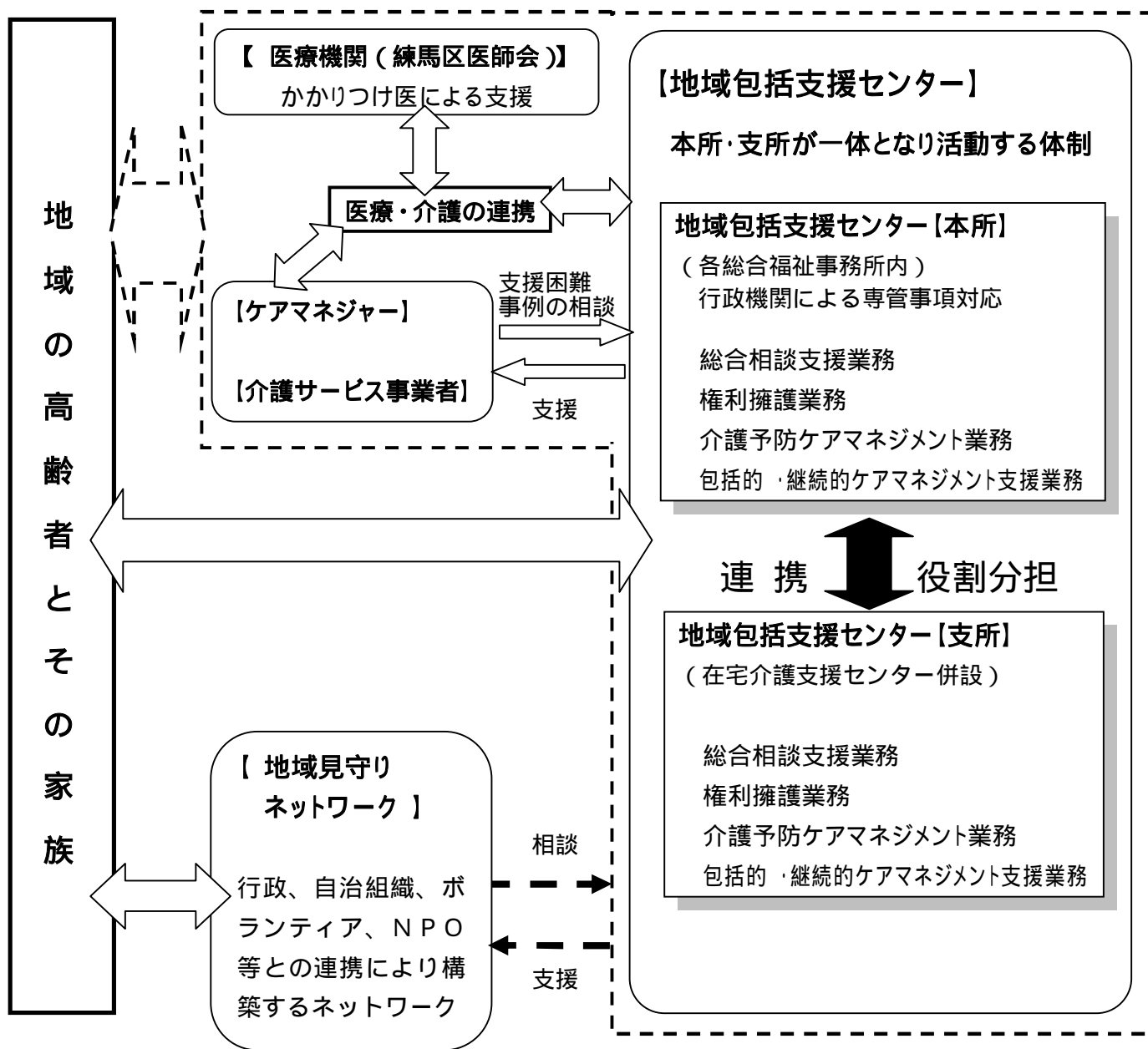
こうした事態に対応するため、地域包括支援センターによる地域の相談支援体制はさらなる体制強化が求められています。

また、地域包括支援センターは、設置3年目ですが、まだ区民に十分知られていない状況です。支援を必要とする区民が利用できないという状況がないように、地域への周知を一層図っていく必要があります。

【施策の方向性と主な取組事業】

- 1 本所・支所を置く現在の体制は今後も維持し、行政専管業務や困難事例の際の支所への支援など、本所がその役割を果たしながらの相互連携を強化していくことで、相談支援体制の充実を図っていきます。
- 2 増加する相談等に対応し、高齢者を地域で支える仕組みを効果的に機能させるため、法定の3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）など必要な人員の確保や、支所配置の地域バランスの偏りの解決のため、新規に支所を設置するなど、より即応性のある体制を整えていきます。
「地域包括支援センターの整備」（106ページ参照）
- 3 地域包括支援センターについて、区報・パンフレットなどを活用したり、わかりやすい名称を検討するなど、広く区民に周知します。
- 4 地域の見守りネットワークや医療機関など、様々な地域資源との連携体制の充実を図ります。

【地域包括支援センターを中心とする相談支援体制のイメージ図】



「ケアマネジャー」・・・介護保険法第7条第5項に規定される「介護支援専門員」の通称。要介護者等からの相談に応じ、心身の状況等に応じ適切なサービスを受けられるようにサービス事業者等との連絡を行う者で、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術があるとして介護支援専門員証の交付を受けた者をいいます。

(5) 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり

【目標】

区民・関係機関・行政のネットワークで、認知症高齢者やその家族を支えることにより、認知症になっても安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

【現状と課題】

何らかの認知症の症状がある高齢者は、高齢者人口の約1割といわれており、練馬区では、平成20年4月現在の高齢者人口約13万人に対し、約13,000人と推定されます。また、要介護認定者のうち、77.8%に何らかの認知症の症状があり、48.6%が見守りなどの日常生活上の介護の支援を必要とする状況です(19ページ参照)。

認知症高齢者を取り巻く状況は大変厳しく、今後、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者も一層の増加が見込まれる中、家族や介護保険制度だけで支えることは困難な状況です。

高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の誰もが認知症を正しく理解するとともに、早期発見・早期治療・適切な対応で重度化を防ぐため、区民・関係機関・行政のネットワークによる総合的な支援体制の確立が急務となっています。

【施策の方向性と主な取組事業】

1 認知症についての相談体制等の確立

地域包括支援センターを中心とした相談体制づくりを進めるとともに、相談窓口について、区民に周知を図ります。

「認知症に関する相談窓口の整備」(112ページ参照)

早期発見・早期診断と治療のため、区民にとって身近なかかりつけ医で診断・治療が受けられるよう、地域における認知症の医療体制を構築します。

2 支援体制の充実

家族・介護者同士の交流を促進するため、また介護者の負担軽減のために、介護者の会の育成・支援の充実を図ります。

「認知症高齢者の家族・介護者支援事業」(113ページ参照)

地域包括支援センターの事業者支援機能を強化するとともに、センターが中心となり、事業者への支援体制の充実を図ります。また、研修等により、事業者の認知症への理解とサービスの質の向上を図ります。

「地域包括支援センターの相談業務」(113ページ参照)

地域での認知症の理解を広め、認知症の人や家族を見守る、認知症サポーターを養成します。

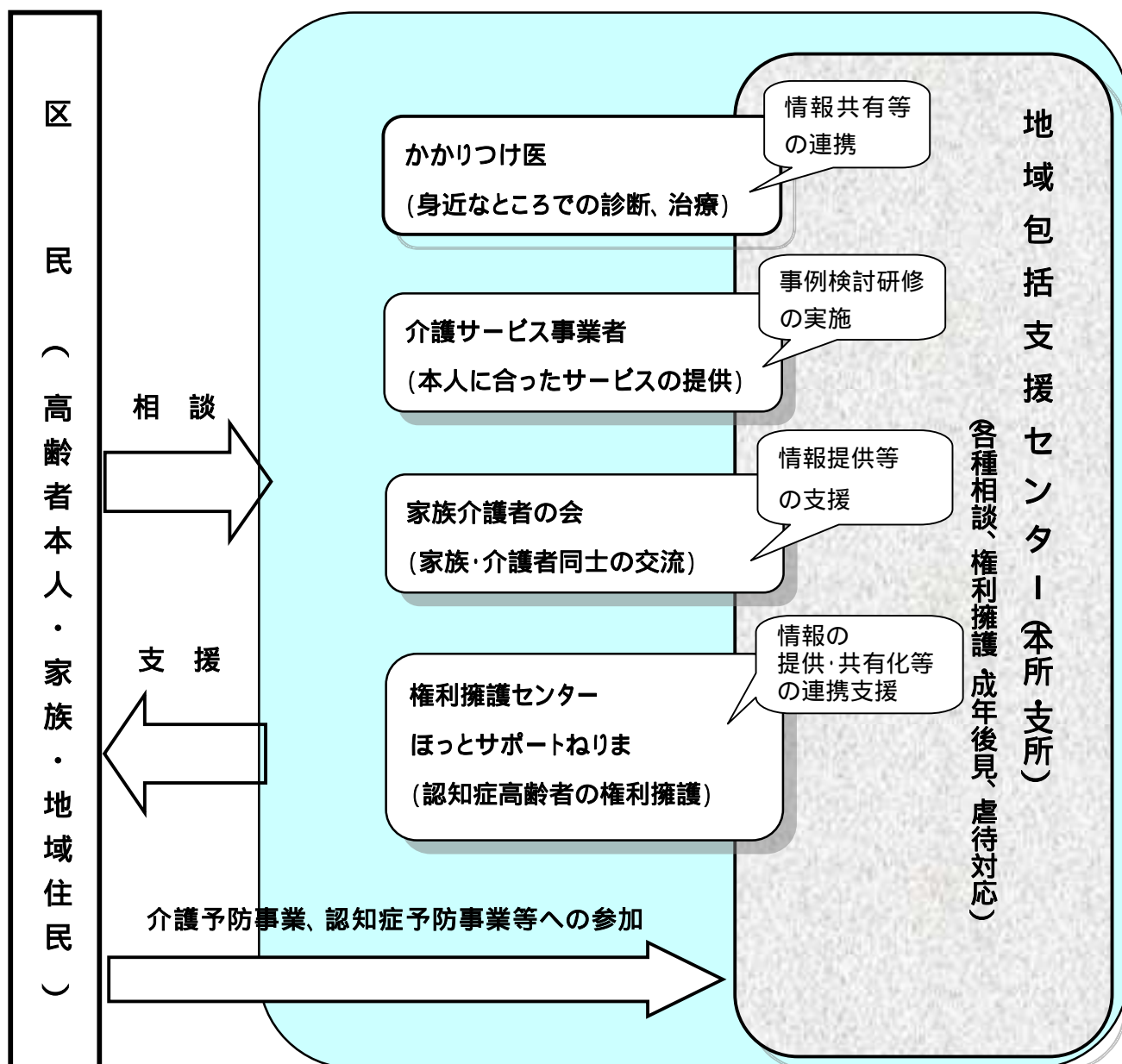
「認知症理解普及等促進事業」(112ページ参照)

3 認知症地域資源ネットワークモデル事業の成果の反映

区は、平成 19・20 年度に都の指定を受け、東京都認知症地域資源ネットワークモデル事業に取り組んでいます。平成 21 年度以降はモデル事業の成果を踏まえ、認知症高齢者支援ネットワーク事業の実施を区全域で検討します。

「認知症高齢者支援ネットワーク事業」(114 ページ参照)

【 認知症対策にかかる、区民・関係機関・行政のネットワークのイメージ図 】



(6) 介護人材の確保

【目標】

介護サービス従事者が確保され、良質なサービスが安定的に提供されることにより、要介護状態になっても安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

【現状と課題】

第3期計画期間中に、介護サービス事業者の人材不足が顕在化し、人材の確保が介護保険制度における喫緊の課題となっています。

練馬区高齢者基礎調査でも、介護サービス事業者の「事業運営上の課題」について、回答上位5項目の内4項目までが「スタッフの確保」「スタッフの人材育成」など人材確保・育成に関するものとなっています(13ページ参照)。

この間、都においては、平成20年6月に「介護人材の定着・確保に向けた介護報酬のあり方等に関する緊急提言」をまとめ、厚生労働省に提言したところです。この中で「介護分野においては高い離職率と相まって人手不足が深刻化している。このままでは東京の介護保険施設が、良質なサービス提供や安定的な経営の維持が困難な事態になりかねない」(抜粋)という懸念を示しています。

これまで、介護報酬については国、人材育成については都の所管であることから、区独自の事業展開が難しい状況でした。しかし、良質なサービス提供の維持には、人材の確保が基本であり、事業者の責務とするだけではなく、区も保険者として状況の改善に向け、その役割を果たすことが、今求められています。

【施策の方向性と主な取組事業】

介護人材の確保の問題を、介護報酬の問題に限定して捉えるのではなく、広い意味での労働環境の改善や円滑な採用への支援と捉え、つぎの3点を施策の方向とします。

1 労働環境改善への支援

介護労働現場の労働負荷の軽減やキャリアアップ、メンタルヘルス対策、福利厚生など、小規模な事業者では十分な対応が取れない部分への支援を検討します。

2 円滑な人材採用への支援

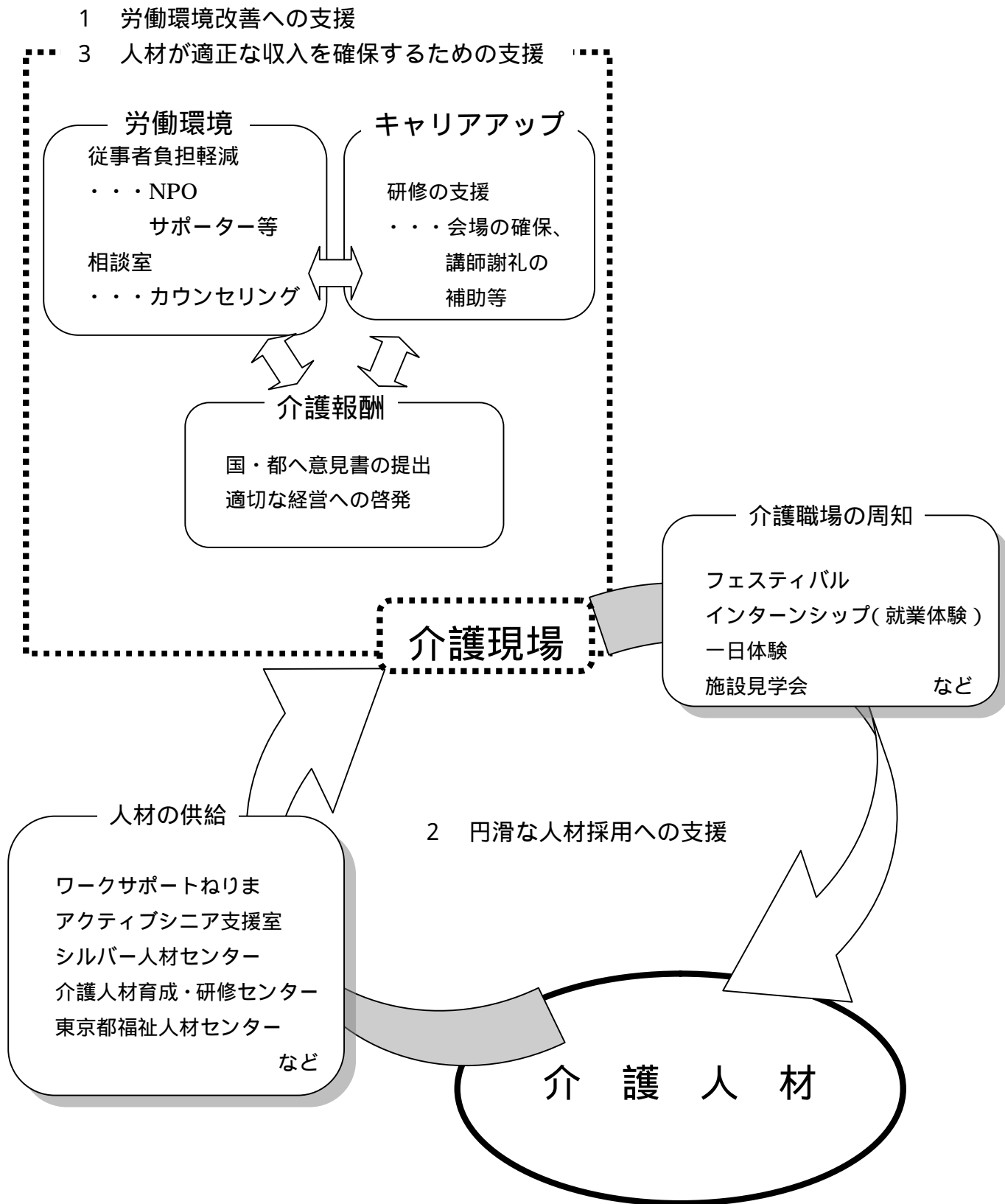
介護職場の魅力ややりがいが多くの人に実感できるように、事業者を支援するとともに、人材採用を円滑に進める方策について検討を進めます。

「介護人材育成・研修センターへの支援」(107ページ参照)

3 人材が適正な収入を確保するための支援

適正な介護報酬となるように国に働きかけるとともに、事業者が適切な経営となるよう啓発を図ります。

【介護人材の確保支援体制のイメージ図】



(7) 適切な介護保険制度の運営

【目標】

適正で十分な給付を受けられる介護保険制度の運営を行うことにより、要介護状態になっても、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができる地域社会の実現を目指します。

【現状と課題】

介護保険制度は、高齢者が要介護状態になっても、尊厳をもって、自立した生活を営むことができるよう、高齢者の介護を社会的に支える仕組みとして創設されたものであり、制度開始以来、サービス利用量や、介護サービス提供事業者数は大幅に増加し、区民の老後生活における介護の不安に応える「基礎的な社会システム」として定着しつつあります。

ところが、平成19年に、制度に対する信頼を揺るがす、介護サービス事業者による不正事案が発生しました。これを契機として、様々な視点から再発防止のための事業運営適正化の取組が行われています。

その一方で、介護報酬の返還請求を恐れるあまり、過度の自己抑制をしている事業者も見受けられており、区は、「適正な給付」と「十分な給付」とのバランスを調整する役割を果たす必要があります。

介護給付適正化の基本は、介護給付を必要とする受給者を適正に認定したうえで、受給者が真に必要なとするサービスを、事業者がルールに従って適切に提供することです。

そのために、不適正な給付を削減することで介護給付費の増大を抑制し、給付費と表裏の関係となる介護保険料の負担増を防ぐ一方、利用者に対する適切な介護サービスを確保し、介護保険制度への信頼感を高め、持続可能な介護保険制度を構築することが、保険者としての責務として、区に求められています。

【施策の方向性と主な取組事業】

1 介護給付の適正化

真にサービスを必要とする被保険者の認定等、要介護認定の適正化を図ります。

真に必要なとするサービスを提供するためケアマネジメントの適切化を図ります。

事業者の適正なサービス提供のための体制づくりや、介護報酬請求の適正化を図ります。

「介護給付適正化の推進 ～ 」(108～109ページ参照)

2 事業者への支援を強化

効率的な事業運営や介護従事者の負担軽減のため、事務手続の簡素化を図ります。

給付範囲を明確化し、適正なサービスが提供できるよう、ケアマネジャーに周知を図ります。

「事業者支援体制の強化」(107ページ参照)

(8) 高齢期の住まいづくり、住まい方の支援

【目標】

住まいの種類や世帯構成に関わらず、高齢期になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

【現状と課題】

練馬区高齢者基礎調査によると、高齢者の多くは、介護を必要とする状態になっても、できるだけ住み慣れた自宅で生活する事を希望していることがわかります。また、区内の高齢者の7割以上は、改修等が可能な持家に居住していますが、「住まいへの工夫」についてみると、高齢期の心身状態を考慮した改修等がなされていない住まいが多いのが現状です。

支援や介護を必要とする状態になっても、適切に対応できる住まいづくりを啓発する取組や、実際の行動へとつなげるための取組が必要です。

また、住み慣れた地域で安全・快適に住み続けるためには、自宅の中だけでなく、ユニバーサルデザイン・バリアフリーなどハードの環境、地域住民同士のつながりを深める取組などソフトの環境の両面にわたり、日常出歩く周辺地域の環境の充実が求められています。

一方で、「ひとり暮らし」・「高齢者のみの世帯」で「低収入」の場合、賃貸住宅の貸主に入居を断られ、一時的に住まいの確保が困難な状況が発生する問題があります。

住まいは生活の基盤であり、入居拒否等により、高齢者が住まいを確保できない状況にならないよう、高齢者が円滑に住まいを確保するための支援が必要です。

【施策の方向性と主な取組事業】

1 高齢期にふさわしい住まいづくりの促進

高齢期の心身状態や家族構成の変化に適切に対応した住まいづくりの普及を図ります。また、早期からの備えとして考えてもらえるよう、高齢者だけでなく、これから高齢期を迎える年代へも積極的に啓発を図ります。

持家だけでなく、公営住宅・民間賃貸住宅などでも住まいづくりを考えられるよう、適切な情報を提供します。

「周知・啓発」(118ページ参照)

「住宅施策ガイドの発行」(118ページ参照)

2 住まい周辺の環境整備の促進

高齢者が外出しやすくなる環境を整備します。

「まちぐるみのバリアフリー化推進」(125ページ参照)

高齢者を含めた地域住民同士の支え合いを支援します。

「地域支え合いネットワークの構築」(132ページ参照)

3 住まいに困窮する高齢者への支援促進

貸主に対しては、高齢者の入居リスク(孤独死等)を軽減する支援策があることを、住まいに困窮する高齢者には、高齢者の入居を拒否しない賃貸住宅等の制度について周知を図ります。

「高齢者優良居室提供事業」(118ページ参照)

「高齢者居住支援制度」(118ページ参照)

住まいを必要とする高齢者が適切に入居できる体制づくりに取り組みます。合わせて入居者の高齢化が著しく進んでいる高齢者集合住宅のあり方を見直します。

(9) 介護保険施設および地域密着型サービス拠点の整備促進

【目標】

介護保険施設・地域密着型サービス拠点の整備が促進されることにより、住み慣れた地域で安心して介護を受けられ、安心して介護ができる地域社会の実現を目指します。

【現状と課題】

練馬区高齢者基礎調査によれば、「自身の希望する介護」について、「介護サービスや家族サービスを受けて自宅で暮らしたい」という希望が57.4%と最も多く、多くの人々が在宅介護を希望していることがわかります(14ページ参照)。また、介護サービス利用者は「施設入所を希望する理由」について、「家族が精神的に疲れているため」という回答が37.7%と最も多く、つぎに「家族が身体的に疲れているため」が36.9%でした。要介護度が重度化し、家族の負担が過大になったため施設入所を選択していることが推察されます。そして、「今後力をいれてほしい高齢者施策」について、介護保険施設の整備が36.9%と最も多く、重度化した場合の施設入所に対する期待の大きさがわかります。

一方、区内の特別養護老人ホームの入所待機者は、平成20年6月末現在2,405人です(30ページ参照)。区では、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への入所にあたり、必要性の高い方から入所できるよう「特別養護老人ホーム入所指針」を定めています。入所基準として、入所申込者の要介護度や介護者の状況、住宅の状況等を指数化し、指数の合計点(0~13点)で判定しています。入所待機者の指数の合計点の分布を見ると、最高点の13点が34人、12点が101人、11点が257人、10点以下が2,013人となっています。また、入所待機者の要介護度別をみると、要介護5の人は593人(入所申込者の24.7%)、要介護4の人は676人(28.1%)となっています。このように、重度要介護者でも、入所までには相当な期間の待機が必要な状況です。

しかし、特別養護老人ホームの開設には数年を要するのが通常であり、第4期計画期間中の3年間において特別養護老人ホームの整備を早急に進めるのは難しい状況です。

そこで、在宅で充実した介護が受けられる体制の整備が課題であり、特別養護老人ホームの整備は進めつつも、在宅介護と組み合わせて利用することができる介護老人保健施設や、地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)拠点など、多様な施設・拠点の整備の促進が求められています。

介護老人保健施設については、実際に特別養護老人ホーム入所待機者が多く入所している状況にあります。また、病院と在宅をつなぐ中間施設としての役割に加え、在宅生活との組合せにより在宅介護を支える施設という新たな役割も期待されています。

地域密着型サービスについては、顔なじみの関係の中で、訪問・通所・宿泊を組み合わせる多様な介護が可能となる小規模多機能型居宅介護や、少人数で安心して生活できる認知症高齢者グループホームは、住み慣れた地域で介護を受けるために有用なサービスとし

総論第5章 計画の基本理念等と重点課題

て、重要性は高まり続けています。

これら多様な施設・拠点の整備を促進するため、民間事業者による整備という従来の方針を原則としつつも、様々な方法で支援し、促進する必要があります。

【施策の方向性と主な取組事業】

- 1 様々な施設・拠点の整備を促進するため、補助金等の制度を整備し、事業者への周知を図り、事業者の参入意欲を高める実効性のある制度とします。
- 2 様々な施設・拠点の整備を促進するため、都営住宅等の建て替えに際して一定のスペースを確保することや、公有地の活用など、多様な支援を検討します。また、公設民営による整備等、整備促進の方策を検討します。
- 3 都における特別養護老人ホームの整備費の補助は、個室ユニット型だけが支援の対象ですが、施設規模に対する整備効率がより高い従来型も、支援対象とするよう、都へ要望します。

「介護保険施設等の整備(1)～(5)」(120～122ページ参照)

「地域密着型サービス拠点の整備(1)～(5)」(122～123ページ参照)

各論

第1章 施策・個別事業の展開

基本施策

多様な社会参加の促進

《施策》

1 多様な社会参加の支援

《個別事業》

- (1) 高齢者いきいき健康事業
- (2) ひとり暮らし高齢者入浴証の交付
- (3) 寿大学
- (4) 寿大学通信講座
- (5) 観光ガイドマップの発行
- (6) 講座・教室（高齢者センター等）

《施策》

2 高齢者の力を地域で活かす環境づくり

《個別事業》

- (1) 地域活動の担い手となる人材の育成
地域福祉パワーアップカレッジ
地域活動コーディネーター養成講座
- (2) 地域活動の機会・場の提供
高齢者センター・敬老館の活用
高齢者センターの整備・敬老館の改修
老人クラブへの支援
高齢者サークルへの支援
人材情報バンク（「区民発」生涯学習出前講座）への登録
- (3) 情報の発信
地域参加ガイドブックの発行
情報発信の仕組みづくり 新規

新規は、第4期計画期間より、新たに開始する事業（以下、同じ）。

《施策》

3 働く機会の充実

《個別事業》

- (1) シルバー人材センターへの支援
- (2) アクティブシニア支援事業への支援
- (3) 中高年創業支援事業

現状と課題

- 1 練馬区高齢者基礎調査によると、高齢者の約8割は元気な方々であり、今後も高齢化率の上昇に伴い、元気な高齢者が益々増加するものと予想されます。

こうした元気高齢者が、健康でいきいきと過ごせるよう、身近な地域でボランティア・趣味・生涯学習など、各々の心身状況等に応じた活動に気軽に参加しやすくなるための支援をさらに充実させる必要があります。

- 2 練馬区の人口推計によると、平成26年(2014年)には、練馬区の高齢化率は20%を超え、5人に1人が高齢者になると予測されています。前例のない高齢社会を活力あるものとしていくためには、多くの高齢者がこれまでの人生で培ってきた経験・知識・技術を活かし、身近な地域での活動に参加しやすい環境を整備することが必要です。

高齢者が、地域社会を支えあう一員として、様々な活動を通じて地域社会の活性化に自然と貢献できる仕組みづくりが、喫緊の課題となっています。

- 3 元気な高齢者の中には、高い就労意欲をもつ方がたくさんいます。このような方々が、地域での就労を通じて社会の活性化に寄与できるよう、個人の意欲や能力に応じた多様な就業機会を確保する必要があります。

- 1 多様な社会参加の支援

【施策の方向】

様々な分野において、高齢者(区民)が、それぞれの心身状況や希望に応じ、いきいきと社会参加できるよう支援していきます。

《個別事業》

(1) 高齢者いきいき健康事業 [高齢社会対策課]

[]は平成20年4月現在の担当組織(以下同じ)。

高齢者の外出の機会を増やすことにより、いきいきと社会参加できるよう、希望に応じたサービスを利用できる「いきいき健康券」を交付します。

区分	現況(平成20年度末見込み)	平成21~23年度の整備量・事業量等
充実	交付者数 60,000人	交付者数 75,000人/年

(2) ひとりぐらし高齢者入浴証の交付 [高齢社会対策課]

ひとりぐらし高齢者の孤独感の緩和と健康保持に寄与するため、区内公衆浴場で利用できる入浴証を交付します。

区分	現況(平成20年度末見込み)	平成21~23年度の整備量・事業量等
充実	交付者数 3,400人 (利用枚数 120,000枚)	交付者数 3,900人/年 (利用枚数 137,000枚)

(3) 寿大学 [生涯学習課]

高齢者の教養の向上を図るため、講演会・クラブ活動の内容などを充実するとともに、受講機会の均等化を図ります。

区分	現況(平成20年度末見込み)	平成21~23年度の整備量・事業量等
継続	参加者延べ人数 4,500人	参加者延べ人数 4,500人/年

(4) 寿大学通信講座 [生涯学習課]

手書き文化の継承と俳句の技能向上を通じ高齢者の教養を高めるため、書道・俳句の添削講座を実施します。

区分	現況(平成20年度末見込み)	平成21~23年度の整備量・事業量等
継続	参加者延べ人数 6,500人	参加者延べ人数 6,500人/年

各論第1章 施策・個別事業の展開

(5) 観光ガイドマップの発行 [商工観光課]

区民や練馬区への来訪者に、新たな練馬の魅力を発見してもらうため発行します。区内にある観光名所や伝統行事等を掲載しているため、高齢者をはじめ、どなたでもまち歩き観光を楽しめます。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	練馬区観光案内所（西武池袋線練馬駅地下1階）や、区内の図書館、出張所等で配布 50,000部	毎年、掲載情報を更新し、継続発行を予定 50,000部/年

(6) 講座・教室（高齢者センター等） [高齢社会対策課]

高齢者のいきいきとした生活を支援するため、高齢者センターや敬老館において、教養講座や各種教室を開催します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	高齢者センター 教養講座・各種教室数 110教室 参加延べ人数 16,500人 敬老館 教養講座・各種教室数 900教室 参加延べ人数 10,000人	高齢者センター 教養講座・各種教室数 130教室/年 参加延べ人数 18,000人/年 敬老館 教養講座・各種教室数 1,000教室/年 参加延べ人数 12,000人/年

2 高齢者の力を地域で活かす環境づくり

【施策の方向】

多くの高齢者が、これまで培ってきた知識・経験・技術などを活かし、地域社会の様々な分野で活動することで、地域社会への貢献を実感でき、ひいては地域全体の活性化につながるよう、地域活動に参加しやすい環境を整備していきます。

《個別事業》

(1) 地域活動の担い手となる人材の育成

地域での活動に携わる人材への支援や、これから携わろうとする人材の育成を支援します。

地域福祉パワーアップカレッジ [地域福祉課]

高齢者をはじめとする区民の経験や能力を最大限に活かし、区民と協働で築く地域福祉を実現するため、「地域福祉パワーアップカレッジねりま」を、平成19年10月に開設しました。2年間の学習を通じ、地域福祉の向上に取り組む人材を育成します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	第1期生（22名） 第2期生（39名）	40人程度 / 1学年（2年コース）

地域活動コーディネーター養成講座 [地域振興課]

人と人をつなぎ、地域づくり・地域活動を広げていくため、そのパイプ役となる地域活動コーディネーターのあり方や役割、必要なスキルを学び、地域活動の活性化に取り組む人材を育成します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	講座数 1講座（入門講座）	講座数 1講座（4回連続講座） / 21年度 22年度以降は、21年度の実績を参考に検討する。

(2) 地域活動の機会・場の提供

高齢者が、地域で活動するための拠点となるよう、高齢者向けの施設の充実を図るとともに、高齢者団体やサークルの活動を支援します。

高齢者センター・敬老館の活用 [高齢社会対策課]

高齢者センターは、介護予防の中心的な拠点として位置付け、筋力向上トレーニングなどの介護予防事業の充実を図ります。

また、敬老館は、憩いとくつろぎの場の提供に加え、健康づくりや介護予防、社会参加支援のための事業の充実を図ります。

さらに多くの高齢者に利用していただくため、高齢者センターと敬老館の連携を図り、地域の人材などを活用し魅力ある事業を実施します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	高齢者センター 3館 延べ利用者数 148,000人 敬老館 11館 延べ利用者数 210,000人	高齢者センター 3館 延べ利用者数 150,000人 / 年 敬老館 11館 延べ利用者数 215,000人 / 年

各論第1章 施策・個別事業の展開

高齢者センターの整備・敬老館の改修 [高齢社会対策課]

区内4館目となる高齢者センターの整備に向けた準備をします。また、敬老館の機能を充実するため、計画的に改修します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	高齢者センター 3館整備 敬老館 3館改修済	4館目の高齢者センター整備のための候補地選定、基本設計および実施設計 敬老館の改修 2館

老人クラブへの支援 [高齢社会対策課]

高齢者が身近な地域で社会奉仕やいきがい活動を行う場として、さらに、介護予防の担い手としての老人クラブや老人クラブ連合会の活動を支援します。また、高齢者の価値観の多様化などに対応した魅力ある活動を展開し、団塊の世代をはじめとした多様な高齢者の集う場とするため、老人クラブや老人クラブ連合会に助言・指導を行います。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	老人クラブ会員数 12,300人	老人クラブ会員数 16,000人 / 23年度

高齢者サークルへの支援 [高齢社会対策課]

高齢者サークルが実施する事業のうち、地域貢献活動となる事業について、その経費の一部を助成します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	助成団体数 17件	助成団体数 30件 / 年

人材情報バンク（「区民発」生涯学習出前講座）への登録 [生涯学習課]

地域のサークル団体などの要望に応じ、様々な趣味や特技を持つ方が講座を出前します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	登録講座数 93講座	登録講座数 120講座 / 23年度

(3) 情報の発信

今まで活動をしていなかった高齢者の動機付けとなるよう、社会参加のきっかけとなる情報を効果的に発信します。

地域参加ガイドブックの発行 [高齢社会対策課]

地域での活動の事例を紹介し、社会参加のきっかけづくりになるガイドブックを作成します。作成にあたっては、区民との協働により、高齢者自身のニーズにあった情報を紹介できるよう工夫します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	「地域参加ガイドブック悠・楽・人（ゆらっと）ねりま」 発行 20,000部 / 19年度	地域参加ガイドブックの継続発行

情報発信の仕組みづくり [高齢社会対策課]

高齢者の社会参加のきっかけづくり、既に活動をはじめている方への情報提供など、有益な情報を効率的に収集し、ホームページをはじめとする様々な手段で、広く・的確に発信する仕組みをつくります。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
新規	未実施	高齢者の社会参加ポータルサイトの開設 / 21年度 情報集約のため、地域の各種団体との連携・協力体制ネットワークづくり / 23年度

3 働く機会の充実

【施策の方向】

高齢者の高い就労志向に応えるため、元気で意欲のある高齢者の働く機会の充実を図っていきます。

《個別事業》

(1) シルバー人材センターへの支援 [高齢社会対策課]

高齢者にふさわしい仕事を引き受け、会員の経験や技能に応じて仕事を提供する公益団体であるシルバー人材センターの会員向け事業を支援します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	会員数 3,640人	会員数 4,200人 / 23年度
	就業実人員 2,730人	就業実人員 3,150人 / 23年度

各論第1章 施策・個別事業の展開

(2) アクティブシニア支援事業への支援 [高齢社会対策課]

高齢者に臨時的・短期的な仕事などを紹介するアクティブシニア支援事業（シルバー人材センターが運営）を支援します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	就職者数 延べ198人	就職者数 延べ235人 / 23年度

(3) 中高年創業支援事業 [商工観光課]

団塊の世代を中心とした中高年向けの創業支援講座を実施します。中高年齢者の豊かな経験を創業につなげ、区内産業の活性化を図ります。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	参加者22名（全6回）	平成21年度 継続実施

基本施策

健康の保持増進

《施 策》

1 健康づくりの支援

《個別事業》

(1) 健康意識の啓発

リーフレット（健康ねりま 21）の発行
健康フェスティバル
メタボリックシンドローム予防啓発事業
がん予防啓発事業
健康づくりのための講習会
成人の健康づくり
女性の健康づくり
女性の健康週間
健康相談

(2) 区民の主体的な健康づくり活動への支援

自主グループ等への活動支援
総合型地域スポーツクラブの育成・整備
健康づくりサポーター育成事業

(3) 運動の機会と場と情報の提供

スポーツ教室
健康づくり運動教室
ヘルスアップ教室
運動指導員派遣事業
練馬区健康いきいき体操の普及・啓発
ねりま お口すっきり体操の普及・啓発 <地域支援事業>
「健康づくりガイド《運動情報編》」の発行

(4) 食に関連する事業の促進

食育講習会
栄養管理サービスのネットワーク化
健康づくり協力店
栄養表示相談
特定給食施設栄養管理講習会

<地域支援事業> は、介護保険法上の地域支援事業に位置付けられている事業
(以下、同じ)。

《施策》

2 健康診査の充実

《個別事業》

- (1) 健康診査
- (2) がん検診

《施策》

3 介護予防普及・啓発の充実

《個別事業》

- (1) 介護予防普及のためのイベント・健康教育・健康相談
 - 介護予防キャンペーン事業 <地域支援事業>
 - 介護予防小冊子の発行 <地域支援事業>
 - 介護予防手帳の発行 <地域支援事業>
 - 講演会・健康教育教室 <地域支援事業>
 - 高齢者の歯と口の健康づくり <地域支援事業>
 - 通信教育型介護予防事業 新規 <地域支援事業>
- (2) 地域介護予防活動の支援 <地域支援事業>
- (3) 認知症予防
 - 認知症予防の啓発 <地域支援事業>
 - 地域活動の育成・支援 <地域支援事業>
 - 認知症予防推進員の育成 <地域支援事業>
- (4) 家族介護者教室 <地域支援事業>
- (5) よりあいひろば事業 <地域支援事業>
- (6) 一般高齢者施策評価事業 新規 <地域支援事業>

《施策》

4 長寿（後期高齢者）医療制度の周知

《個別事業》

- (1) 長寿（後期高齢者）医療制度の周知

現状と課題

- 1 充実した人生を送るには、心身ともに健康な期間である「健康寿命」を延ばすことが大切になります。そのためには、日ごろから「自分の健康は自分で守り、つくる。」という生涯を通じた区民一人ひとりの健康づくりの意識と実践が必要です。また、こうした個人が主体的に行う健康増進の取り組みを、家庭、地域、職場、行政を含めた社会全体で支援していくことが重要です。
- 2 区民が自分自身の健康状況を把握し、適切な健康づくりに取り組めるよう、健康診査の内容の充実を図ることが必要です。
- 3 65歳～74歳の高齢者が介護を要する状況となった原因をみると、4人に1人は生活習慣に起因するといわれる脳血管疾患によるものです。一方、75歳以上の高齢者の場合は、骨折・転倒、関節疾患など、老年症候群（老化による廃用症候群）によるものが4割以上を占めています。要介護状態にならないようにするためには、人生の早い時期から健康に良い生活習慣を身につけ、生活習慣病を予防することに加え、高齢期からは、老化による生活機能の低下を防ぐため、介護予防への取組が重要となってきます。健康寿命を延ばすために、生活習慣病予防と介護予防の両方に重点を置いた施策展開が求められています。
- 4 国の医療制度改革により、平成20年4月から、主に75歳以上の高齢者を対象とした、新しい医療保険制度「長寿（後期高齢者）医療制度」が始まりました。区民に制度についての理解を広めるため、効果的・継続的な周知が必要です。また、保険料の徴収や各種手続き、サービスなど、分かりやすい案内が求められています。

1 健康づくりの支援

【施策の方向】

多くの高齢者が、いきがいに満ちた生活を送っている「活動的な85歳」を実現できるよう、自主的な健康づくりを促進する、様々な健康づくり活動を展開していきます。

《個別事業》

(1) 健康意識の啓発

区民に対して、健康づくりに関わる必要十分な情報を、的確に提供していくため、広報誌の発行をはじめ、各種教室・講習の開催やキャンペーンの実施等、様々な手段により健康に関する意識の向上、普及を図ります。

各論第1章 施策・個別事業の展開

リーフレット（健康ねりま 21）の発行 [健康推進課]

生活習慣を見直し健康的な生活を送れるよう、リーフレット（健康ねりま 21）を発行します。より見やすく区民が活用しやすいよう見直しを行い、内容の充実を図ります。

区分	現況（平成 20 年度末見込み）	平成 21～23 年度の整備量・事業量等
継続	5,000 部	5,000 部 / 23 年度

健康フェスティバル [健康推進課]

健康への関心と意識を高めるために、区民参加による区民主体の普及啓発の場として、年 1 回、健康フェスティバルを開催します。

区分	現況（平成 20 年度末見込み）	平成 21～23 年度の整備量・事業量等
充実	1 回 参加者 約 10,500 人	1 回 / 年 参加者 10,700～11,500 人 / 年

メタボリックシンドローム予防啓発事業 [健康推進課]

平成 19 年度から健康フェスティバルにおいて、キャンペーンを実施しています。

区分	現況（平成 20 年度末見込み）	平成 21～23 年度の整備量・事業量等
充実	キャンペーン 1 回 メタボリックシンドローム 撃退サイト開設	キャンペーン 1 回 / 年 ホームページ上での予防・啓発に寄与する情報の充実を図る

がん予防啓発事業 [健康推進課]

毎年 9 月を「がん征圧月間」として、がん征圧のための啓発事業を行います。

また、毎年 10 月を「乳がん予防月間」とし、平成 19 年度から乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝えるピンクリボンキャンペーンを展開し、展示等の充実を図ります。

区分	現況（平成 20 年度末見込み）	平成 21～23 年度の整備量・事業量等
充実	がん征圧月間 1 回 乳がん予防月間 1 回	がん征圧月間 1 回 / 年 乳がん予防月間 1 回 / 年

健康づくりのための講習会 [健康推進課]

専門講師を招き、主に運動および栄養の正しい知識や実践方法を、区民および健康づくりサポーターを対象に講習を行い、健康づくりへの意識向上、より安全で効果的な健康づくり活動の普及啓発を行います。

区分	現況（平成 20 年度末見込み）	平成 21～23 年度の整備量・事業量等
継続	講習会 10 回	講習会 10 回 / 年

成人の健康づくり [保健相談所]

生活習慣病の予防、健康づくりなどに関する知識の普及と実践のために講習会を実施します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	講習会参加者 延べ600名 ・メタボリック予防教室 26回 ・糖尿病予防教室 18回 ・生活習慣病（がん） 肺、胃、大腸、肝臓 4回 ・睡眠、休養 2回 ・禁煙支援教室 2回 ・歯周病予防講演会 2回 80人/年	講習会参加者 延べ600名/年 ・メタボリック予防教室 26回/21年度 ・生活習慣病教室 18回/21年度 ・生活習慣病（がん） 肺、胃、大腸、肝臓 4回/21年度 ・睡眠、休養 2回/21年度 ・禁煙支援教室 2回/21年度 ・歯周病予防講演会 2回 100人/21年度 22年度以降は、21年度までの実績を参考に見直し、充実を図る

女性の健康づくり [保健相談所]

女性のがん予防や、更年期を迎える方を対象として、女性の健康習慣に合わせた健康教育や相談を実施します。

また、骨粗しょう症予防のため、20歳以上の女性を対象に、健康教育・相談、骨量測定を実施します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	健康教育 8回 延べ200人 （更年期2回、女性のがん6回）	健康教育 8回 延べ200人 （更年期2回、女性のがん6回）/21年度 22年度以降は、21年度までの実績を参考に見直し、充実を図る

女性の健康週間 [健康推進課]

10月第二週に加えて、平成20年度からは3月1日から3月8日までを女性の健康週間としています。21年度以降も、キャンペーンの内容等の充実を図ります。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	キャンペーン 2回	キャンペーン 2回/年

各論第1章 施策・個別事業の展開

健康相談 [保健相談所]

疾病予防と健康づくりのために、個々の生活や健診結果に応じた健康相談を行います。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	健康づくり保健・栄養相談 144回 340人/年	健康づくり保健・栄養相談 144回 340人/年

(2) 区民の主体的な健康づくり活動への支援

区民主体の健康づくり活動を継続性のあるものにするため、自主グループの活動などを支援します。

自主グループ等への活動支援 [保健相談所]

健康づくりの自主グループや団体からの依頼により、健康教育等の支援を実施します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	延べ70回	延べ70回/年

総合型地域スポーツクラブの育成・整備 [スポーツ振興課]

区民が主体となり、会費制で運営する総合型地域スポーツクラブ（SSC）を育成・整備し、スポーツ・レクリエーション活動の展開を図り、地域の健康づくりを促進します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	21年1月に開設される中村南スポーツ交流センターの整備にあわせて、区内7箇所目の総合型地域スポーツクラブを整備・育成。	20年度に中村南スポーツ交流センターを活動拠点として整備された総合型地域スポーツクラブを含め、区内7箇所の総合型地域スポーツクラブを育成・支援します。

健康づくりサポーター育成事業 [健康推進課]

新たに区民主体の健康づくり活動の促進を図るため、身体活動・運動施策、栄養施策の各分野別に、体系的な知識・技術を習得する機会と場を提供します。平成19年度から登録を開始した健康づくりサポーターは、講座等で学んだ知識・技術を活かして、地域で自発的かつ継続的に、運動習慣の普及・啓発および食生活の改善・食育を推進します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	健康づくりサポーター登録者数 132人	健康づくりサポーター登録者数 60人/年

(3) 運動の機会と場と情報の提供

スポーツ教室等を活用し、高齢者の健康増進を図れるよう支援します。

スポーツ教室 [スポーツ振興課]

各種スポーツ教室の活用により、高齢者が日常的・継続的にスポーツが楽しめるよう支援します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	スポーツ教室 72教室 参加者 19,700人	スポーツ教室 73教室 参加者 22,800人/年

健康づくり運動教室 [健康推進課]

安全で効果的な運動方法について、実技を通して身に付けるとともに、バランスの取れた食事の摂取や自分で行う健康チェックの方法を学習し、健康的な生活習慣を習得してもらうことを目的とする4日制（週1回）の教室を開催します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	健康づくり運動教室 16教室 （4回/1教室） 参加者 520人	健康づくり運動教室 16教室 （4回/1教室）/年 参加者 520人/年

ヘルスアップ教室 [健康推進課]

区民が自分に合った健康づくりの方法を見出し継続して行えるよう、運動・食事・保健指導を実施する4日制の教室を平成20年度から開催しています。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	ヘルスアップ教室 3教室 （4回/1教室） 参加者 60人	ヘルスアップ教室 6教室 （4回/1教室）/年 参加者 120人/年

各論第1章 施策・個別事業の展開

運動指導員派遣事業 [健康推進課]

地区区民館へ運動指導員を派遣し、自宅で簡単にできる運動指導（実技）を中心に栄養や休養などの健康に関する知識の啓発を目的とする1日制の教室を共同開催します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	参加者 300人 （地区区民館15館で開催）	参加者 225人/年 （地区区民館15館で開催）

練馬区健康いきいき体操の普及・啓発 [健康推進課]

自立していつまでも元気でいきいきとした生活を送るためには、身体活動（生活活動・運動）を日常の生活の中で継続的に取り入れていくことが最も効果的です。

平成19年度に練馬区独立60周年記念事業の一環として「練馬区の歌 わが街・練馬」に合わせて創作した「練馬区健康いきいき体操」を、区民一人ひとりが身近で楽しく続けられるよう普及を図ります。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	「練馬区健康いきいき体操」 リーフレット 10,000部 団体向け指導員派遣 50団体 750人	「練馬区健康いきいき体操」 リーフレット 10,000部/年 団体向け指導員派遣 30団体 450人/年

ねりま お口すっきり体操の普及・啓発 [健康推進課・保健相談所] <地域支援事業>

年齢とともに咀嚼（そしゃく）やえん下機能が低下しやすくなります。そこで、これらの機能低下を予防するため、平成19年度に音楽に合わせて食前などに楽しく行えるお口の体操を創作し、普及に努めています。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	「ねりま お口すっきり体操」 リーフレット 15,000部 高齢者施設・団体等に指導 16施設 530人/年 8団体 190人/年	「ねりま お口すっきり体操」 リーフレット 10,000部/年 高齢者施設・団体等に指導 30施設 500人/年 15団体 200人/年

健康づくりガイド《運動情報編》の発行 [健康推進課]

健康づくりに対する意識を啓発し、実践を促進するため、わかりやすい「健康づくりのための運動」に関する情報を提供するガイドを発行します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	8,000部	8,000部/年

(4) 食に関連する事業の促進

高齢者が自立した日常生活を営むためには、栄養状態を良好に保つことが大切です。

区は、平成19年に練馬区食育推進計画を策定し、適切な情報提供、栄養教育・栄養相談等、食への関心向上のための事業を実施しています。また、保健福祉施設および医療施設等の栄養関係者の連携のためのシステムづくりを推進します。

食育講習会 [保健相談所]

区民が心身ともに健康で生きがいを持って生活できることを目的に、食生活や栄養に関する正しい知識と食を選択する力を習得させ、健全な食生活を実践することを支援します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	高齢者食生活講習会 35回	食育講習会 48回/年

栄養管理サービスのネットワーク化 [健康推進課]

「食」を通じて高齢者の保健福祉の向上を図るため、保健・医療・福祉施設に従事する管理栄養士を中心とした栄養関係者の連携システムづくりを行います。また、平成19年に練馬区食育推進計画を策定し、区民・学識経験者・食育関係団体などで構成される、練馬区食育推進ネットワーク会議を設置しました。協働による食育活動の効果的な推進に取り組みます。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	保健・介護福祉施設研修 1回 食育推進ネットワーク会議 5回	保健・介護福祉施設研修 1回/年 食育推進ネットワーク会議 5回/年

健康づくり協力店 [健康推進課]

生活習慣病予防の一環として、個人の健康状態に対応したメニューの選択ができるように、栄養成分を表示している店やヘルシーメニューを提供するなどの健康づくり協力店を増やします。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	健康づくり協力店 (延べ登録数) 300店舗 講習会 2回 事業者説明会 2回	健康づくり協力店 (延べ登録数) 400店舗/23年度 講習会 2回/年 事業者説明会 2回/年

各論第 1 章 施策・個別事業の展開

栄養表示相談 [健康推進課]

食品等の栄養表示基準制度の促進と普及のため、事業者からの相談体制を整備します。

区分	現況（平成 20 年度末見込み）	平成 21～23 年度の整備量・事業量等
継続	栄養表示相談 50 件	栄養表示相談 50 件 / 年

特定給食施設栄養管理講習会 [健康推進課]

特定給食施設（健康増進法で定義されている 1 回 100 食以上、1 日 250 食以上の食事を継続的に提供している施設）において、施設特性に応じた栄養管理方法の充実と利用者への食育の推進が図れるよう、助言指導します。

区分	現況（平成 20 年度末見込み）	平成 21～23 年度の整備量・事業量等
充実	特定給食施設栄養管理講習会 1 回(60 施設) 特定給食施設技術講習会 2 回(100 施設) 特定給食巡回指導・来所指導 700 回 特定給食施設栄養管理報告書の 提出 2 回(350 施設)	特定給食施設栄養管理講習会 1 回(60 施設) / 年 特定給食施設技術講習会 2 回(100 施設) / 年 特定給食巡回指導・来所指導 750 回 / 年 特定給食施設栄養管理報告書の 提出 2 回(400 施設) / 年

2 健康診査の充実

【施策の方向】

日ごろからの健康づくりに加え、病気の早期発見・治療のため、健康診査の役割は重要になっています。平成20年度より導入された特定健康診査・特定保健指導の趣旨を踏まえ、健康診査が効果的なものとなるよう内容の充実を図っていきます。

《個別事業》

(1) 健康診査 [健康推進課][国保年金課][高齢社会対策課][在宅支援課]

40歳以上75歳未満の練馬区国民健康保険加入者に特定健康診査を実施します。また、75歳以上の方には後期高齢者健康診査を実施します。40歳以上の生活保護受給者等には医療保険未加入者健康診査を実施します。

区は、健康診査の相談受付窓口を一元化して、区民からの問合せ等に対応できる体制を整えます。

65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない区民には、特定高齢者を把握するため、生活機能評価健康診査を実施します（98ページ参照）。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	特定健康診査	特定健康診査
	対象者 126,186人	対象者 123,000人
	受診者 37,000人	受診者 74,000人 / 23年度
	（平成20年度目標実施率 45%）	（平成23年度目標実施率 60%）
	後期高齢者健康診査	後期高齢者健康診査
	対象者 60,000人	対象者 69,000人
	受診者 42,000人	受診者 48,500人 / 23年度
	医療保険未加入者健康診査	医療保険未加入者健康診査
	対象者 8,000人	対象者 8,000人
	受診者 4,000人	受診者 4,000人 / 年
生活機能評価健康診査	生活機能評価健康診査	生活機能評価健康診査
	対象者 110,000人	対象者 120,000人
	受診者 66,000人	受診者 73,600人 / 23年度

各論第1章 施策・個別事業の展開

(2) がん検診 [健康推進課]

がんの早期発見・治療のために、区民にがん検診の必要性について啓発を行う一方、検査方法を見直し検診内容の向上を図ります。

平成20年度より、個別にがん検診の通知をし、また、特定健康診査の通知の際にもがん検診を勧奨し、受診率の向上を目指します。

区分	現況（平成20年度末見込み）		平成21～23年度の整備量・事業量等	
充実	胃がん検診	9,900人	胃がん検診	10,494人 / 23年度
	子宮がん検診	6,700人	子宮がん検診	7,102人 / 23年度
	乳がん検診	3,400人	乳がん検診	3,604人 / 23年度
	肺がん検診(X線)	1,100人	肺がん検診(X線)	1,166人 / 23年度
	肺がん検診(喀痰)	600人	肺がん検診(喀痰)	636人 / 23年度
	大腸がん検診	38,600人	大腸がん検診	40,916人 / 23年度
	前立腺がん検診	600人	前立腺がん検診	636人 / 23年度
	65歳以上人口		65歳以上人口	

3 介護予防普及・啓発の充実

【施策の方向】

介護予防の目的には、老年症候群対策としての、転倒予防やうつ予防等といった心身の健康面に加え、外出や地域との交流といった社会参加活動の促進という面も含まれています。また、非常に幅広い分野に及ぶため、対象者にとって具体的に何をすれば良いのかがわかりにくく、練馬区高齢者基礎調査でも、55～64歳の方の23.9%が、介護予防について、「興味はあるが、具体的な取り組み方がわからない」と回答しています（10ページ参照）。そこで、区民が早い時期から意識して総合的に介護予防に取り組めるよう、介護予防の普及・啓発を更に充実していきます。

《個別事業》

(1) 介護予防普及のためのイベント・健康教育・健康相談

従来の講演会や、健康相談に加え、介護予防フェスティバル等のイベントを開催し、楽しみながら、幅広く介護予防について学べる機会を充実します。

各論第1章 施策・個別事業の展開

介護予防キャンペーン事業 [在宅支援課] <地域支援事業>

区内数箇所で、介護予防をわかりやすく伝える「介護予防まつり」「介護予防講座」を開催します。また、年に1回は、練馬文化センター等を会場として「介護予防フェスティバル」を開き、介護予防について、広く区民に呼びかけます。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	介護予防まつり 3回 介護予防講座 3回	介護予防フェスティバル 1回/年 介護予防まつり 3回/年 介護予防講座 3～5回/年

介護予防小冊子の発行 [在宅支援課] <地域支援事業>

介護予防推進員の協力のもとに、高齢者が利用しやすい区内の運動施設など、介護予防のため利用できる社会資源を高齢者の視点から紹介する小冊子を作成します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	1,400部	2,000部/年

介護予防手帳の発行 [在宅支援課] <地域支援事業>

介護予防に関する情報を掲載した手帳を発行し、健康相談、介護予防に関する知識の普及・啓発を図ります。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	10,000部/年	15,000部/年

講演会・健康教育教室 [保健相談所] <地域支援事業>

高齢期に見られやすい病気をテーマにした講演会や介護予防の必要性について、老人クラブ等に出張して健康教育を実施します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	気軽に続けられる筋力アップ運動 48回 960人 元気はつらつ講座 48回 960人 脳卒中予防教室 4回 200人 高齢期の病気 6回 480人 骨粗しょう症検診（65歳以上） 8回×6所×定員50人=2,400人	気軽に続けられる筋力アップ運動 48回 960人 元気はつらつ講座 48回 960人 脳卒中予防教室 4回 200人 高齢期の病気 6回 480人 骨粗しょう症検診（65歳以上） 8回×6所×定員50人=2,400人

各論第1章 施策・個別事業の展開

高齢者の歯と口の健康づくり [健康推進課] <地域支援事業>

いつまでも美味しく安全に食事をし、健康的で自分らしい生活を送るために必要な口腔機能の向上のための情報や介護予防情報を提供します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	お口の健康まつり 2回（参加者150人）	お口の健康まつり 3回（参加者300人）/23年度

通信教育型介護予防事業 [在宅支援課] <地域支援事業>

特定高齢者であって介護予防事業への参加を希望しない方に、必要に応じ家庭での介護予防への取組に役立つ情報提供を通信教育の形式で行います。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
新規	未実施	利用者 300人/22年度（開始）

(2) 地域介護予防活動の支援 [在宅支援課] <地域支援事業>

介護予防の最終目標は、個人の健康維持のみに留まらず、地域社会に自身の役割を見い出したり、地域での交流が深まるなど、高齢者の生活全体が活性化することです。

そこで、地域活動への参加を促すために、特定高齢者介護予防事業を修了した方等に、介護予防推進員（おたっしや隊）として、地域介護予防活動（介護予防事業の体験報告、介護予防まつり等への手伝いなどのボランティア活動）参加を呼びかけます。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	介護予防推進員（おたっしや隊） 68人	介護予防推進員（おたっしや隊） 200人/23年度

(3) 認知症予防

認知症は、脳血管疾患や筋骨系疾患と並んで要介護認定の主な原因疾患となっています。認知症予防への関心を高め、区民が身近なところで予防活動に取り組めるよう促す人材の育成や地域型認知症予防プログラムなど具体的な活動を地域で実施します。

また、区民が主体的・継続的に、効果的な認知症予防の活動に取り組めることを主眼とした活動の展開や、認知症予防に向けた地域づくりを図ります。

認知症予防の啓発 [在宅支援課] <地域支援事業>

認知症予防の啓発を図るため、パンフレットの配布や講演会を行います。また、高齢者団体などを対象に、認知症予防推進員を講師として派遣し、ミニ講座を実施します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	パンフレット 10,000部 講演会・報告会 4回 高齢者団体などへのミニ講座 69回	パンフレット 10,000部/年 講演会・報告会 4回/年 高齢者団体などへのミニ講座 103回/年

地域活動の育成・支援 [在宅支援課] <地域支援事業>

認知症発症の遅延化を目的として、料理や旅行などの知的活動と有酸素運動を小グループで行う地域型認知症予防プログラムを実施します。

プログラムは、18日制のほかに7日制の短期間コースを実施し、多くの対象者が受けられるよう充実を図ります。

また、プログラム修了後は、地域での自主活動として継続して取り組めるよう支援します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	全18回×16グループ 全7回×2コース 終了後の自主化グループの交流会 など 18回	全18回×8グループ/年 全7回×8コース /年 終了後の自主化グループの交流会など 2回/年

認知症予防推進員の育成 [在宅支援課] <地域支援事業>

平成17年度から平成20年度までに育成した認知症予防推進員を対象に、フォローアップ講座として交流会、ミニ講座講師認定コースおよびイベント企画コースを実施します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	認知症予防推進員（修了者400名） ・認知症予防推進員養成講座 （5日制）1回/年 ・認知症予防推進員フォローアップ 講座 13回/年 （ミニ講座講師認定コース・ウォーキングイベントコース・ミニ講座講師更新コース・連絡会） ・地域型認知症予防プログラムファシリテーター育成支援 21人	認知症予防推進員フォローアップ 講座 28回/年 （ミニ講座講師認定コース・ウォーキングイベントコース・ミニ講座講師更新コース・連絡会）

各論第1章 施策・個別事業の展開

(4) 家族介護者教室 [在宅支援課] <地域支援事業>

高齢者を介護している家族の方を対象に、より良い介護を行うための教室を開催します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	136回	136回/年

(5) よりあいひろば事業 [在宅支援課] <地域支援事業>

在宅介護支援センターにおいて、閉じこもりがちな高齢者等を対象に介護予防事業を実施します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	342回/年	396回/年

(6) 一般高齢者施策評価事業 [在宅支援課] <地域支援事業>

介護保険事業計画で定めた一般高齢者施策について、目標値の達成状況等の検証を通じ事業評価を行い事業の改善を図ります。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
新規	未実施	1回/年

4 長寿（後期高齢者）医療制度の周知

【施策の方向】

平成20年4月からこれまでの老人医療制度に代わり、新たに長寿（後期高齢者）医療制度が開始されました。

区は、保険者である東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、新たな制度の理解・普及を図っていきます。

《個別事業》

(1) 長寿（後期高齢者）医療制度の周知 [高齢社会対策課]

平成20年4月から開始された長寿（後期高齢者）医療制度について、区民への理解・普及を図ります。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	区報による周知 4回	区報による周知 4回/年 PR用小冊子の発行 60,000冊/年

基本施策

特定高齢者等への支援

《施策》

1 特定高齢者の把握

《個別事業》

- (1) 特定高齢者把握事業 <地域支援事業>

《施策》

2 介護予防事業の充実

《個別事業》

- (1) 高齢者筋力向上トレーニング <地域支援事業>
- (2) 転倒・骨折予防事業 <地域支援事業>
- (3) 栄養改善事業 <地域支援事業>
- (4) 口腔機能向上事業 <地域支援事業>
- (5) 訪問型介護予防事業 **新規** <地域支援事業>
- (6) 特定高齢者施策評価事業
- (7) いきがいデイサービス
- (8) 食事サービス(会食)
デイサービスセンターでの会食
「食」のほっとサロン

《施策》

3 自立支援事業の推進

《個別事業》

- (1) 高齢者緊急保護事業 <地域支援事業>
- (2) 生活支援ホームヘルプサービス
- (3) 自立支援用具給付
- (4) 自立支援住宅改修給付
- (5) 車いすなどの貸与

現状と課題

- 1 平成18年度の介護保険法改正により、生活機能が低下しているおそれのある高齢者（特定高齢者）を対象とした介護予防事業が新たに創設されるなど、「予防重視型システム」への転換が図られました。しかしながら、平成19年度において、特定高齢者と判定された高齢者が介護予防事業に参加した人数は全体の約3.6%（7,050人中255人）と参加率が極端に低い状況です。
- 2 練馬区高齢者基礎調査でも、特定高齢者が介護予防事業を利用しない理由（複数回答）について、約4割の方が「利用するほど（体が）悪いとは思わない。」と回答し、また、約3割の方が「これらのサービス（介護予防事業）を知らなかった。」と回答するなど、介護予防の必要性や事業の実施について、区民に十分知られていない状況です。
- 3 介護予防の効果をあげるには、特定高齢者自らが積極的かつ継続的に取り組んでいくことが重要です。介護予防の重要性について、これまで以上に周知・啓発を図るとともに、特定高齢者が介護予防事業に円滑に取り組めるよう支援する体制づくりが求められています。

1 特定高齢者の把握

【施策の方向】

要介護状態になることを予防するためには、要支援・要介護状態となる可能性が高いと考えられる特定高齢者の実態を把握し、必要なサービスを提供することが重要となります。高齢者人口の5.4%が特定高齢者になる（43ページ参照）と想定し、実態把握の方策の精度を高めながら、特定高齢者の的確な把握に努めていきます。

また、一般高齢者施策としての介護予防の普及啓発や生活習慣病に関する健康診査等との一体的な事業の推進を図っていきます。

《個別事業》

(1) 特定高齢者把握事業 [在宅支援課] <地域支援事業>

特定高齢者を把握するため「生活機能評価健康診査」を実施します。これは、「生活機能チェック」に基づく「生活機能検査」を健康診査として実施し、その結果により特定高齢者を把握するものです。

また、生活機能評価健康診査以外にも、「基本チェックリスト」を活用し、特定高齢者の把握をします。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	対象者 110,000人 受診者 66,000人	対象者 120,000人 受診者 73,600人 / 23年度

2 介護予防事業の充実

【施策の方向】

閉じこもり・うつ状態等で、通所型介護予防事業に参加できない特定高齢者に対して、保健師などが自宅等へ訪問し、相談・助言する訪問型介護予防事業に新たに取組んでいきます。また、参加者が増加している口腔機能向上事業（しっかりかんで元気応援教室）等については、回数を増加する方向で充実していきます。

介護予防事業の効果については、事前および事後に評価を行い、その結果を以後の事業展開に活かしていきます。

《個別事業》

(1) 高齢者筋力向上トレーニング [在宅支援課] <地域支援事業>

マシンを利用した筋力向上トレーニングのほか、柔軟性、バランス能力向上を含む包括的なトレーニングを行います。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	7会場×3教室（1教室25回） 21教室 参加者210人	7会場×3教室（1教室25回） 21教室 参加者210人/年

(2) 転倒・骨折予防事業 [在宅支援課] <地域支援事業>

筋力やバランス能力の向上を図るための運動を実施し、転倒の防止、生活機能の向上を図ります。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	6会場×2教室（1教室12回） 12教室 参加者180人	6～7会場（1教室12回） 14教室 参加者210人/23年度

(3) 栄養改善事業 [在宅支援課] <地域支援事業>

低栄養状態のおそれがある、または低栄養状態にある高齢者を対象に、個別的な栄養相談、集団的な栄養教室を実施します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	5教室（8回/1教室） 参加者50人	5～7教室（8回/1教室） 参加者70人/23年度

各論第1章 施策・個別事業の展開

(4) 口腔機能向上事業 [在宅支援課] <地域支援事業>

口腔機能の向上のための教育や口腔清掃の指導、摂食・えん下機能に関する機能訓練の指導等を実施します。対象者の増加にあわせ、教室を増やすために通信教育の導入等、新しい教室のあり方を検討します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	6教室（6回／1教室） 参加者 90人	28教室（6回／1教室） 参加者 420人／23年度

(5) 訪問型介護予防事業 [在宅支援課] <地域支援事業>

閉じこもりやうつ状態等、特定高齢者でありながら、通所する介護予防事業に参加できない高齢者を対象に、保健師などが自宅等へ訪問して相談・支援をします。外に出られない要因を探り、受診などの必要なサービスにつなげます。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
新規	未実施	訪問人数 50人／23年度

(6) 特定高齢者施策評価事業 [在宅支援課] <地域支援事業>

介護保険事業計画で定めた特定高齢者施策について、目標値の達成状況等の検証を通じ事業評価を行い、事業の改善を図ります。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	2回／20年度	2回／年

(7) いきがいデイサービス [在宅支援課]

趣味活動、健康活動、会食形式による昼食の提供を通じ、閉じこもりがちな高齢者の介護予防やいきがいつくりを目指します。利用定員を最大限活用するため、特定高齢者のみでなく、一般高齢者へも利用対象者を広げ、多くの高齢者にとって利用しやすいものとしします。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	会場 34箇所 利用者 657人	会場 34箇所 利用者 657人／年

(8) 食事サービス(会食)

食事の場への参加を通じて、介護予防に役立つ様々な講座・情報の提供や、高齢者との交流を図ります。

デイサービスセンターでの会食 [在宅支援課]

高齢者自身が、デイサービスセンターに通い、会食形式で昼食を提供します。

区分	現況(平成20年度末見込み)	平成21~23年度の整備量・事業量等
継続	会場 19箇所 利用者 80人 提供食数 8,160食	会場 19箇所/年 利用者 80人/年 提供食数 8,160食/年

「食」のほっとサロン [在宅支援課]

平成19年度からモデル事業として、地域団体の力を活かして、会食と口腔ケアやミニ講座を組み合わせる『「食」のほっとサロン』事業を3箇所で開始し、平成20年度には7箇所に拡大しました。今後も協力団体を募り、充実を図ります。

区分	現況(平成20年度末見込み)	平成21~23年度の整備量・事業量等
充実	「食」のほっとサロン 会場 7箇所 利用者 56人 提供食数 2,800食	「食」のほっとサロン 会場 19箇所/23年度

3 自立支援事業の推進

【施策の方向】

平成18年度から、介護保険サービスの対象とならない高齢者に実施してきた施策を、介護保険制度内の地域支援事業と一般施策事業に再編し、事業内容等を見直したうえで実施しています。今後も引き続き、各事業の見直し・充実を図っていきます。

《個別事業》

(1) 高齢者緊急保護事業 [在宅支援課] <地域支援事業>

生活上の問題を抱え、援助または緊急の保護を必要とする高齢者に、短期間、福祉施設などで、日常生活の世話や生活安定のための助言・援助を行います。

区分	現況(平成20年度末見込み)	平成21~23年度の整備量・事業量等
継続	15件	15件/年

各論第1章 施策・個別事業の展開

(2) 生活支援ホームヘルプサービス [在宅支援課]

自立生活への支援が必要な高齢者を対象に、ホームヘルパーを派遣し、介護予防の観点からの在宅生活を支援します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	利用者 70人	利用者 70人/年

(3) 自立支援用具給付 [在宅支援課]

日常生活の動作に何らかの支障があり、用具の使用が必要と認められる高齢者に給付します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	8品目 1,984件	8品目 2,200件/年

(4) 自立支援住宅改修給付 [在宅支援課]

日常生活の動作に何らかの支障があり、住宅の改修が必要と認められる高齢者に、手すりの取り付けなどの住宅改修を行います。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	予防改修給付 175件	予防改修給付 200件/年

(5) 車いすなどの貸与 [総合福祉事務所]

一時的なケガや病気によって、在宅で介護用品が必要な方に車いすなどを貸与します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	車いす 40件 介護用ベッド 30件	車いす 40件 介護用ベッド 30件/年

基本施策

要支援・要介護高齢者への支援

《施策》

1 地域包括支援センターによる支援

《個別事業》

- (1) 地域包括支援センターの整備
- (2) 地域包括支援センターの人材育成、質の向上

《施策》

2 介護人材の確保・育成への支援

《個別事業》

- (1) 介護サポーターの養成
- (2) 介護人材育成・研修センターへの支援 新規
- (3) 事業者支援体制の強化

《施策》

3 介護保険制度の適切な運営に向けての取組

《個別事業》

- (1) 住民参加による介護保険制度の運営
介護保険運営協議会の運営
地域包括支援センター運営協議会の運営 ＜地域支援事業＞
地域密着型サービス運営委員会の運営
- (2) 介護給付適正化の推進
介護給付適正化推進事業 ＜地域支援事業＞
事業者情報の公表及び提供
事業者への指導
- (3) 第三者などによる福祉サービス評価

《施策》

4 要支援・要介護高齢者等への生活支援

《個別事業》

- (1) 食事サービス
配食サービス <地域支援事業>
デイサービスセンターでの会食(再掲)
「食」のほっとサロン(再掲)
- (2) 紙おむつなどの支給 <地域支援事業>
- (3) 寝具クリーニング
- (4) 布団乾燥・消毒
- (5) 出張調髪サービス
- (6) 自立支援用具給付
- (7) 自立支援住宅改修給付
- (8) リフト付き福祉タクシー
- (9) 高齢者緊急ショートステイ
- (10) 家族介護慰労事業 <地域支援事業>

《施策》

5 認知症高齢者のケアの充実

《個別事業》

- (1) 認知症に関する相談窓口の整備
- (2) 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり
認知症理解普及等促進事業 <地域支援事業>
認知症高齢者の家族・介護者支援事業 <地域支援事業>
- (3) 権利擁護相談窓口の整備
権利擁護センターによる対応
地域包括支援センターの相談業務
- (4) 認知症高齢者徘徊探索サービス <地域支援事業>
- (5) 認知症高齢者支援ネットワーク事業 新規 <地域支援事業>
- (6) 認知症高齢者見守り支援 新規

現状と課題

- 1 練馬区高齢者基礎調査によると、地域包括支援センターの存在について、「知らない」という回答が過半数でした(11ページ参照)。高齢者の総合相談窓口として、地域ぐるみでのケア体制の中心的役割を担うため、区民への認知度を高めるとともに、相談・支援機能の向上を図る必要があります。
- 2 第3期介護保険事業計画期間中から、介護サービスに従事する人材不足の問題が顕在化しています。人材不足により、介護を要する高齢者へのサービス継続が支障をきたさないよう、区は介護サービス事業者の人材の確保・育成に向けた取り組みを支援する必要があります。
- 3 高齢化の進展とともに、高齢者の介護を社会全体で支える介護保険制度の役割はますます重要になっていきます。サービスを利用する高齢者にとって、信頼できる持続可能な制度とするため、区は保険者として適切な制度運営を進めていく必要があります。
- 4 介護保険サービスを利用している方、健康や体力に不安がある方、ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯の方など、日常生活を営む上でどのような支援を必要とするかは、その人の状態により様々です。誰でも、地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、多様なサービスの充実が必要です。
- 5 平成20年8月現在、区の要介護認定者のうち、何らかの認知症の症状がある人は全体の約8割にのぼっています。今後も認知症高齢者の増加が予想される中、早期の段階で発見され、適切な治療が受けられる体制や、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援など、地域全体で総合的に支援していく体制づくりが喫緊の課題となっています。

1 地域包括支援センターによる支援

【施策の方向】

平成20年4月現在、地域包括支援センターは、4箇所の本所と、19箇所の支所を設置しています。地域包括支援センターは、総合相談・支援、虐待防止を含む権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント、の4つの機能を持っています。本所・支所の連携により、要介護状態になる前から、継続的に相談・支援を行い、区民が円滑にサービス利用できる仕組みをつくっていきます。

各論第1章 施策・個別事業の展開

《個別事業》

(1) 地域包括支援センターの整備 [在宅支援課] [総合福祉事務所]

日常生活圏域ごとに、支所を適切に配置し、本所との連携体制により、区民の支援を行います。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	地域包括支援センター本所 4箇所 地域包括支援センター支所 19箇所	地域包括支援センター本所 4箇所 地域包括支援センター支所 22箇所（新規3箇所）/21年度

(2) 地域包括支援センターの人材育成、質の向上 [在宅支援課]

介護サービスの質の向上を図るため、地域包括支援センター支所職員、介護支援専門員（ケアマネジャー、以下同じ。）向けの研修を行います。

また、地域包括支援センター支所ごとにミニ地域ケア会議を開催し、地域包括支援センターの主任ケアマネジャーと、地域のケアマネジャーとの連携を図り、質の向上を目指します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	地域包括支援センター支所職員研修 2回 ミニ地域ケア会議 19箇所×4回	地域包括支援センター支所職員研修 2回/年 ミニ地域ケア会議 22箇所×4回/年

2 介護人材の確保・育成への支援

【施策の方向】

ボランティアの養成、就労支援等、介護サービス事業所等で働く従事者の確保への支援を行うとともに、既に従事している人材の定着化を図っていきます。

人材の確保・育成により、介護保険制度が安定的に運営され、区民が十分な介護サービスを受け続けられる環境を整備していきます。

《個別事業》

(1) 介護サポーターの養成 [介護保険課]

都モデル事業として、介護保険施設等で従事するボランティアの募集・養成を行います。養成講座受講生は、区内の介護保険施設等で、ボランティアとして継続的に従事します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	ボランティア100人募集 養成講座4回開催	ボランティア150人/21年度 養成講座2回開催/21年度

(2) 介護人材育成・研修センターへの支援 [高齢社会対策課]

センターでは、専門性の高い介護従事者を育成するための研修や介護人材を確保するための合同就職面接会などを行います。

センターの設立・運営は社会福祉法人練馬区社会福祉事業団が行い、区は運営費の一部を補助します。また、センターの運営にあたっては、練馬区介護サービス事業者連絡協議会および練馬ケアマネジャー連絡会等と連携しながら進めていきます。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
新規	未実施	平成21年度 センター開設 研修 延べ120日/年 合同就職面接会 3回/年

(3) 事業者支援体制の強化 [在宅支援課]

練馬区介護サービス事業者連絡協議会は、区内の介護サービス事業者が、介護保険サービスの質の向上を目指し、区と共催して研修や勉強会、事業者情報誌の発行等を行っています。また、練馬ケアマネジャー連絡会は、個人加入の利点を活かし、利用者に対しての質の高いケアマネジメントを行うための研修や勉強会、情報交換会等を行っています。

区は、介護サービスの充実のため、両団体に対して、運営体制の支援や研修の共催など、事業者支援体制強化を図ります。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	ケアマネジャー研修 6回 ケアプラン指導研修 2回 区共催研修 12回	ケアマネジャー研修 6回/年 ケアプラン指導研修 2回/年 区共催研修 12回/年

3 介護保険制度の適切な運営に向けての取組

【施策の方向】

要支援・要介護高齢者が介護サービスを安心して利用し、かつ円滑に提供できる仕組みを構築し、介護保険を持続可能な制度として運営していきます。

《個別事業》

(1) 住民参加による介護保険制度の運営

介護保険制度の運営にあたり、住民参加による会議体を設置し、意見をうかがいながら適正な運営を行います。

各論第1章 施策・個別事業の展開

介護保険運営協議会の運営 [高齢社会対策課]

被保険者の代表としての公募区民、公益代表、医療関係者などから構成される練馬区介護保険運営協議会を引き続き設置します。介護保険に関する重要な事項について意見をいただき、住民参加による制度運営を図ります。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	運営協議会開催 7回 / 20年度	運営協議会 3～10回 / 年

地域包括支援センター運営協議会の運営 [在宅支援課] <地域支援事業>

地域包括支援センター本所および支所の一体的な運営の推進および、高齢者の総合相談窓口としてのセンターの運営について、住民等の意見をうかがいながら、進めます。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	運営協議会開催 7回 / 20年度	運営協議会 5回 / 年

地域密着型サービス運営委員会の運営 [介護保険課]

地域密着型サービスの適正な運営を確保するために、被保険者の代表としての公募区民・介護サービス事業者・学識経験者等から構成される練馬区地域密着型サービス運営委員会を運営します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	運営委員会開催 7回 / 20年度	運営委員会 5回 / 年

(2) 介護給付適正化の推進

保険者として介護保険の円滑かつ安定的な運営を図る観点から、適正な介護サービス給付の範囲を明確化するとともに、区民に対して事業者の情報を提供することで、良質のサービスが提供される環境の整備に取り組みます。

介護給付適正化推進事業 [介護保険課] <地域支援事業>

適正な介護サービス給付の範囲を明確化するため、利用者への介護給付費明細書の通知や介護サービス事業所ごとにケアプランチェックなどの事業を実施していきます。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	給付費明細書通知 16,164通 ケアプランチェック事業 100件	給付費明細書通知 2回 / 年 ケアプランチェック事業 50箇所 / 年

事業者情報の公表及び提供 [介護保険課]

介護保険制度改正による事業者情報、認知症高齢者グループホームの第三者評価受審結果、事業者自己評価および利用者評価の実施結果など、サービスの質の向上に努めた内容を公表します。利用者への情報提供は、区ホームページに掲載するほか、事業者一覧を作成し、介護保険認定申請窓口で配布します。また、要介護認定調査時においても調査員が事業者一覧を認定申請者に提供します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	事業者一覧の発行 50部/月	事業者一覧の発行 40部/月 介護サービス事業者情報システムの充実

事業者への指導 [介護保険課]

介護保険全般についての苦情から見てきた様々な問題点を整理し、関係機関と課題を共有化し、各種施策や事業者指導・支援に活かしていきます。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	事業者指導件数 150件	事業者指導件数 150件/23年度

(3) 第三者などによる福祉サービス評価 [在宅支援課]

認知症高齢者グループホームなど、第三者評価事業を必須とする介護保険サービス提供事業者に対して、受審費用の助成を行います。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	助成事業者数 19事業者	助成事業者数 25事業者/年

4 要支援・要介護高齢者等への生活支援

【施策の方向】

要支援・要介護高齢者等が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が営むことができるよう、生活支援のための事業をしていきます。

《個別事業》

(1) 食事サービス

高齢者に適した食事を提供（配食および会食）します。

各論第1章 施策・個別事業の展開

配食サービス [在宅支援課] <地域支援事業>

ひとりぐらしや高齢者世帯等で買い物や調理等が困難な方を対象に、栄養バランスのとれた高齢者向けの食事を配達します。配達と同時に安否の確認も行います。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	利用者 1,580人 延べ 185,334食	利用者 1,950人 延べ 228,735食/年

デイサービスセンターでの会食（再掲）[在宅支援課]

101ページ参照

「食」のほっとサロン（再掲） [在宅支援課]

101ページ参照

(2) 紙おむつなどの支給 [総合福祉事務所] <地域支援事業>

紙おむつの種類等を充実し、要介護高齢者の快適な日常生活の維持と家族の負担軽減を図ります。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	利用者 延べ 35,800人	利用者 延べ 45,000人/23年度

(3) 寝具クリーニング [総合福祉事務所]

高齢者の寝具を清潔に保ち、快適な生活を確保するため、寝具のクリーニング事業を実施します。なお、事業の執行方法等について検討します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	利用者 650人	利用者 650人/23年度

(4) 布団乾燥・消毒 [総合福祉事務所]

高齢者の寝具を清潔に保ち、快適な生活を確保するため、布団の乾燥・消毒事業を実施します。なお、事業の執行方法等について検討します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	利用者 900人	利用者 900人/23年度

(5) 出張調髪サービス [総合福祉事務所]

外出困難な高齢者を対象に快適な生活を確保するため、出張調髪サービス事業を実施します。なお、事業の執行方法等について検討します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	利用者 延べ4,150人	利用者 延べ4,300人 / 23年度

(6) 自立支援用具給付 [在宅支援課]

介護保険の対象外種目（シルバーカー・安全杖）について、自立支援用具として給付します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	シルバーカー 670件 安全杖 620件	シルバーカー 700件 / 年 安全杖 650件 / 年

(7) 自立支援住宅改修給付 [在宅支援課]

住宅設備の改修で在宅生活が継続できるよう、自立支援住宅改修給付事業を実施していきます。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	設備改修給付 165件	設備改修給付 200件 / 年

(8) リフト付き福祉タクシー [総合福祉事務所]

外出困難な高齢者の利便を図るため、リフト付き福祉タクシーの迎車料金助成事業を実施していきます。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	利用回数 延べ3,600回	利用回数 延べ4,500回 / 23年度

(9) 高齢者緊急ショートステイ [在宅支援課]

介護保険による短期入所生活介護（ショートステイ）に空きがない場合に介護者の急病など緊急時に対応するための短期入所施設の確保に努めます。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	1箇所2室	1箇所2室 / 23年度

各論第1章 施策・個別事業の展開

(10) 家族介護慰労事業 [総合福祉事務所] <地域支援事業>

重度の要介護者を介護している家族の経済的負担の軽減を図ります。

区分	現況(平成20年度末見込み)	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	支給者数 16人	支給者数 14人/年

5 認知症高齢者のケアの充実

【施策の方向】

認知症高齢者と家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、相談体制を整えていくとともに、地域との交流や家族会、関係機関などとの連携を図っていきます。

《個別事業》

(1) 認知症に関する相談窓口の整備 [在宅支援課] [総合福祉事務所]

地域包括支援センター本所では、認知症高齢者の相談を受け、その方の状況にあったケアマネジメントを行います。また、認知症専門医による専門的な相談も受け付けます。

区分	現況(平成20年度末見込み)	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	総合相談 電話・面接・訪問により随時 認知症専門医による専門相談 6箇所×4回	総合相談 電話・面接・訪問により随時 認知症専門医による専門相談 4箇所×6回/年

(2) 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり

地域の中での、認知症への理解・普及を図り、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整備します。

認知症理解普及等促進事業 [在宅支援課] <地域支援事業>

認知症の人や家族を見守る認知症サポーターを養成し、地域での認知症の理解を広めます。また、認知症サポーター養成講座の講師を担うキャラバンメイトを養成します。

区分	現況(平成20年度末見込み)	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	認知症サポーター養成講座 10回 キャラバンメイト養成研修 1回 キャラバンメイト連絡会 1回 認知症理解普及促進事業の事務局設立	認知症サポーター養成講座 10回/年 キャラバンメイト養成研修 1回/年 キャラバンメイト連絡会 2回/年

各論第1章 施策・個別事業の展開

認知症高齢者の家族・介護者支援事業 [在宅支援課] [保健相談所] <地域支援事業>
 認知症高齢者の家族や介護者が、より身近な場所で参加できる勉強会の開催や家族の会をサポートするボランティアを養成し、新規の家族・介護者の会の育成支援を行います。

保健相談所を拠点とする家族会の活動については、学習・情報交換・交流が促進できるように活動の支援を行います。

また、家族会同士のネットワークの構築を支援するため、連絡会を開催します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	認知症高齢者の家族会 24回 / 2箇所	家族・介護者の勉強会 2～3回 / 年 介護者サポーター養成講座 1回 / 年 認知症高齢者の家族・介護者の会 新規立上げ、支援 2～3箇所 / 年 認知症高齢者の家族会 24回 / 年（2箇所） 家族会の連絡会 1～2回 / 年

(3) 権利擁護相談窓口の整備

平成17年10月に、練馬区社会福祉協議会内に権利擁護センター「ほっとサポートねりま」を設置しました。また、地域包括支援センター本所・支所においても、認知症高齢者の権利擁護相談を実施し、権利擁護に関する相談の充実を図ります。

権利擁護センターによる対応 [地域福祉課]

福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用相談、保健福祉サービスの利用に際した苦情相談対応等を行います。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	「ほっとサポートねりま」 の運営支援	「ほっとサポートねりま」 の運営支援

地域包括支援センターの相談業務 [在宅支援課]

地域包括支援センター本所と支所の連携により、適切な相談対応を行います。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	地域包括支援センター本所 4箇所 地域包括支援センター支所 19箇所	地域包括支援センター本所 4箇所 地域包括支援センター支所 22箇所（新規3箇所） / 21年度

各論第1章 施策・個別事業の展開

(4) 認知症高齢者徘徊探索サービス [在宅支援課] <地域支援事業>

認知症高齢者で徘徊の心配がある方について、PHS端末機を活用してその所在を確認し、事故の防止を図ります。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	利用 35件	利用 49件 / 23年度

(5) 認知症高齢者支援ネットワーク事業 [在宅支援課] <地域支援事業>

地域の中で徘徊する高齢者を発見・保護できる仕組みなど、地域における認知症高齢者の支援体制を構築するため、住民やかかりつけ医、地域密着型サービス事業者、警察等関係機関と連携し、地域資源情報の収集や、支援ネットワークづくりを進めていきます。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
新規	未実施	支援ネットワーク勉強会 1回 / 年 支援ネットワーク協議会 4回 / 年 地域資源情報集の発行支援 2箇所

(6) 認知症高齢者見守り支援 [在宅支援課]

区内居住の認知症高齢者を対象に見守りなど行い、家族・介護者の介護負担の軽減を図ります。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
新規	未実施	既に実施している他の自治体を参考に、支援内容や人材の活用等、具体的に実施可能な方法を検討する。

基本施策

住まいの支援と医療・保健・福祉の基盤整備

《施策》

1 住まいづくり・住まい方の支援

《個別事業》

- (1) 情報の受発信の充実
周知・啓発
住宅施策ガイドの発行
- (2) 高齢者向け住宅の確保
高齢者優良居室提供事業
高齢者居住支援制度
- (3) 家具転倒防止器具の取り付け

《施策》

2 医療供給体制の充実

《個別事業》

- (1) 休日・夜間急患診療体制の充実
- (2) 地域医療連携の推進
- (3) 入院医療体制の充実

《施策》

3 介護保険施設等の整備

《個別事業》

- (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 短期入所生活介護施設（ショートステイ）
- (4) 介護療養型医療施設の転換支援 新規
- (5) 土地活用セミナー 新規

《施策》

4 地域密着型サービス拠点の整備

《個別事業》

- (1) 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）
- (2) 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
- (3) 小規模多機能型居宅介護
- (4) 認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービスセンター）
- (5) 夜間対応型訪問介護

《施策》

5 福祉のまちづくりの推進

《個別事業》

(1) とともに住む空間づくり

高齢者が安心して歩ける道路の整備

快適に安心して使える公園の整備

交通機関の円滑な利用支援

既存区立施設のバリアフリー化促進

建物トータルマネジメントマニュアルの発行

まちぐるみのバリアフリー化推進

（仮称）練馬区福祉のまちづくり条例の制定 新規

(2) 互いに理解を深める「気づき」のネットワークづくり

出会いと学びの場の提供

身近な地域の生活情報やルールに関する情報共有の仕組みづくり

安心して楽しく買い物ができる商店街づくり

災害時要援護者の支援ネットワークづくり

「身近な地域でらくらく外出情報」の発信

(3) 推進体制の整備

福祉のまちづくり200人モニター

福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援

福祉のまちづくりを推進する区民協議会

現状と課題

- 1 練馬区高齢者基礎調査によると、区内の高齢者の約8割は持ち家に住んでいます。また、介護が必要となった場合でも約6割の方が自宅での生活を希望しています。身体機能が低下しても、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、仕組みづくりを進める必要があります。
- 2 高齢者に十分な医療サービスを提供できるよう、地域の医療機関との連携により、限られた医療資源を有効に活用して取り組むことが重要です。
- 3 特別養護老人ホームに入所を希望する待機者は、平成20年6月末時点で2,405人です(30ページ参照)。できる限り住み慣れた自宅等で自立した生活ができる仕組みづくりは欠かせませんが、在宅での介護が困難になった場合には、必要な施設等に入所でき、安心して毎日を過ごせるよう、施設の整備を促進することは喫緊の課題です。
また、介護療養型医療施設の廃止等の影響により、地域での医療サービスを受けながら毎日を過ごす方への支援体制の整備も求められています。
- 4 介護が必要となった場合でも、住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう、多様で柔軟な介護サービスを提供するため、地域密着型サービス拠点の整備をさらに促進する必要があります。
- 5 高齢者が、住み慣れた地域で日常を過ごすためには、周辺地域における建物、道路等あらゆる所に配慮が行き届いたまちづくりを進める必要があります。高齢者自身の意見を取り入れつつ整備を促進する、協働の仕組みの構築が課題です。

1 住まいづくり・住まい方の支援

【施策の方向】

高齢期の生活においては、安全で住みやすい住宅の確保が重要です。高齢期における心身機能の変化に対応し、自立や介護に配慮した住まいの確保や、高齢者の入居を拒否しない住宅の普及促進を図るとともに、安心して生活できる住まいづくりの支援など居宅生活を重視した取り組みを推進していきます。

《個別事業》

(1) 情報の受発信の充実

住まいに関する施策や窓口などの情報を分かりやすく提供するとともに、高齢者自身が高齢期の住まいのあり方を考えていただけるよう支援します。

各論第1章 施策・個別事業の展開

周知・啓発 [高齢社会対策課]

高齢期の住まいのあり方を高齢者（区民）とともに考えていくため、講演会やセミナーなどを開催します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	住まいセミナー 1回	講演会等を開催し、住まいづくりの意識啓発を行う。

住宅施策ガイドの発行 [住宅課]

区民向けの住宅事業や担当窓口など住宅施策全般について分かりやすく情報を提供するため、住宅施策ガイドを発行します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	5,000部 / 20年度	インターネットの利用状況を踏まえ、発行部数の見直しと、より効果的な情報提供の方法を検討します。

(2) 高齢者向け住宅の確保

民間の住宅や保証機関を活用し、高齢者向けの住宅の確保や居住継続支援に努めます。

高齢者優良居室提供事業 [地域福祉課]

住宅に困窮している高齢者が、公営住宅に当選するまで、一定の水準を確保した民間賃貸住宅を提供し、家賃等の補助を行う高齢者優良居室提供事業を推進します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	居室数 単身用5世帯・二人用5世帯を新規登録	居室数 単身用5世帯・二人用5世帯 / 年

高齢者居住支援制度 [総合福祉事務所]

保証人の見つからない高齢者に対して、民間の保証機関を活用し、民間賃貸住宅への入居や居住継続を支援します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	10件程度	10件程度 / 年

(3) 家具転倒防止器具の取り付け [総合福祉事務所] [防災課]

高齢期の生活で不安な要因に地震などの災害があげられます。自宅の家具などに転倒防止器具を取り付ける際、取り付け経費の一部を助成します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	100件	100件/年

2 医療供給体制の充実

【施策の方向】

病床数を早急に増やすことが困難な状況にあることから、医療機関相互の連携を進め地域医療のシステム化を図ることで、医療を必要とする高齢者に対し、十分なサービスが供給される体制づくりを進めていきます。

《個別事業》

(1) 休日・夜間急患診療体制等の充実 [地域医療課]

休日・夜間等に発症した患者が、症状に応じた応急処置医療(内科・小児科)を受けられるように、区と都が役割を分担したうえ、区は休日急患診療所において軽度の急病患者に対応する初期救急医療を担います。また、心身障害者や要介護高齢者の歯科診療を継続します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	練馬・石神井休日急患診療所 （内科・小児科） 18,000人 休日診療（輪番） 6,000人	練馬・石神井休日急患診療所 （内科・小児科） 18,000人 休日診療（輪番） 6,000人
	練馬・石神井歯科休日急患診療所 1,300人	練馬・石神井歯科休日急患診療所 1,300人
	心身障害者・要介護高齢者歯科診療 3,000人	心身障害者・要介護高齢者歯科診療 3,000人
	休日柔道整復施術 450人	休日柔道整復施術 450人
		診療機器の更新

各論第1章 施策・個別事業の展開

(2) 地域医療連携の推進 [地域医療課]

区医師会の実施する区民啓発事業や、医療連携推進事業など地域医療推進のための事業を補助し、地域医療の推進を図ります。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	医療機能連携推進委員会を年3回実施するとともに、専門部会を設置して練馬区における糖尿病の医療連携を構築する。	練馬区における医療連携を更に推進するために、糖尿病のほか、脳卒中、心筋梗塞、がんについても医療連携を推進する。

(3) 入院医療体制の充実 [地域医療課]

練馬区内における病床確保対策について具体的な検討を進め、入院医療体制の充実を図っていきます。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	練馬区内の病床を確保するための庁内検討委員会を立ち上げ、基礎調査を行い、今後の方向性を見極める。	病床を確保し練馬区の地域医療を充実するために、具体的な方策を検討する。

3 介護保険施設等の整備

【施策の方向】

介護療養病床の廃止による影響を踏まえ、施設サービスを必要とする要介護高齢者の需要を把握し、必要な施設の整備が促進されるよう、民間事業者への補助制度の見直しや、民有地の活用を促すセミナーの開催等、積極的な働きかけや支援を行っていきます。

また、介護保険施設については、国が示した目標値（利用者について、要介護4・5の割合を平成26年度に70%以上とする）を踏まえた施設整備とします。

《個別事業》

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） [高齢社会対策課]

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、常時介護が必要な高齢者が安心して暮らせる施設です。施設の整備にあたっては、現在の入所待機者数の状況を踏まえ、入所判定に用いている指数が上位（最高13点、次いで12点）に分布する方が、計画期間中に入所できるベッド数を計画数とします。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	19箇所（定員1,302人）	新設3箇所（定員150人） 計22箇所（定員1,452人）

(2) 介護老人保健施設 [高齡社会対策課]

病状安定期にあり、入院治療の必要がない高齢者等の在宅復帰を支援する施設である介護老人保健施設について、民間事業者による整備を支援します。特に、短期入所療養介護(ショートステイ)は、医療ニーズがより高い方が利用できるよう民間事業者に働きかけを行います。

区分	現況(平成20年度末見込み)	平成21~23年度の整備量・事業量等
充実	6箇所(定員620人) (ショートステイを含む)	新設3箇所(定員326人) 増設2箇所(定員30人) 計9箇所(定員976人、ただしショートステイを含む)

(3) 短期入所生活介護施設(ショートステイ) [高齡社会対策課]

介護者が一時的に介護できない場合に、介護が必要な高齢者を介護者に代わって介護する施設である短期入所生活介護施設について、特別養護老人ホームや地域密着型サービス拠点との併設等も含め、民間事業者に整備を働きかけるとともに、必要な支援を行います。

区分	現況(平成20年度末見込み)	平成21~23年度の整備量・事業量等
充実	21箇所(定員218人)	新設5箇所(定員30名) 計26箇所(定員248人)

(4) 介護療養型医療施設の転換支援 [高齡社会対策課]

平成23年度末をもって、介護療養型医療施設が廃止されます。このため、区内に5箇所ある施設は、第4期計画期間中に、介護老人保健施設等へ転換することとなります。しかし、いずれの施設も現在のところ、転換についての方針は未定の状況です。

区は、国・都・他区の動向など必要な情報を施設運営者に提供していきます。

また、国の交付金にかかる施設転換補助制度を創設し、円滑な転換を支援します。

区分	現況(平成20年度末見込み)	平成21~23年度の整備量・事業量等
新規	未実施	施設転換補助制度の創設 医療施設への情報提供および相談対応

各論第1章 施策・個別事業の展開

(5) 土地活用セミナー [高齢社会対策課]

介護保険施設等の整備促進を図るため、土地活用を考えている土地所有者を対象に、介護保険制度、施設整備補助制度、資産活用としての介護保険施設等についてのセミナーを開催します。

また、具体的な事案については、個別相談会を開催します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
新規	未実施	セミナー開催 3～6回/年

4 地域密着型サービス拠点の整備

【施策の方向】

地域密着型サービス拠点の地域バランスを考え、地域ごとに必要な拠点の整備計画を示しながら、整備促進のため、公有地の活用や、サービス種別ごとの整備の進捗状況・利用状況等サービスの特性を考慮し、圏域・年度等にとらわれない柔軟な整備を進めていきます。

また、認知症の方を地域で支える仕組みとして、地域包括支援センターを基点とし、民生委員、認知症の家族会、医療機関等地域との連携を強化していく中で、新たに地域密着型サービス事業所をその一拠点としていくことを検討していきます。

《個別事業》

(1) 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム） [介護保険課]

地域密着型の小規模特別養護老人ホーム（定員29名以下）は、本体施設のあるサテライト型居宅施設や他のサービス事業所等との併設など、小規模である特性を活かして、社会福祉法人に整備を働きかけるとともに、必要な支援を行います。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	未整備	新設2箇所（定員54人）

(2) 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム） [介護保険課]

認知症高齢者に、家庭的な雰囲気の中で過ごせる場を提供し、認知症の症状を和らげるとともに、家族の負担の軽減を図る認知症高齢者グループホームについて、民間事業者に整備を働きかけるとともに、必要な支援を行います。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	16箇所（定員240人）	新設 11箇所（定員198人） 計 27箇所（定員438人）

(3) 小規模多機能型居宅介護 [介護保険課]

事業所への「通い」を中心とし、利用者の状態や希望に応じて利用者の自宅への「訪問」や事業所での「泊り」を組み合わせるサービスを提供する小規模多機能型居宅介護について、民間事業者に整備を働きかけるとともに、必要な支援を行います。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	4箇所（登録定員100人）	新設12箇所（登録定員300人） 計16箇所（登録定員400人）

(4) 認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービスセンター） [介護保険課]

認知症の方が、日帰りで事業所へ通い、入浴や排せつ、食事など日常生活上の介助や機能訓練などのサービスを提供する認知症対応型デイサービスセンターについて、民間事業者に整備を働きかけるとともに、必要な支援を行います。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	17箇所（定員199人）	新設4箇所（定員48人） 計21箇所（定員247人）

(5) 夜間対応型訪問介護 [介護保険課]

夜間の定期巡回の訪問介護や利用者の通報による随時の訪問サービス、利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを組み合わせたサービスを提供する夜間対応型訪問介護について、民間事業者に整備を働きかけるとともに、必要な支援を行いません。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	1箇所	新規1箇所 計2箇所

5 福祉のまちづくりの推進

【施策の方向】

心身の状態、年齢、性別に関わらず、人生の全ての段階で、安心して自由に地域での様々な活動に参加できる環境を実現し、だれもが安全で快適な生活を選択できる、人にやさしいまちづくりを目指していきます。

《個別事業》

(1) とともに住む空間づくり

道路や公園、建物などまち全体を安全で快適な空間とするため、ハード面を中心とした整備を図ります。

各論第 1 章 施策・個別事業の展開

高齢者が安心して歩ける道路の整備 [計画課ほか]

福祉のまちづくり 200 人モニターの意見を反映させ、交差点（区道）の整備・改良を進めます。

区分	現況（平成 20 年度末見込み）	平成 21～23 年度の整備量・事業量等
継続	整備・改良工事 41 箇所 / 19 年度 整備・改良工事 20 箇所 / 20 年度	整備・改良工事 20 箇所 / 21 年度 整備・改良工事 20 箇所 / 22 年度

快適に安心して使える公園の整備 [公園緑地課]

公園内にある施設をだれもが快適に安心して使えるよう整備します。豊玉公園をモデル公園に選定し、改修工事を行います。また、モデル公園の検証を行います。

区分	現況（平成 20 年度末見込み）	平成 21～23 年度の整備量・事業量等
充実	モデル公園実施設計	モデル公園改修工事 / 21 年度 平成 22 年度以降は、通常の公園 整備・改修事業内として実施 モデル公園の検証

交通機関の円滑な利用支援 [交通企画課ほか]

駅舎や駅前広場などでの移動を円滑にするため、案内や案内表示などを分かりやすく工夫・改良します。

区分	現況（平成 20 年度末見込み）	平成 21～23 年度の整備量・事業量等
充実	既存の鉄道駅やその周辺地域の案内施設に係る意見・要望及び現状の課題や改善に向けた視点等を整理する。また、課題解決のために既存駅の実地調査やヒアリングを実施する。 利用者の意見の把握と整備事業への反映に向けた体制づくりの検討を行う。	調査・検討結果をもとに、江古田・石神井公園駅の整備に反映させるべき項目を絞り込み、鉄道事業者等とともに実現に向けた検討を行う。 / 21 年度 江古田駅駅舎完成予定 / 22 年度 石神井公園駅駅舎完成予定 / 23 年度

既存区立施設のバリアフリー化促進 [地域福祉課ほか]

既存の区立施設のバリアフリー化を促進するため、大規模改修の際には利用者の意見を反映させたいうで、改修計画を策定します。

区分	現況(平成20年度末見込み)	平成21~23年度の整備量・事業量等
継続	対象となる施設を選定し、利用者の意見の聞き取り方法、時期、項目等について検証する。	大規模改修施設 1件 既存建築物バリアフリーアドバイスの仕組みをつくる。

建物トータルマネジメントマニュアルの発行 [地域福祉課ほか]

人的なサービスや案内表示、設備の配置など建物を活かす建物管理・運営等に関するマニュアルを発行します。

区分	現況(平成20年度末見込み)	平成21~23年度の整備量・事業量等
継続	「建物サインづくりマニュアル」 2,000部/18年度 「建物利用ガイドづくりマニュアル」 2,000部/19年度 「(仮称)UDイベントマニュアル」 2,000部/20年度	マニュアルの発行 2,000部 /21~22年度

まちぐるみのバリアフリー化推進 [地域福祉課ほか]

面的な広がりがあるバリアフリー化を促進するため、地域で活動しているまちづくり協議会などに対して、利用者の視点から助言・提案を行います。

区分	現況(平成20年度末見込み)	平成21~23年度の整備量・事業量等
継続	福祉ケアセンター付近の改良工事実施 公共施設周りの電線類地中化工事実施 商店街バリアフリー化実現の検討	新規1地域で実施

(仮称)練馬区福祉のまちづくり条例の制定 [建築課ほか]

ユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら、バリアフリー法の委任事項をくみこんだ建築物等の整備基準、事業者等との協議の手続き等について条例に定めます。

区分	現況(平成20年度末見込)	平成21~23年度の整備量・事業量等
新規	区民懇談会(12回開催) 検討委員会(7回開催)	素案策定 議案提出 条例施行/22年度

各論第1章 施策・個別事業の展開

(2) 互いに理解を深める「気づき」のネットワークづくり

だれもが暮らしやすいまちにするため、一人ひとりの違いに“気づき”認め合うことができるネットワークづくりに取り組みます。

出会いと学びの場の提供 [地域福祉課ほか]

地域組織や学校などにおいて、福祉のまちづくりに関する学習プログラムを実施する際、プログラムの検討などを支援する「福祉のまちづくり学びコーディネーター」の仕組みについて検討します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	福祉のまちづくり学びコーディネーターモデル事業検討 パートナーシップ区民活動支援事業で、テーマ部門(普及啓発・学び活動助成)を実施	モデル事業の実施および本格実施

身近な地域の生活情報やルールに関する情報共有の仕組みづくり [地域福祉課ほか]

情報共有に関する実態を調査し、情報入手困難者に必要な情報を届ける方法を取りまとめ普及させます。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	高齢者、障害者を対象に、現行の練馬区公式ホームページに関するアンケート調査を実施。 福祉のまちづくりモニター等に、リニューアル後のホームページのイメージができあがった段階で、操作体験をしてもらう。 外国語版便利帳を発行し、それを元に外国語版ホームページを作成。	情報入手困難者の情報共有についての方針策定

安心して楽しく買い物ができる商店街づくり [商工観光課]

誰でもが、身近な場所で、安心して楽しく買い物ができる環境を整備するために、商店会が主体的に取り組む事業に対し、必要な支援を行います。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	いきいき商店街支援事業 にぎわい商店街支援事業	継続実施

災害時要援護者の支援ネットワークづくり [防災課][地域福祉課]

地域で実施する避難拠点訓練への要援護者の参加を促進していくとともに、要援護者を支援し助け合っていく「防災ネットワーク」づくりを進めます。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	<p>災害時要援護者登録制度により、地域福祉課が作成した災害時要援護者名簿を区民防災組織に提供するための説明会を、区民防災組織である「防災会」を対象に区内全20地区にて実施。</p> <p>この際、事業を円滑に進めるための活動ハンドブックを作成。</p> <p>また名簿の提供を希望する団体に対して災害時要援護者名簿を提供。</p>	<p>区の把握する福祉サービス等の情報の活用を検討し、災害時に支援が必要とされる方へ、名簿登録を積極的に勧奨することで登録者数の増加を図る。名簿登録者も一緒に参加する防災訓練を区内数地区で開催する。</p> <p>地域の防災会や民生児童委員への名簿提供により、地域における見守り・訪問活動等に活用していく。</p>

「身近な地域でらくらく外出情報」の発信 [地域福祉課ほか]

一人での外出が困難な方のため、公共交通機関や移送サービスの利用に関する情報を収集・発信するNPO等を支援します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	<p>車いす利用者、高齢者、健常者等を対象に、移動と情報提供に関する実験(練馬駅～区役所間)実施</p> <p>おでかけハンドブックの改訂</p> <p>交通セミナーの後援</p>	<p>NPO等との協働による新規事業1件</p>

(3) 推進体制の整備

区民や事業者と協働で福祉のまちづくりを進めていくために、推進体制を整備します。

福祉のまちづくり200人モニター [地域福祉課]

道路や公園、公共建築物、サービスなどを福祉のまちづくりの視点から改善するため、区民モニター制度を設けます。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	<p>登録数200人</p>	<p>登録数200人</p> <p>(毎年100人募集、任期は2年間)</p>

各論第 1 章 施策・個別事業の展開

福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援 [地域福祉課]

福祉のまちづくり総合計画の基本方針等の実現につながる区民の主体的な企画提案に対し、支援します。

区分	現況（平成 20 年度末見込み）	平成 21～23 年度の整備量・事業量等
継続	支援団体数 12 団体 / 18 年度 13 団体 / 19 年度 15 団体 / 20 年度	支援団体数 15 団体 / 年

福祉のまちづくりを推進する区民協議会 [地域福祉課]

さまざまな意見を取り入れながら福祉のまちづくりを推進するため、区民や学識経験者、事業者などから構成される協議会を設けます。

区分	現況（平成 20 年度末見込み）	平成 21～23 年度の整備量・事業量等
継続	第 2 期区民協議会を設置(公募区民は 27 人中 10 人、任期は平成 20～21 年度までの 2 年間)	区民協議会を継続 / 21 年度 総合計画改定のための会議を設置 / 22 年度

基本施策

地域で支える仕組みづくり

《施策》

1 地域団体等との連携体制づくり

《個別事業》

- (1) 地域包括支援センターを中心とした総合相談・地域包括ケア体制の構築

《施策》

2 参加と協働による地域福祉活動の推進

《個別事業》

- (1) 地域福祉活動拠点の整備
- (2) 地域福祉活動との協働・支援
- (3) NPO活動支援センターの活動の充実

《施策》

3 地域における支え合いの推進

《個別事業》

- (1) 地域支え合いネットワークの構築
- (2) 見守り訪問事業
- (3) 患者・家族会の育成・支援

《施策》

4 高齢者の地域生活支援

《個別事業》

- (1) 高齢者福祉電話
- (2) 緊急通報システムの貸与
- (3) 居宅火災予防設備の設置
- (4) 高齢者の生活ガイドの発行

《施策》

5 権利擁護と利用者保護の仕組みづくり

《個別事業》

- (1) 成年後見制度の利用支援
- (2) 福祉サービスの情報提供
- (3) 苦情調整機関による対応

現状と課題

- 1 区は、高齢者の総合相談・支援窓口として地域包括支援センターを設置しています。地域で活動する団体等との協働を進めて行く際にも中心的な役割を担い、連携体制の要として機能する必要があります。
- 2 高齢者が住み慣れた地域での生活を続けていくためには、公的なサービスだけでなく、地域のNPO（Non-Profit Organization 「非営利組織（団体）」）や、ボランティアなどが行うサービスの充実も欠かせません。これらの地域福祉活動に取り組む団体等の活動を活性化させるための支援が重要です。
- 3 高齢者の地域での日常生活を支える最も身近な存在は、同じ地域で暮らす家族や近隣住民の方々です。地域の方を巻き込んだ活動を展開し、皆で見守り・支えあう体制の充実に向けた取り組みが求められています。
- 4 ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の増加に伴い、地域や近隣と接点が少ない高齢者が増えていると推測されます。高齢者が孤立せずに住み慣れた地域で安心して日常を過ごせるよう、必要な支援を行う必要があります。
- 5 高齢期に入ると、認知症など様々な理由で判断能力が衰える場合があります。成年後見制度や、日常的な金銭管理等を安心して任せられる福祉サービスなどの利用促進が必要です。

1 地域団体等との連携体制づくり

【施策の方向】

地域包括支援センターを中心に、本所・支所が中心となって、地域で活動する様々な団体等と連携・協働できる体制をつくっていきます。

《個別事業》

(1) 地域包括支援センターを中心とした総合相談・地域包括ケア体制の構築

[在宅支援課]

高齢者の保健・福祉についての総合相談窓口となる地域包括支援センター本所・支所を核として、地域の人々と連携し、見守りや支え合い等のネットワーク化を図ります。また、本人に合ったサービス提供のためのケアマネジメントを行います。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	地域包括支援センター本所 4箇所 地域包括支援センター支所 19箇所	地域包括支援センター本所 4箇所 地域包括支援センター支所 22箇所（新規3箇所）/21年度

2 参加と協働による地域福祉活動の推進

【施策の方向】

ボランティアやNPOなどによる区民の自発的な活動は、無償、有償を問わず、地域における福祉活動の大きな力になっています。この力をさらに大きなものとするため支援します。

《個別事業》

(1) 地域福祉活動拠点の整備 [地域福祉課]

地域福祉の活動拠点の場を提供し、地域の活動団体などに運営を委託する相談情報ひろば事業を実施します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	相談情報ひろば 7箇所 相談情報ひろばの目的等、今後の方向性の見直し。	見直しに基づく新たな事業の方向性による、地域福祉活動拠点の整備を促進する。

(2) 地域福祉活動との協働・支援 [地域福祉課]

補助金の対象範囲を拡大し、「地域福祉の普及・啓発」についても対象とするとともに、地域福祉活動の担い手やリーダーを養成する講座を開催します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	非営利地域福祉活動団体への支援 19団体 地域福祉普及啓発団体への支援 9団体 地域福祉活動提案団体への支援 2団体	非営利地域福祉活動団体への支援 19団体/年 地域福祉活動協働提案の募集・選考 継続

各論第1章 施策・個別事業の展開

(3) NPO活動支援センターの活動の充実 [地域振興課]

NPOやボランティア団体の活動を推進するため、NPO活動支援センターの活動を充実します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	相談事業 人材確保・育成事業 情報受発信・団体間ネットワークの構築事業 講座・イベント実施事業 運営協議会（交流会）全18回実施	第3期計画期間に実施した事業の効果を検証し、NPO活動支援センター事業を充実し、継続する。

3 地域における支え合いの推進

【施策の方向】

住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けられるようにするため、地域住民等が主体となった取り組みを支援することで、地域の連携によるネットワークの活性化を促進し、高齢者の虐待やひとりぐらし高齢者の孤立を防いでいきます。

《個別事業》

(1) 地域支え合いネットワークの構築 [在宅支援課]

在宅介護支援センターを核として、地域のボランティアを主体とした、高齢者の見守りネットワークを充実させていきます。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	ミニ地域ケア会議の開催 19箇所 4回 よりあいひろば事業 19箇所 18回	ミニ地域ケア会議の開催 22箇所 4回/年 よりあいひろば事業 22箇所 18回/年

(2) 見守り訪問事業 [在宅支援課]

65歳以上のひとりぐらし高齢者を対象に、地域のボランティアが訪問員となり、定期的に見守ることにより、安否確認を図ります。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	利用者 500人 見守り訪問員 200人	利用者 1,000人/23年度 見守り訪問員 200人/23年度

(3) 患者・家族会の育成・支援 [保健相談所]

地域では病気や障害を持ちながら療養生活を送っている患者やその家族等が、それぞれに「患者会」「家族会」をつくり、情報交換や学習会を開催するなど相互に交流を図っています。患者・家族同士の交流を促進するため、患者・家族の会の育成や支援を行います。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	利用者 延べ1,700人	利用者 延べ1,600人/年

4 高齢者の地域生活支援

【施策の方向】

介護を要する高齢者や、ひとりぐらし・高齢者のみの世帯の方など、様々な状況にある高齢者が、住み慣れた地域での生活を続けられるよう、必要な支援を行っていきます。

《個別事業》

(1) 高齢者福祉電話 [在宅支援課]

65歳以上のひとりぐらし高齢者に、週1回の電話を行うことにより、安否確認と孤独感の緩和を図ります。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	対象者 220人	対象者 280人/23年度

(2) 緊急通報システムの貸与 [在宅支援課]

常時注意を要する慢性疾患のある高齢者を対象に、緊急通報システム機器を貸与し、在宅生活が安心して送れるように支援します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	利用者 270人	利用者 500人

各論第1章 施策・個別事業の展開

(3) 居宅火災予防設備の設置 [在宅支援課]

生活環境や健康状態など危険度の高いひとりぐらし高齢者等を対象に、火災予防設備を設置します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	火災警報器・自動消火器設置 280件	平成21年度は継続。22年度以降は、火災予防条例により、平成22年4月1日までに、全ての住宅に火災警報器の設置が義務付けられるため、制度のあり方について検討する。

(4) 高齢者の生活ガイドの発行 [高齢社会対策課]

高齢者の保健福祉サービスなどの情報を冊子により提供します。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	15,000部 / 20年度	20,000部 / 年

5 権利擁護と利用者保護の仕組みづくり

【施策の方向】

高齢者の権利擁護や、保健・福祉サービスの利用者を保護するための仕組みづくりに積極的に取り組んでいきます。

《個別事業》

(1) 成年後見制度の利用支援 [地域福祉課]

判断能力が十分でない高齢者などの権利を擁護するため、区報や講演会・研修会などを活用し、区民や保健福祉関係者に成年後見制度について周知します。

また、権利擁護センター「ほっとサポートねりま」(練馬区社会福祉協議会が運営)が取り組む、後見人を対象とする研修会や連絡会、成年後見制度に関する地域支援ネットワークの構築を支援します。

今後は、広く後見人となる人材を確保するため、社会貢献型後見人の充実も図ります。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	成年後見制度等に関する相談受付 600件 / 20年度 社会貢献型後見人による受任 1件 / 20年度	成年後見制度等に関する相談受付 750件 / 22年度 社会貢献型後見人による受任件数の拡大を図る

(2) 福祉サービスの情報提供 [地域福祉課]

介護保険サービスや支援費サービスなどの事業者が提供するサービスだけでなく、NPOやボランティア団体による家事援助サービスなどについても、情報提供を行います。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
充実	地域福祉団体の紹介 69団体 （うち福祉サービス提供団体 14団体）	地域福祉団体の紹介 70団体 （うち福祉サービス提供団体 15団体）

(3) 苦情調整機関による対応 [地域福祉課]

保健福祉サービスの利用に関する苦情を受け付ける第三者機関として設置されている保健福祉サービス苦情調整委員の機能を拡充し、区の行政サービス全般にかかる苦情等について相談を受け、救済を図ります。

区分	現況（平成20年度末見込み）	平成21～23年度の整備量・事業量等
継続	保健福祉サービス苦情調整委員 苦情・相談件数（高齢者分野） 85件	保健福祉サービス苦情調整委員 苦情・相談件数（高齢者分野） 90件/年

第2章 介護保険事業の展開

第1節 介護保険サービスの利用量見込等

(1) 予防給付サービスの利用量見込および確保のための方策

第4期計画における予防給付サービスの利用量は、第3期計画期間中の実績に基づき、引き続き増加傾向を維持するものとして推計しています。

平成18年度の介護保険法改正により体系化された予防給付サービスは、今後ますます進展する高齢社会において、介護度の重度化を予防し、要介護者の増加を抑えるために重要です。第4期計画期間には、制度の定着化による普及が進み、サービス利用量も増加すると予測されています。

区は、多様なサービス提供事業者の参入や事業拡大が促進され、利用者がより質の高いサービスを受けられるよう、情報提供・相談援助により事業者への支援を行っていきます。

(給付費単位：百万円)

サービスの種類	単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護予防訪問介護	人数/月	1,504	1,593	1,629
	給付費/年	327	346	354
介護予防訪問入浴介護	回数/月	0	0	0
	人数/月	0	0	0
	給付費/年	0	0	0
介護予防訪問看護	回数/月	131	139	143
	人数/月	38	41	42
	給付費/年	11	12	12
介護予防訪問リハビリテーション	日数/月	12	13	14
	人数/月	3	3	3
	給付費/年	1	1	1
介護予防居宅療養管理指導	人数/月	106	133	167
	給付費/年	11	13	15
介護予防通所介護	人数/月	503	547	572
	給付費/年	249	271	285
介護予防通所リハビリテーション	人数/月	63	67	68
	給付費/年	38	40	41

サービスの種類	単 位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防短期入所生活介護	日数/月	77	84	88
	人数/月	13	14	15
	給付費/年	6	7	7
介護予防短期入所療養介護	日数/月	3	4	4
	人数/月	2	2	3
	給付費/年	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	人数/月	116	128	142
	給付費/年	152	166	184
介護予防福祉用具貸与	人数/月	134	142	146
	給付費/年	10	10	11
特定介護予防福祉用具販売	人数/月	19	20	21
	給付費/年	6	6	6
住宅改修	人数/月	25	28	31
	給付費/年	36	41	46
介護予防支援	人数/月	1,955	2,070	2,115
	給付費/年	111	118	120
予防給付サービス費	給付費/年	957	1,030	1,082

百万円単位で端数処理しているため、合計数値が合わない場合があります。

地域密着型サービスにおける予防給付は、「(4) 地域密着型サービスの利用量見込および確保のための方策」の項(141ページ参照)に記載しています。

各論第2章 介護保険事業の展開

(2) 介護給付 居宅サービスの利用量見込および確保のための方策

第4期計画における居宅サービスの利用量は、第4期計画期間中の要介護認定者数推移と施設整備計画に基づく居宅サービス利用者数に基づき見込んでいます。

居宅サービスは、訪問介護等の訪問系サービス、通所介護等の通所系サービス、短期入所サービスのいずれも、民間事業者を主とする多様なサービス提供事業者の参入により、利用者が主体的に選択し、必要なサービスを利用しています。

第4期計画期間では、要介護認定者数の増加により必要なサービス量は増加していきます。また、少子高齢化の影響により、在宅で介護する家族の負担増や、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯など介護者がいない、または介護する側も高齢者といった、介護に困難を伴う状況が増加することが予測されます。

多くの要介護者が、可能な限り住み慣れた地域で安心して在宅生活を送るためには、サービス内容が利用者にとって分かりやすいものであることが必要となります。

区は、適切で十分なサービス給付が行われる状態を目指します。そのために、サービス利用者に対しては、わかりやすい情報提供を行います。また、サービス提供事業者に対しては、保険者としての指導を行うとともに、必要な相談・援助を行い、サービス提供量が確保されるよう努めていきます。

(給付費単位：百万円)

サービスの種類	単 位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問介護	回数/月	117,963	118,226	118,555
	人数/月	6,650	6,776	6,882
	給付費/年	5,644	5,658	5,675
訪問入浴介護	回数/月	2,506	2,525	2,557
	人数/月	566	570	577
	給付費/年	395	398	403
訪問看護	回数/月	7,320	7,371	7,396
	人数/月	1,421	1,423	1,432
	給付費/年	737	741	743
訪問リハビリテーション	日数/月	588	601	612
	人数/月	154	157	160
	給付費/年	36	37	37
居宅療養管理指導	人数/月	2,285	2,445	2,616
	給付費/年	311	333	356

各論第2章 介護保険事業の展開

サービスの種類	単 位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
通所介護	回数/月	35,021	35,668	36,318
	人数/月	4,288	4,378	4,467
	給付費/年	3,632	3,678	3,729
通所リハビリテーション	回数/月	6,646	6,775	6,919
	人数/月	990	1,012	1,034
	給付費/年	777	786	798
短期入所生活介護	日数/月	6,730	6,761	6,838
	人数/月	884	889	901
	給付費/年	696	697	703
短期入所療養介護	日数/月	912	918	936
	人数/月	116	117	118
	給付費/年	112	112	114
特定施設入居者生活介護	人数/月	1,132	1,285	1,342
	給付費/年	2,583	2,942	3,071
福祉用具貸与	人数/月	5,963	6,025	6,081
	給付費/年	1,062	1,064	1,067
特定福祉用具販売	人数/月	178	182	185
	給付費/年	74	78	81
住宅改修	人数/月	112	116	119
	給付費/年	173	178	183
居宅介護支援	人数/月	10,842	11,046	11,243
	給付費/年	1,630	1,653	1,677
介護給付サービス費	給付費/年	17,861	18,356	18,639

百万円単位で端数処理しているため、合計数値が合わない場合があります。

各論第2章 介護保険事業の展開

(3) 介護保険施設サービスの利用量見込および確保のための方策

第4期計画における介護保険施設サービスの利用量は、第3期計画期間中の利用量実績をもとに、第4期計画における施設整備計画に基づきサービス量を見込んでいます。

居宅サービスをはじめとする在宅介護の充実を図る一方、安心して在宅介護を続けるため、いざというときに入所可能な施設等の整備を進めていくことが欠かせません。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、いまだ多くの待機者がいる状況です。第4期計画では、入所が急がれる重度要介護者が適切な介護を受けられるよう、施設整備を促進する必要があります。区内の土地所有者に土地活用の選択肢の一つとして、介護保険施設等を考慮していただけるよう「土地活用セミナー」を開催するほか、公有地の活用を検討していきます。

介護老人保健施設は、急性期の治療後に在宅生活への復帰を目指す要介護者を受け入れ、在宅と施設の生活をつなぐ機能を果たしており、身近な地域に整備されている必要があります。また、平成23年度末に予定されている介護療養型医療施設の廃止に伴い、転換先の一つとしても期待されており、円滑な転換を支援していきます。

介護療養型医療施設は、平成23年度末までに他の施設等への転換が見込まれています。療養病床に入院している要介護者・家族が不安を抱かないよう、施設に対して情報提供を行い、相談に応じていく必要があります。

区は、特別養護老人ホームや介護老人保健施設の施設整備にあたり、都の補助金に上乗せして補助金を交付しています。第4期計画期間には、施設整備の一層の促進を図るため、補助金の見直しを行います。また、介護療養型医療施設の他種別の施設への転換を支援するための補助制度を新たに設けます。

（給付費単位：百万円）

サービスの種類	単 位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護老人福祉施設	人数/月	1,627	1,697	1,717
	給付費/年	5,025	5,249	5,321
介護老人保健施設	人数/月	807	1,084	1,137
	給付費/年	2,553	3,462	3,647
介護療養型医療施設	人数/月	544	544	544
	給付費/年	2,494	2,494	2,494
療養病床（医療保険適用）からの転換分	人数/月	0	0	0
	給付費/年	0	0	0
介護保険施設サービス費	給付費/年	10,073	11,206	11,463

百万円単位で端数処理しているため、合計数値が合わない場合があります。

(4) 地域密着型サービスの利用量見込および確保のための方策

第4期計画における地域密着型サービスの利用量は、制度周知の浸透に伴い徐々に利用者が増加していることを踏まえながら、第4期計画期間中の地域密着型サービス拠点の整備計画に基づきサービス量を見込んでいます。

住み慣れた地域での生活を支える地域密着型サービスの重要性はますます高まっています。認知症高齢者の増加に伴い、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）や認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービスセンター）の整備が急がれています。必要なサービス提供量確保のため、日常生活圏域にとらわれず柔軟に整備を進めていきます。

また、通所・訪問・宿泊を組み合わせ利用できる小規模多機能型居宅介護については、比較的小規模な用地でも設置可能であるため、各日常生活圏域において積極的に整備を促進していきます。

夜間対応型訪問介護は利用実績が少なく、また、地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）は経営上の困難さから、整備が進まない状況です。利用者やサービス提供事業者に対し、制度の周知を図るとともに、事業者への相談・援助体制を整え、参入促進を図ります。

地域密着型サービス拠点の整備に対し、区は国の交付金と都の補助金を活用し、事業者に対して補助金を交付しています。

補助金は、施設整備費補助のほか、小規模多機能型居宅介護等の拠点の開所初年にかかる設備整備費補助を創設し、事業者を支援してきました。

第4期計画期間では、地域密着型サービスの整備を更に促進するため、補助金制度の見直しを行います。

（給付費単位：百万円）

サービスの種類	単 位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	人数/月	0	0	27
	給付費/年	0	0	69
認知症対応型共同生活介護（ ）	人数/月	312	366	436
	給付費/年	1,272	1,469	1,665
小規模多機能型居宅介護（ ）	人数/月	152	252	402
	給付費/年	367	611	977

各論第2章 介護保険事業の展開

サービスの種類	単 位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
認知症対応型通所介護（ ）	回数/月	3,370	3,389	3,419
	人数/月	348	350	354
	給付費/年	464	465	467
夜間対応型訪問介護	人数/月	203	249	260
	給付費/年	41	48	49
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数/月	0	0	0
	給付費/年	0	0	0
地域密着型サービス費	給付費/年	2,144	2,593	3,229

百万円単位で端数処理しているため、合計数値が合わない場合があります。
数値は地域密着型サービスにおける予防給付を含んでいます。

(5) 地域密着型サービス拠点の整備量見込

地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）
整備の方針は 122 ページ参照。

日常生活圏域		練馬	光が丘	石神井	大泉	区内計
平成 20 年度	事業所数	0	0	0	0	0
	定員	0	0	0	0	0
平成 23 年度	事業所数	1		1		2
	定員	27		27		54

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
整備の方針は 122 ページ参照。

日常生活圏域		練馬	光が丘	石神井	大泉	区内計
平成 20 年度	事業所数	4	2	5	5	16
	定員	54	36	78	72	240
平成 23 年度	事業所数	27				27
	定員	438				438

小規模多機能型居宅介護

整備の方針は123ページ参照。

日常生活圏域		練馬	光が丘	石神井	大泉	区内計
平成20年度	事業所数	1	1	1	1	4
	定員	25	25	25	25	100
平成23年度	事業所数	4	4	4	4	16
	定員	100	100	100	100	400

認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービスセンター）

整備の方針は123ページ参照。

日常生活圏域		練馬	光が丘	石神井	大泉	区内計
平成20年度	事業所数	3	7	4	3	17
	定員	54	70	43	34	201
平成23年度	事業所数	4	7	5	5	21
	定員	66	70	55	58	249

夜間対応型訪問介護

整備の方針は123ページ参照。

日常生活圏域		練馬	光が丘	石神井	大泉	区内計
平成20年度	事業所数	1	0	0	0	1
平成23年度	事業所数	1		1		2

第2節 地域支援事業の利用量見込および確保のための方策

地域支援事業は、平成18年度の介護保険法改正による創設以来、多くの高齢者が、いつまでも元気でいきいきと地域での生活を送れるよう、一般・特定高齢者施策として様々なサービスを提供しています。しかしながら、普及が進んでいないことや、特定高齢者としてサービス利用に至るまでの手続きの複雑さなどの理由により利用者数は伸び悩み、平成19年度の参加者は対象者の5%未満という結果でした。

それぞれのサービスの必要性についての理解を深めるための普及促進に積極的に取り組むとともに、認知症予防等、喫緊の課題への早期対策や、地域の中で介護予防を推進する方を養成し、区と協働して事業を実施するなど、サービス利用を促進するため、様々な取組を行っていきます。

また、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯や日中独居者といった孤立しがちな高齢者や、その家族等へは、サービスの積極的な利用を働きかけるとともに、区民・関係機関・行政のネットワークの強化を図ることで地域ぐるみの介護を実現できるよう体制を整えていきます。

平成18年度の介護保険法改正により、それまで一般財源等で実施してきた事業等が、地域支援事業として介護保険料で負担する事業へ組み替えられました。そのため、サービス給付にかかる経費は増大しており、第1号被保険者にとって負担増となっています。

このような状況を踏まえると、新たに第1号被保険者に負担を上乗せする市町村特別給付の実施については、慎重に対応すべきと考えています。

(1) 地域支援事業の費用額等見込

地域支援事業の費用額

(単位：千円)

事業名		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
介護予防 事業	介護予防特定高齢者施策			
	特定高齢者把握事業	351,987	394,126	423,675
	通所型介護予防事業	51,717	59,505	63,498
	訪問型介護予防事業	2,951	3,230	3,230
	介護予防特定高齢者施策評価事業	82	82	82
	介護予防一般高齢者施策			
	介護予防普及啓発事業	21,387	25,379	25,597
	地域介護予防活動支援事業	5,804	5,804	5,804
	介護予防一般高齢者施策評価事業	0	50	50
介護予防事業の費用額		433,928	488,176	521,936

事業名		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
包括的 支援事業	総合相談支援事業	地域包括支 援センター 本所4箇所 支所22箇所	地域包括支 援センター 本所4箇所 支所22箇所	地域包括支 援センター 本所4箇所 支所22箇所
	権利擁護事業			
	介護予防ケアマネジメント事業			
	総括的・継続的ケアマネジメント支援事業			
包括的支援事業の費用額		520,577	520,577	520,577
任意事業	介護給付等費用適正化事業	9,037	9,102	9,134
	家族介護支援事業	10,421	21,694	26,019
	その他事業	300	300	300
任意事業の費用額		19,758	31,096	35,453
地域支援事業の費用額合計		974,263	1,039,849	1,077,966

千円単位で端数処理しているため、合計数値が合わない場合があります。

地域支援事業の交付金の見込額

(単位：千円)

事業名		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
地域支援事業費		974,263	1,039,849	1,077,966
保険給付費見込額に対する割合		3.00%	3.00%	3.00%
介護予防事業	介護予防事業	433,928	488,176	521,936
	保険給付費見込額に対する割合	1.34%	1.41%	1.45%
包括的支援事業及び任意事業		540,335	551,673	556,030
保険給付費見込額に対する割合		1.66%	1.59%	1.55%

千円単位で端数処理しているため、合計数値が合わない場合があります。

〔地域支援事業の費用額〕

地域支援事業(全体)	3.0 %以内
介護予防事業	2.0 %以内
包括的支援事業 + 任意事業	2.0 %以内

各論第2章 介護保険事業の展開

(2) 介護予防事業の見込量

介護予防特定高齢者施策

事業名	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
特定高齢者把握事業（生活機能評価健診）	件/年	72,000	72,700	73,600
高齢者筋力向上トレーニング	人/年	210	210	210
転倒・骨折予防事業 （転倒予防のための体力づくり教室）	人/年	180	210	210
栄養改善事業 （若さを保つ栄養教室）	人/年	50	60	70
口腔機能向上事業 （しっかりかんで元気応援教室）	人/年	180	330	420
訪問型介護予防事業	人/年	30	40	50
特定高齢者施策評価事業	回/年	2	2	2

介護予防一般高齢者施策

事業名	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
介護予防小冊子等作成	部/年	17,000	17,000	17,000
講演会実施	回/年	63	63	63
健康教育教室	回/年	175	175	176
よりあいひろば事業	回/年	396	396	396
通信教育型介護予防事業	人/年	-	300	300
介護予防キャンペーン事業	回/年	7	8	9
認知症予防啓発事業	回/年	109	109	109
介護予防推進員支援	人/年	100	150	200
認知症予防プログラム事業	人/年	3,312	3,312	3,312
認知症予防推進員育成事業	人/年	800	800	800
一般高齢者施策評価事業	回/年	1	1	1

(3) 包括的支援事業の見込量

事業名	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
地域包括支援センター本所・支所の運営	箇所	本所4 支所22	本所4 支所22	本所4 支所22

(4) 任意事業の見込量

介護給付等費用適正化事業

事業名	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
ケアプラン標準化	所/年	50	50	50
介護給付費明細書通知	回/年	2	2	2

家族介護支援事業

事業名	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
家族介護者教室	回/年	136	136	136
認知症高齢者徘徊探索サービス	件/年	38	45	49
認知症理解普及促進等事業	回/年	21	21	21
認知症高齢者支援ネットワーク事業	回/年	5	5	5
家族介護慰労事業	件/年	14	14	14
紙おむつなどの支給	件/年	38,916	41,916	44,916
認知症高齢者の家族・介護者支援事業	回/年	32	418	804

その他

事業名	単位	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
住宅改修理由書作成業務補助	件/年	150	150	150
食事サービス（配食サービス）	食/年	228,735	228,735	228,735
高齢者緊急保護事業	件/年	15	15	15

第3節 第4期計画期間における介護保険料

区は、公募区民、専門家、学識経験者から構成される「介護保険運営協議会」(108ページ参照)から、第4期介護保険料の設定にあたり配慮すべき事項として、以下の提言を受けています。区は、これらの提言を踏まえ、第4期介護保険料を設定しています。

保険料率の設定にあたっては、低所得者層に配慮すること。
 多段階制度を活用し、きめ細かな保険料段階となるよう検討すること。
 平成20年度まで実施された、激変緩和措置の対象者の介護保険料について配慮すること。
 介護保険給付費準備基金については、制度の趣旨に基づき積極的な活用を検討すること。
 介護従事者処遇改善臨時特例交付金については、制度の趣旨に基づき積極的に活用すること。

第1号被保険者の所得区分ごとの人数や、税制改正に伴って実施してきた「激変緩和措置」の終了等を勘案し、介護保険料の所得段階設定を第3期計画時の7段階から、12段階に多段階化しています。また、これまで区独自で実施してきた生計困難者に対する介護保険料軽減策については、引き続き実施します。

(1) 第4期計画期間に要する介護給付等の見込

第4期計画期間における介護保険料を算定するにあたって必要となる介護給付費等の見込額は次のとおりです。

介護給付費等の見込額 (単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	計
予防給付サービス費	957	1,030	1,082	3,069
介護給付サービス費	17,861	18,356	18,639	54,856
施設サービス給付費	10,073	11,206	11,463	32,742
地域密着型サービス給付費	2,144	2,593	3,229	7,966
地域支援事業費	974	1,040	1,078	3,092
小計	32,010	34,225	35,490	101,725
特定入所者介護サービス費	891	918	946	2,755
高額介護サービス費	548	559	575	1,681
審査支払手数料	52	54	55	161
調整交付金差額	400	427	443	1,270
財政安定化基金拠出金	0	0	0	0
市町村特別給付費等	5	5	5	14
総計	33,907	36,187	37,513	107,606

百万円単位で端数処理しているため、合計数値が合わない場合があります。

(2) 第4期計画期間における第1号被保険者の負担割合

介護保険財源の基本構成は、被保険者が負担する介護保険料によるものが50%です。このうち、20.0%が第1号被保険者の負担となります。残りの50%は、国・都・区の公費から支出しています。

介護保険財源の基本構成

	給付費に対する負担率
第1号被保険者負担率	20.0%
第2号被保険者負担率	30.0%
国の負担率	25.0%
東京都の負担率	12.5%
練馬区の負担率	12.5%

施設給付等の財源については、国の負担が20.0%、東京都の負担が17.5%となります。

(3) 第4期計画期間における第1号被保険者の保険料で賄うべき額

第4期計画期間における、第1号被保険者の保険料で賄うべき額は、総経費1,076億600万円のうち、225億4,800万円です。

しかし区では、介護保険給付費準備基金35億4,900万円を取り崩すとともに、国からの介護従事者処遇改善臨時特例交付金4億4,300万円を活用することにより、第1号被保険者が賄うべき必要保険料額を185億5,600万円に抑制しています。

介護保険料算定基礎額 (単位：百万円)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	第4期 合計
総経費	33,907	36,187	37,513	107,606
第1号被保険者の保険料で賄うべき額 A	7,105	7,583	7,860	22,548
介護保険給付費準備基金取崩額 B	749	1,223	1,577	3,549
介護従事者処遇改善臨時特例交付金 C	293	150	0	443
必要保険料額 A - (B + C)	6,063	6,210	6,283	18,556

介護保険給付費準備基金・・・計画期間内における保険給付費等の変動に対応するため、第1号被保険者の介護保険料のうち、保険給費等に充てた後に生じた剰余金を原資として設置した基金です。

介護従事者処遇改善臨時特例交付金・・・介護従事者の処遇改善を図るため、平成21年度から介護報酬が改定されます。これによる介護保険料の急激な上昇を抑制するため、「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」が国から区市町村に交付されます。区では、交付のため新たに基金を設置します。

各論第2章 介護保険事業の展開

(4) 第4期計画期間における介護保険料

介護保険料の設定

(単位：円)

第3期(平成18~20年度)				第4期(平成21~23年度)			
段階	対象者	料率	年額 (月額)	段階	対象者	料率	年額 (月額)
1	・老齢福祉年金受給者で 世帯全員が特別区民 税非課税 ・生活保護受給者	0.500	23,700 (1,970)	1	同左	0.5	23,700 (1,970)
2	世帯全員が特別区民税 非課税で本人の課税年金 収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下	0.625	29,630 (2,470)	2	同左	0.5	23,700 (1,970)
3	世帯全員が特別区民税 非課税で第2段階に 該当しない	0.750	35,550 (2,960)	3	同左	0.7	33,180 (2,760)
4	本人が特別区民税非課 税で世帯の中に課税者 がいる	1.000	47,400 (3,950)	特 4	・本人が特別区民税非課税で 世帯の中に課税者がいる ・本人の合計所得金額が 80万円以下	0.8	37,920 (3,160)
				4	・本人が特別区民税非課税で 世帯に課税者がいる ・「特4段階」に該当しない	1.0	47,400 (3,950)
5	本人特別区民税課税で 合計所得金額が200万 円未満	1.250	59,250 (4,930)	5	本人特別区民税課税で 合計所得金額が125万円未満	1.1	52,140 (4,340)
				6	125万円以上 200万円未満	1.2	56,880 (4,740)
6	本人特別区民税課税で 合計所得金額が 200万円以上 800万円 未満	1.500	71,100 (5,920)	7	200万円以上 300万円未満	1.3	61,620 (5,130)
				8	300万円以上 400万円未満	1.4	66,360 (5,530)
				9	400万円以上 600万円未満	1.5	71,100 (5,920)
				10	600万円以上 800万円未満	1.6	75,840 (6,320)
7	本人特別区民税課税で 合計所得金額が800万 円以上	1.625	77,030 (6,410)	11	800万円以上 1,000万円未満	1.7	80,580 (6,710)
				12	1,000万円以上	1.8	85,320 (7,110)

(月額)は、年額を12ヵ月で除した場合の参考表示(10円未満切捨)です。また、実際の徴収額は表記の金額と異なる場合があります。

介護保険料の推移

期間	第1期			第2期			第3期			第4期			
年度	平成12～14年度			平成15～17年度			平成18～20年度			平成21～23年度			
基準月額	3,100円			3,300円			3,950円						
段階数	5段階						7段階			12段階			
段階・料率・年額(円)	段階	料率	年額(円)	段階	料率	年額(円)	段階	料率	年額(円)	段階	料率	年額(円)	
	1	0.50	18,600	1	0.50	19,800	1	0.50	23,700	1	0.50	23,700	
	2	0.75	27,900	2	0.75	29,700	2	0.625	29,700	2	0.50	23,700	
							3	0.75	35,550	3	0.70	33,180	
	3	1.00	37,200	3	1.00	39,600	4	1.00	47,400	特	4	0.80	37,920
										4	1.00	47,400	
	4	1.25	46,500	4	1.25	49,500	5	1.25	59,250	5	1.10	52,140	
										6	1.20	56,880	
	5	1.50	55,800	5	1.5	59,400	6	1.50	71,100	7	1.30	61,620	
										8	1.40	66,360	
										9	1.50	71,100	
										10	1.60	75,840	
										11	1.70	80,580	
7	1.625	77,030	12	1.80	85,320								

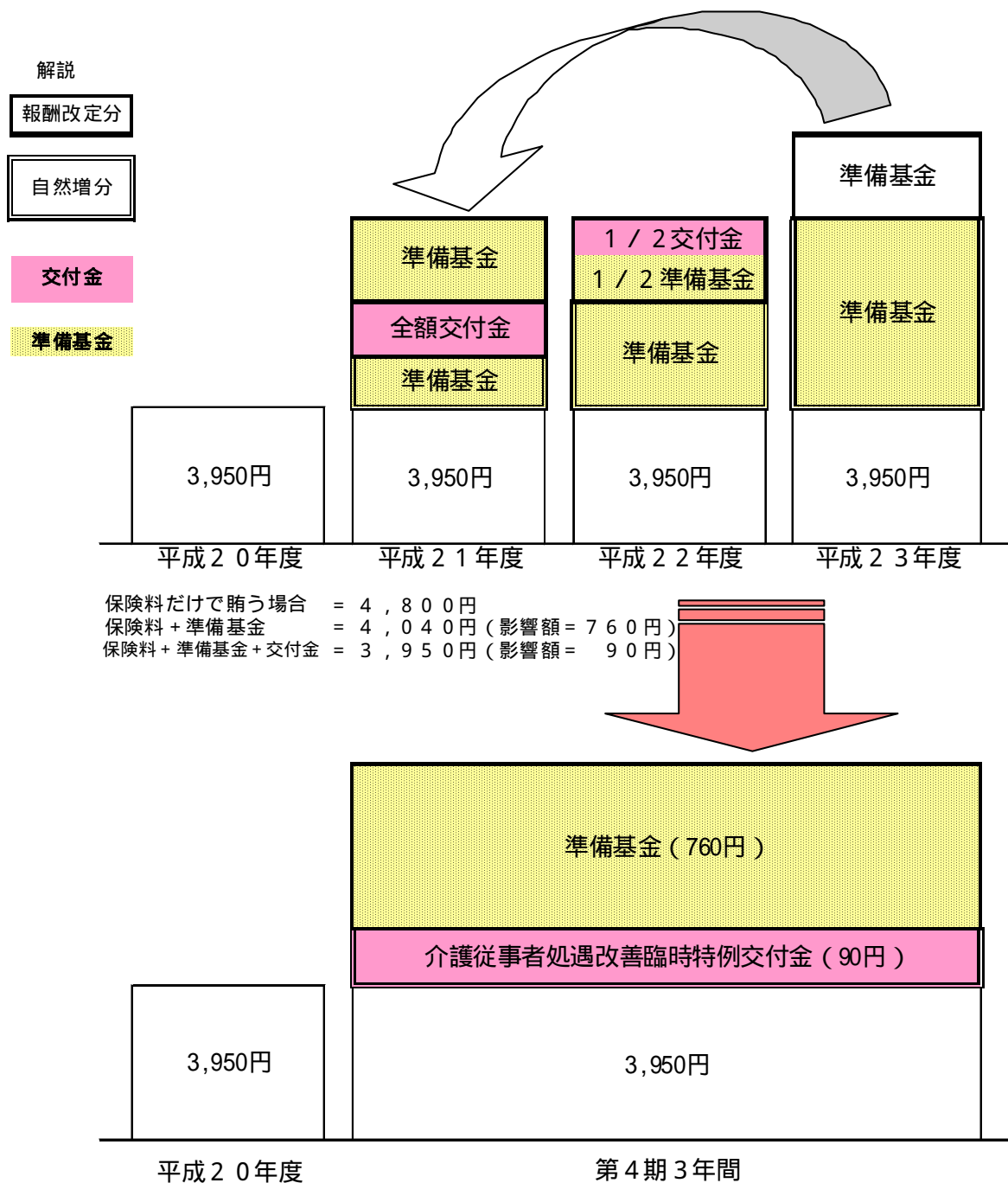
第1号被保険者の介護保険料年額は、介護保険条例で定めています。

介護従事者処遇改善臨時特例交付金の投入による標準月額保険料額の抑制

特例交付金を投入しない場合の標準月額保険料額	4,040円
------------------------	--------

特例交付金を投入する場合の標準月額保険料額	3,950円
-----------------------	--------

準備基金と特例交付金（国庫補助金）が保険料額に及ぼす影響



資料

1 区民等の意見の反映

(1) 高齢者保健福祉懇談会

練馬区高齢者保健福祉懇談会の設置について

平成 19 年 10 月 1 日

19 練福高第 1052 号

(設置)

第 1 老人保健法(昭和 57 年法律第 80 号)第 46 条の 18 および老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 8 の規定に基づき、平成 21 年度から 23 年度までを計画期間とする第 4 期高齢者保健福祉計画の策定にあたり、区民および識者の意見等を計画に反映させるため、練馬区高齢者保健福祉懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(構成)

第 2 懇談会は、つぎに掲げる者で区長が委嘱する委員により構成する。

- (1) 学識経験者 2 名程度
- (2) 高齢者の保健福祉関係者 10 名程度
- (3) 公募区民 6 名程度

2 懇談会に座長を置き、委員の互選により選出する。

3 座長は懇談会を主宰し、懇談会を代表する。

4 懇談会には座長が指名する副座長を置く。

5 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

(運営)

第 3 懇談会は座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に懇談会の出席を求め、意見を聴き、または説明を求めることができる。

(所掌事項)

第 4 懇談会は、つぎの事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 高齢者の保健福祉施策(原則として介護保険分野を除く)に関する事項
- (2) その他座長が必要と認める事項

(委員の任期)

第 5 懇談会委員の任期は、委嘱の日から区長に報告する日までとする。

(庶務)

第 6 懇談会の庶務は、福祉部高齢社会対策課で処理する。

(公開)

第 7 懇談会の会議は、公開とする。ただし、附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針(平成 13 年 2 月 27 日練企企発第 245 号)の定めるところにより非公開とすることができる。

(その他)

第 8 上記に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は座長が別に定める。

資料

開催の経過

開催年月日	回数	主な討議内容
平成 19 年 12 月 25 日 (火)	第 1 回	1 委員委嘱 2 座長・副座長選出 3 懇談会の進め方確認 4 懇談会検討課題(テーマ)選定
平成 20 年 1 月 21 日 (月)	第 2 回	1 第 3 期計画進捗状況確認 2 検討課題(テーマ)の整理
平成 20 年 3 月 17 日 (月)	第 3 回	1 練馬区高齢者基礎調査報告 2 (テーマ 1) 高齢者の社会参加 3 (テーマ 2) 高齢者センター ・敬老館のあり方
平成 20 年 4 月 21 日 (月)	第 4 回	1 (テーマ 3) ひとりぐらし高齢者、高齢者のみの世帯、日中独居者への支援
平成 20 年 5 月 26 日 (月)	第 5 回	1 (テーマ 4) 高齢期の住まい 2 (テーマ 5) 健康の保持・増進
平成 20 年 7 月 14 日 (月)	第 6 回	1 (テーマ 6) 在宅医療・介護の連携と充実 2 (テーマ 7) 高齢者の権利擁護
平成 20 年 8 月 6 日 (水)	第 7 回	1 報告書作成
平成 20 年 9 月 11 日		練馬区長へ報告書を提出

練馬区高齢者保健福祉懇談会委員名簿

選出区分	氏名	所属等
公募区民 (6名)	岩田 幸彦	春日町在住
	佐藤 忠雄	大泉町在住
	高橋 保孝	豊玉北在住
	長井 詳典	光が丘在住
	町田 夕起子	桜台在住
	渡辺 瞳	中村北在住
高齢者の 保健福祉 関係者 (9名)	赤地 光司	高野台クリニック 院長
	佐々木 賢	練馬区健康推進協議会委員
	田中 英雄	民生児童委員
	轟 守一	(社)練馬区シルバー人材センター会長
	永井 敦子	医療法人社団平真会 グループホーム澄・小規模多機能 ホーム薬師堂 ホーム長・介護支援専門員
	早船 良雄	練馬区保健福祉サービス苦情調整委員
	藤田 庄子	練馬区地域福祉推進委員
	増田 時枝	練馬区老人クラブ連合会会長
	松尾 千賀子	練馬区福祉のまちづくりを推進する区民協議会委員
学識経験者 (2名)	冷水 豊	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
	東條 光雅	駒澤大学文学部社会学科教授

: 座長

: 副座長

敬称略

資料

(2) 介護保険運営協議会

練馬区介護保険条例（抜粋）

第3章 介護保険運営協議会

（設置）

第6条 介護保険事業の運営に関する重要な事項を審議するため、区長の附属機関として、練馬区介護保険運営協議会（以下この章において「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、区長の諮問に応じて、つぎに掲げる事項について審議し、答申する。

(1) 法第117条第1項の介護保険事業計画に関する事項

(2) その他介護保険事業の運営に関する重要な事項

（組織）

第7条 協議会は、つぎに掲げる者につき、区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

(1) 被保険者

(2) 医療保険者（法第7条第7項に定めるものをいう。）の職員

(3) 医療従事者

(4) 福祉関係団体の職員または従事者

(5) 介護サービス事業者（法第4章により保険給付の対象となる事業を行うものをいう。）

の職員

(6) 学識経験者

（委員の任期）

第8条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第9条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

練馬区介護保険条例施行規則（抜粋）

（介護保険運営協議会の構成）

第6条 条例第7条に規定する練馬区介護保険運営協議会（以下この章において「協議会」という。）の構成は、つぎのとおりとする。

(1) 被保険者 6人以内

(2) 医療保険者の職員 1人以内

(3) 医療従事者 1人以内

(4) 福祉関係団体の職員または従事者 4人以内

(5) 介護サービス事業者の職員 6人以内

(6) 学識経験者 2人以内

（会長）

第7条 協議会に会長を置き、学識経験者の委員のうちから、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第8条 協議会の会議は、会長が召集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

開催の経過

開催年月日	回数	主な審議内容
[平成18年度] 平成18年10月23日	第1回	1 委員委嘱 2 会長選出 3 第3期介護保険運営協議会の運営について 4 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成18～19年度)の概要について
平成19年1月15日	第2回	1 委員の紹介 2 報告事項について 平成17年度練馬区石神井地区地域介護福祉空間整備計画の評価について 公的介護施設等の整備に関する計画について 平成18年度地域密着型サービス事業者公募の選定状況について 平成19年度地域密着型サービス事業者の公募について
平成19年3月27日	第3回	1 諮問事項について 平成17年度練馬区石神井地区地域介護福祉空間整備計画の評価について 2 報告事項 要支援認定者サービス利用者調査の結果について
[平成19年度] 平成19年9月10日	第4回	1 委員の交代について 2 第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について 3 報告事項について 認知症の予防とケアについて 地域密着型サービスについて 株式会社コムスンについて 介護老人保健施設「すずしろの郷」について
平成19年11月16日	第5回	1 委員の交代について 2 諮問について 第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について 3 第4期介護保険事業計画策定について 第3期介護保険事業計画の実績について 第4期介護保険事業計画の方向性および検討課題について 高齢者基礎調査について
平成20年1月11日	第6回	1 委員の交代について 2 第4期介護保険事業計画に関することについて(諮問事項) 介護予防事業について 3 税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置について 4 報告事項 小規模多機能型居宅介護に係る高い報酬の設定について
平成20年2月1日	第7回	1 東京都地域ケア体制整構想について 2 高齢者基礎調査について 3 第4期介護保険事業計画に関することについて(諮問事項) 介護予防事業について 施設整備について

資料

開催年月日	回数	主な審議内容
平成20年3月24日	第8回	<ol style="list-style-type: none"> 委員の交代について 高齢者基礎調査結果の概要について 介護サービス事業者調査について 第4期介護保険事業計画に関することについて(諮問事項) 人材確保について 適切な介護保険制度の運営について 平成18年度練馬地区公的介護施設等整備計画について
[平成20年度] 平成20年5月12日	第9回	<ol style="list-style-type: none"> 第4期介護保険事業計画に関することについて(諮問事項) 適切な介護保険制度の運営について 人材確保について 認知症高齢者ケアシステムについて 報告事項 平成20年度「地域支援事業に要する費用の額について」
平成20年6月30日	第10回	<ol style="list-style-type: none"> 介護サービス事業所数一覧について 第4期介護保険事業計画に関することについて(諮問事項) 検討課題に対する委員の意見・課題等およびまとめについて ア. 認知症高齢者ケアシステムについて イ. 介護予防重視型システム(介護予防事業)について ウ. 適切な介護保険制度の運営について エ. 施設整備について 介護人材の定着・確保に向けた介護報酬のあり方等に関する緊急提言について
平成20年7月28日	第11回	<ol style="list-style-type: none"> 在宅療養支援診療所・有床診療所について 第4期介護保険事業計画に関することについて(諮問事項) 検討課題に対する委員の意見・課題等およびまとめについて 人材確保について 第4期介護保険事業計画における地域包括支援センターの方向性について 第4期介護保険事業計画における地域密着型サービス拠点の整備の方向性について
平成20年8月27日	第12回	<ol style="list-style-type: none"> 練馬区第4期介護保険事業計画策定に向けた中間答申(案)について 介護保険について
平成20年9月11日		練馬区長へ中間答申を提出
平成20年11月27日	第13回	<ol style="list-style-type: none"> 第4期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)について 「練馬区第4期介護保険事業計画策定に向けた中間答申」の計画素案への反映について 第1号被保険者の保険料段階について
平成21年2月2日	第14回	<ol style="list-style-type: none"> 練馬区第4期介護保険事業計画策定に向けた答申(案)について 介護保険料について
平成21年2月5日		練馬区長へ最終答申を提出

第3期練馬区介護保険運営協議会委員名簿（平成21年2月5日現在）

選出区分	氏名	所属等	任期
被保険者 (6人以内)	岩月 裕美子	公募委員（高野台在住）	
	小川 淳子	公募委員（豊玉北在住）	
	護守 庸子	公募委員（豊玉北在住）	
	堀田 和彦	公募委員（石神井町在住）	
	目崎 勢津子	公募委員（大泉学園町在住）	
	山口 裕子	公募委員（向山在住）	
医療保険者 (1人以内)	小池 敏夫	日本情報機器健康保険組合 常務理事	
医療従事者 (1人以内)	辻 正純	辻内科循環器科歯科クリニック 院長	
福祉関係団体の職員または従事者 (4人以内)	上野 定雄	練馬区社会福祉協議会 会長	平成20年2月6日まで
	大村 宣雄	練馬区社会福祉協議会 副会長	平成20年2月7日から
	大野 文子	民生児童委員協議会富士見台・南田中地区会長	平成19年11月30日まで
	中川 正喜	民生児童委員協議会富士見台・南田中地区会長	平成19年12月1日から
	増田 時枝	練馬区老人クラブ連合会 会長	
	吉川 雄一郎	練馬ワグス・ガーデン在宅介護支援センター 相談員主任	
介護サービス事業者の職員 (6人以内)	滝口 秀範	練馬区立関町特別養護老人ホーム 施設長	平成19年5月31日まで
	海老根 典子	練馬区立富士見台特別養護老人ホーム 施設長	平成19年6月1日から
	尾方 恵美	ケアセンターかたかご 介護支援専門員	
	瀬戸口 信也	ジャパンケアサービス 取締役	平成19年1月1日から
	永野 攝子	NPOアクト・練馬むすび 理事長	
	中村 哲郎	介護老人保健施設 ミレニウム桜台 理事長	
	福井 倫子	介護老人保健施設 練馬ゆめの木 副施設長	
学識経験者 (2人以内)	足立 紀子	淑徳大学看護学部地域看護学教授	
	冷水 豊	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授	

: 会長

: 会長代理

敬称略

資料

(3) 区民意見反映制度に基づく区民の意見の募集等

区民意見反映制度（パブリックコメント）制度に基づき、第4期計画素案の周知および区民の意見を募集しました。

同時に、区内で介護サービス事業所を運営する事業者向けに、第4期計画素案の概要についての説明会を開催し、様々な意見・提案を受けています。

また、練馬区が定期的実施している地域住民と区長との直接対話の場である「～とともに地域を築く～区民と区長のつどい」の会場にていただいた、高齢者施策への意見を反映しています。

区民意見反映制度（パブリックコメント）

ねりま区報（平成20年12月11日号）および練馬区公式ホームページにより、第4期計画素案に関する意見を募集しました。

[意見の募集期間]

平成20年12月11日～平成21年1月9日

[第4期計画素案の縦覧場所]

練馬区役所、区民事務所、出張所、総合福祉事務所、図書館などの区立施設

介護サービス事業者向け第4期計画素案説明会

開催場所	開催日
練馬公民館	平成21年1月7日

ともに地域を築く 区民と区長のつどい

テーマ

「いつまでもいきいきと暮らすために～高齢者が暮らしやすいまちをめざして～」

	開催場所	開催日
第1回	光が丘区民センター	平成20年11月5日
第2回	関区民センター	平成20年11月11日
第3回	石神井公園区民交流センター	平成20年11月13日
第4回	練馬区役所アトリウム棟地下多目的会議室	平成20年11月17日

2 区庁内組織による検討

(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

第4期計画策定のため、区庁内に横断的な検討を行うための委員会を設置しました。

練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の設置について

19 練福高第 1737 号
平成 20 年 2 月 1 日

(設置)

第1 練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成21～23年度)を策定するため、練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会はつぎの事項について検討する。

- (1) 練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定方針に関する事項
- (2) 練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の内容に関する事項
- (3) その他委員長が必要と認める事項

(構成)

第3 委員会は委員長、副委員長および委員をもって構成する。

- 2 委員長は、健康福祉事業本部長とする。
- 3 副委員長は、福祉部長とする。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(運営)

第4 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴き、また説明を求めることができる。

(部会の設置および構成等)

第5 委員会には、特定事項の調査および検討を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会の構成および運営等に関する事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課で処理する。

(その他)

第7 上記に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

資料

別表 1 (第 3 関係)

企画部	企画課長
区民生活事業本部	区民部 国保年金課長
	産業地域振興部 経済課長
	地域振興課長
健康福祉事業本部	福祉部 地域福祉課長
	高齢社会対策課長
	介護保険課長
	介護予防課長
	総合福祉事務所長の職にある者 1 名
	健康部長
	健康部 健康推進課長
	地域医療課長
	保健予防課長
	保健相談所長の職にある者 1 名
環境まちづくり事業本部	都市整備部 住宅課長
教育委員会事務局	生涯学習部 生涯学習課長
	スポーツ振興課長

(2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会（幹事会）・分科会

「練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の設置について」第5に基づき、部会として幹事会を設けました。

さらに、第4期計画策定にかかる重点課題を集中的に検討するため、当該分野を所管する幹事会員を長として8つの分科会を設けました。

部会（幹事会）

会 長 福祉部長

副会長 健康部長

会 員 地域福祉課長

高齢社会対策課長

介護保険課長

在宅支援課長

大泉総合福祉事務所長（高齢担当）

健康推進課長

地域医療課長

豊玉保健相談所長

事務局 高齢社会対策課計画係

分科会

社会参加分科会

施設整備分科会

住まい分科会

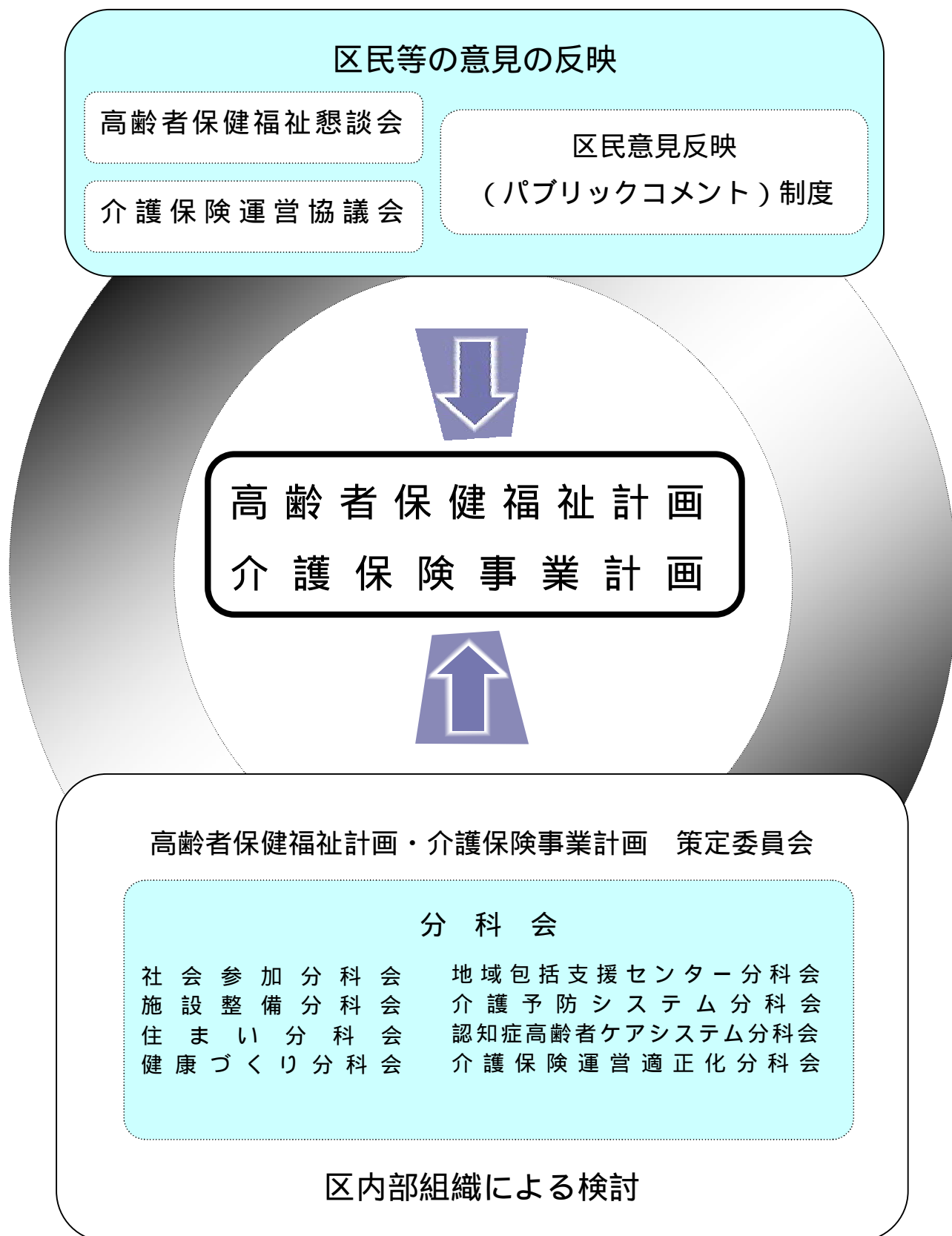
健康づくり分科会

地域包括支援センター分科会

介護予防システム分科会

認知症高齢者ケアシステム分科会

介護保険運営適正化分科会



SOY INK

マーク

第 4 期
平成 21 ~ 23 年度 (2009 ~ 2011 年度)

練馬区
高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画

平成 21 年 (2009 年) 3 月発行

編集・発行 練馬区 健康福祉事業本部 福祉部 高齢社会対策課
〒176-8501 東京都練馬区豊玉北 6-12-1
電話：03 - 3993 - 1111 (代)

編集協力 株式会社インテージ
〒101-8201 東京都千代田区神田練塀町 3 番地
インテージ秋葉原ビル
電話：03 - 5294 - 8305 (代)